

第八十回 参議院社会労働委員会議録第八号

昭和五十二年五月十二日(木曜日)

午前十時六分開会

委員の異動
四月二十六日 辞任

柄谷 道一君
高田 浩運君
遠藤 要君
村田 秀三君
中村 利次君

四月二十七日 辞任

柄谷 道一君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任
中村 利次君

中村 利次君

橋本 繁蔵君

目黒今朝次郎君

柄谷 道一君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

出席者は左のとおり。
委員長

理 事

上田 哲君

佐々木 満君

丸茂 重貞君

浜本 万三君

上原 正吉君

永野 嶽雄君

福井 勇君

二木 謙吾君

寺田 熊雄君

日黒今朝次郎君

柄谷 道一君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

補欠選任

望月 邦夫君

戸田 菊雄君

高田 浩運君

遠藤 要君

村田 秀三君

中村 利次君

を行ふこと等であります。

その二是、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業の転換または事業規模の縮小を余儀なくされた場合に、これに伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対して、その教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと等であります。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

新たに行うこととしております雇用安定事業に要する経費に充てるため、雇用保険の保険料率のうち事業主のみの負担に係る部分を、千分の〇・五引き上げることとしております。

第三は、労働保険特別会計法の一部改正であります。

雇用安定事業は、景気の変動等による波動性の大きい事業であり、雇用調整給付金を初めてこれに要する経費は、不況期には相当多額に支出されますので、平常時において計画的に積み立てておき、必要に応じて集中的に使用することにより、事業を効果的に実施することが必要と考えております。そのため、労働保険特別会計の雇用勘定に、雇用安定資金を設置することとしております。

なお、この法律案は、昭和五十二年十月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の保険料率の引き上げに関する部分は、昭和五十三年四月一日から施行することとしております。

以上、雇用保険法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(浜本万三君) 以上をもって趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○自黒今朝次郎君 法案に入る前に、当面する雇用の問題がありますから、二、三お伺いいたします。

労働大臣は、季節労働者の雇用と生活の安定を

図るために臨時の特別措置として、季節労働者の就労促進や通年雇用化のために必要な技能の付与

を目的とした職業講習の実施を促すため助成制度を講すると、これはこの前衆議院で述べておまりますが、北海道における季節労働者、私もこの飛び石連休ですと北海道を回ってきたんですが、相当季節労働者が激しい条件で、苦しい条件に置かれている。こういう北海道の問題などについて、野党三党の提案した特例一時金などもあるわけであります。これが、これらの問題について具体的にどういう措置を講じようとするのか、まずこの件について大臣なりその他の方の御答弁をもらいたい、こう思います。

○國務大臣(石田博英君) この季節労働の人々に対する雇用保険の適用の問題についての私の見解は、もうたびたび申し上げておきますから繰り返しません。しかし、それにかわる北海道という特殊地域の特殊条件に対応いたしますために、衆議院の社会労働委員会あるいは石炭その他の石特委員会、あるいは本委員会等でお約束いたしましたように、具体的な措置をすでに講じ、関係各省との調整を進め、そのほとんどを終わっているところでございます。具体的な内容については安定局長からお答えを申します。

○政府委員(北川俊夫君) いま大臣御説明のようないに、北海道におきまして雇用の場を確保するため関係各省との御協力のもとに公企事業の早期発注等、あるいは労働対策としまして職業訓練の拡充、職場適用訓練の拡大等を行っておりますが、特に北海道におきます現状にかんがみまして、一つは冬季の就労奨励のための制度を行いたいと思います。これは一月三月の屋外における就労が非常に困難な際に、季節労務者を雇用する事業主に対してある程度の助成を三年間に限定をして行う

と、こういう考え方でございます。

ささらに、四十五歳以上の中高年の季節労働者につきましては、その通年化を前提といたしまして、職業講習等を行う事業主に対しまして、これもやはりある程度の助成を考えたいと、こういうこと

で鋭意構想を検討中でございまして、これによりまして三年間のうちに通年化を促進するとともに、先ほど申しました公企事業の早期発注、その他職場の拡大等を通じまして北海道におきます季節労務者の雇用の安定をぜひ図りたいと、こう考

えております。

○目黒今朝次郎君 公共職業訓練の充実については積極的に取り組むと、こういうお話であつたわけありますが、北海道の場合でもこの訓練施設の能力という点には限界があるんじゃないからどうか。そういう点を考えますと、この方面の打開をどんなふうに考えていらっしゃるか、ひとつお伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(北川俊夫君) 従来の公共職業訓練所の計画的な拡充ということとも考えておりますが、これは急場には間に合いません。したがいまして、院の社会労働委員会あるいは石炭その他の石特委員会、あるいは本委員会等でお約束いたしましたように、具体的な措置をすでに講じ、関係各省との調整を進め、そのほとんどを終わっているところでございます。具体的な内容については安定局長

からお答えを申します。

○政府委員(北川俊夫君) いま大臣御説明のようないに、北海道におきまして雇用の場を確保するため関係各省との御協力のもとに公企事業の早期発注等、あるいは労働対策としまして職業訓練の拡充、職場適用訓練の拡大等を行っておりますが、特に北海道におきます現状にかんがみまして、一つは冬季の就労奨励のための制度を行いたいと思います。これは一月三月の屋外における就労が非常に困難な際に、季節労務者を雇用する事業主に対してある程度の助成を三年間に限定をして行う

と、こういう考え方でございます。

ささらに、四十五歳以上の中高年の季節労働者につきましては、その通年化を前提といたしまして、職業講習等を行う事業主に対しまして、これもやはりある程度の助成を考えたいと、こういうこと

あるいは東北の雪の多いところ、そういうところの方の意見を聞くと、全体としてアンケートをとれば、暖かい方が多いのであるからバーセンティージは出てくるだろうと。しかし、雪の降る方の者はそういうことについては非常に困る。したがつて、もう一回、この国会で間に合わなければこの問題について現行のやつと旧法と二つ置いて、その選択制度をその業種によって、地域によって詰め出かせん農民の方々の間に多いのです。したがつて、この選択制という問題について検討する用意

があるかどうか、ひとつ大臣のお考えを聞きたいと、こう思うのです。

○國務大臣(石田博英君) いまの目黒さんの御質問の中に、全体として六〇何%というお答えをしました覚えはないのです。私の郷里である秋田県で調べた場合に六一%が改正法の方がいいと。それで前の方の、要するに九〇%で、そのかわり就業しないいけないと、こういう前の制度の方がいいといふ実現をさせたい、こう考えております。

○目黒今朝次郎君 この安全衛生法に基づく「技能講習」、こういう点もあるわけです。こういうものなどの関連について拡大させていくといふ考え方はないでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 先ほど御説明をいたしました職業講習を行いまして、それに対して種々の助成を行う考え方と関連をいたしまして、その講習の一つのやり方としまして、御指摘のようにただいま建設災防協会等が行っております安全のための技能講習も、当然この職業講習の一環として組み入れて、有機的に職場講習の拡大を図ることといたしたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 この前労働大臣、予算委員会で季節労働者の失業給付の問題についてアンケートをとると、現行の方がよろしいというものが六〇%以上超していると、こういう話があつたんだが、これは総合的な施策の中での地域対策の一環としてやっぱり取り上げてもらわなきゃいかぬ。私は北海道道厅の人たちにも、こればかりで解決

しようとしている。あなたの方ほどの施策の中でこの問題を取り組む必要があるんじやないかと。これを申し上げてまいりたわけでござります。したがつて、この雇用保険法自体の中で現行制度を変更していくという考えはございません。

しかしながら、やはり全体の施策の一翼を担う労働行政として、あとう限りの配慮をしてまいりたいと、やっぱり雇用保険のお金というのは結局全労働者、全国の労働者から集めたお金でもあるわけありますので、やはりできるだけ公平に、各地域にわたって公平な条件で行われるよう運用するのが私どもの責任だと考えております。

○日黒今朝次郎君　じゃ、そういう御努力をお願いします。

それから次は、ソ連の二百海里問題で北海道、東北などの北洋漁業関係者の問題について、この前新聞にあつたとおり、五月一日からこの雇用調整給付金の対象にしたと。非常に敬意を表するわけですが、これによって救われる労働者といいますか、どのくらいに大体把握されているか、わかつておつたら聞かせてもらいたいと思うんです。

○國務大臣(石田博英君)

これは逆であります。

○日黒今朝次郎君

じや、それ願いたいです。

○國務大臣(石田博英君)

この職業転換をする際に、この職業転換給付金制度には年齢の制限がありますね、四十歳以上と。ところが、小さな船に乗つている人は四十歳以下で若い方が大分いらっしゃるんですよ。私の塩釜あたりを見ましても、こういう際の年齢制限の特例か何か考えてもらいたいと思うんです。

○日黒今朝次郎君

じや、それ願いたいです。

○國務大臣(石田博英君)

この北洋漁業に適用する際も、零細企業が網にかからないという点がたまたまありますので、こ

ういう水産業であるだけに、きわめて零細企業が

多いんですから、その点については特に指導から御配慮願いたいと、こう要請しておきます。

○國務大臣(石田博英君)

それから、この漁船乗組員、これなどについて

は雇用対策法で職業転換という点は当然積極的に

考えられなきやならぬと、こう思ひます。この点はいかがでしょうか。

○國務大臣(石田博英君)

船に乗つているいわゆる船員の人たちについては、御承知のように五トン以下の漁船の乗組員が私どもの所管になるわけあります。それから政令に定めた場合三十トン以下の漁船というのも政令において定められており、それ以外の人たちはいわゆる運輸省の所管でございますし、船員保険の対象となるわけではありません。しかし、実際に離職をいたしまして、そこはほとんど雇用調整給付金の給付を受けていないというようなことを言っておつたんですねが、これはどうしたことなんですか。向こうの認

識が誤っているのか。こちらの方で把握している点があつたら教えてもらいたい。向こうの県の責任者が、どのくらい受けていますかと言つたら、いや、受けていませんと、こう言つておつたんで

がほとんどでございます、いまの北洋を除きまし

て。したがいまして、沖縄におきましても当然対

象業種があり、かつこの恩恵に浴しておると思

ますが、現在手元にその数字を把握いたしてお

りませんので、後で調べて先生に御報告いたしま

すが、もし検討いたしましてその対象の数が少な

いとすれば、あるいは行政上普及についての欠陥

があると、そういうようなこともあらうかと思

ますので、その辺は十分検討させていただきたい

と思います。

○日黒今朝次郎君　じや、それ願いたいです。

○國務大臣(石田博英君)

これは北洋漁業関係だけといふことに

なりますと、やっぱり特別立法というようなこと

も考えなきやならぬわけでございます。そういう

実情を踏んまえた検討をいたしたいとは思つてお

りますが、現状はいま申し上げたとおりでありますので、直ちにそれを実施するということ是非常

に困難でございます。

○日黒今朝次郎君　それは、じゃ私も検討しま

すから、検討をしてもらいたいと思います。

○國務大臣(石田博英君)

それから、やっぱりこの際にも職業訓練の、北

海道だけでなく、船乗りの方々が転換する際の

受け入れ体制といいますか、そういうことについ

てもやっぱり行政の面から積極的に指導しない

と、なかなか宙ぶらりんになつてしまふと、こう

いう前例が幾つもありますから、こういう受け入

れ側の行政指導というごとに、どんなお考え

を持つておるわけであります。しかし、実際に離職をいたしまして、こう思つ

うふうに定められまして、ことしは二年目になつ

ますが、この五十五年を想定した際に、雇用

構造といいますか、雇用関係といふものはどうい

と同様の取り扱いをいたしました。しかし、遠洋マグロ・カツオあるいは遠洋捕鯨それから——捕鯨は遠洋に大体決まっておるでしょうけれども、捕鯨と、それからアメリカの二百海里設定によるスケトウダラ、そういうものはすでに業種指定をいたしておりますし、先ほど申しましたように、こ

れがら生ずるものについても五月一日に、私どもが一番最初に業種指定をいたしたような次第でござります。

○日黒今朝次郎君　この職業転換をする際に、この職業転換給付金制度には年齢の制限がありますね、四十歳以上と。ところが、小さな船に乗つている人は四十歳以下で若い方が大分いらっしゃるんですよ。私の塩釜あたりを見ましても、こうい

う際の年齢制限の特例か何か考えてもらえるかど

うか、これについて見解を聞かせてもらいたいと思

うんです。

○國務大臣(石田博英君)

これは北洋漁業関係だけといふことに

なりますと、やっぱり特別立法というようなこと

も考えなきやならぬわけでございます。そういう

実情を踏んまえた検討をいたしたいとは思つてお

りますが、現状はいま申し上げたとおりでありますので、直ちにそれを実施するということ是非常

に困難でございます。

○日黒今朝次郎君　それは、じゃ私も検討しま

すから、検討をしてもらいたいと思います。

○國務大臣(石田博英君)

それから、やっぱりこの際にも職業訓練の、北

海道だけでなく、船乗りの方々が転換する際の

受け入れ体制といいますか、そういうことについ

てもやっぱり行政の面から積極的に指導しない

と、なかなか宙ぶらりんになつてしまふと、こう

いう前例が幾つもありますから、こういう受け入

れ側の行政指導というごとに、どんなお考え

を持つておるわけであります。しかし、実際に離職をいたしまして、こう思つ

うふうに定められまして、ことしは二年目になつ

ますが、この五十五年を想定した際に、雇用

構造といいますか、雇用関係といふものはどうい

うか、これについて見解を聞かせてもらいたいと思

うんです。

○國務大臣(石田博英君)

具体的なことは担当局長からお答えをいたしま

す。

○政府委員(北川俊夫君)

大臣御指摘のように、

いまの漁業交渉の結果を見ませんと対象人員がど

のくらいいになるか、訓練吸收の人員がどのくら

いになるかという把握ができませんので、いま何と

も具体的にはお答えはできませんが、ただ北海道

を集中として

この問題につきましては、やはり急急的には

船は楽ですけれども、船からおかという問題にな

りますといろんな困難が伴うわけで、先般も岩手

県あるいは秋田、青森等の業者から、それは困難

だ、こうよく言わるんです。しかし、困難な

ことはわかるけれども、それはもうだめなんだ

こというように決めてからしないでもらいたい。

こちらの方としてもやっぱり結局受け入れができる

なければしようがないから、そういう意味

もかねて処理をするつもりでおるんで、自分の方

の条件はもうだめだ、これはもうだめなものだと

決めないと、こういうことを申し上

げておりますが、そういう態度で臨みたいと思

います。

○政府委員(北川俊夫君)

大臣御指摘のように、

いまの漁業交渉の結果を見ませんと対象人員がど

のくらいいになるか、訓練吸收の人員がどのくら

いになるかという把握ができませんので、道内にお

ける訓練所の活用、先ほど申しましたように、事

業主への委託訓練も含めて検討いたしますとともに

年、この問題につきましては、やはり急急的には

東北各県における御協力を得て、東北における訓

練所あるいは事業主の受け入れ等をも、やや広域

的な受け入れ体制をも準備をいたしたいと、こう

考えております。

○日黒今朝次郎君

次に、政府は去年の六月十八

日、第三次雇用対策基本計画

といふものを設定し

て、その課題として、低成長化のもとでインフレ

なき完全雇用を達成維持すると、こういうことを

挙げておるわけであります。この計画は五十一

年から五十五年まで五ヵ年計画であると、こうい

うふうに定められまして、ことしは二年目になつ

ますが、この五十五年を想定した際に、雇用

構造といいますか、雇用関係といふものはどうい

うか、これについて見解を聞かせてもらいたいと思

うんです。

○國務大臣(石田博英君)

具体的な問題は担当局

でござりますが、船から出でてくる方々

は私どもの所管でございますので、これは雇用対

策法等の対象はむろんのこと、一般的労働者諸君

は、あなたの方ほどの施設の中でも

この問題を取り扱いをいたしたい。しかし、遠洋マ

グロ・カツオあるいは遠洋捕鯨それから——捕鯨

は遠洋に大体決まっておるでしょうけれども、捕

鯨と、それからアメリカの二百海里設定によるス

ケトウダラ、そういうものはすでに業種指定をい

たしておられますし、先ほど申しましたように、こ

れが生ずるものについても五月一日に、私ども

が一番最初に業種指定をいたしたような次第でござります。

○日黒今朝次郎君

この職業転換をする際に、この職業転換給付金

の対象業種、対象といたしてあります業種が四十

種類に及んでおります。これは全国共通的な業種

がほとんどでございます、いまの北洋を除きまし

て。したがいまして、沖縄におきましても当然対

象業種があり、かつこの恩恵に浴しておると思

いますが、現在我が所管であります。これはもうだめなものだと

が、もうだめだめだ、これはもうだめなものだと

が、もうだめだめだ、これはもうだめなものだと

が、もうだめだめだ、これはもうだめなものだと

が、もうだめだめだ、これはもうだめなものだと

が、もうだめだめだ、これはもうだめなものだと

が、もうだめだめだ、これはもうだめの

う状態になることを求めて いるのか、若干数字を

三

の一二三月が葛工業生産がかなめ急テンボで上昇

寒驕二印一法一之常用的要因之持之而勿忘也

う状態になることを求めているのか、若干数字を挙げて説明してもらいたいと、こう思うんです。
○国務大臣(石田博英君) 具体的な数字は安定局長からお答えをいたしますが、基本的な考え方など

すと、なかなかこのいま大臣が言ったような五十五年で需要と供給のバランスをとるという展望については、率直に言って暗い展望じゃないかと田畠さんはいますが、その見通しと対策などについて考へがんばるかしてもらいたいと思うんです。

の一一三月が鉱工業生産がかなり急テンポで上昇をいたしました。それに伴いまして雇用の改善も著しいものがございました。したがいまして、私たちいま先生御指摘のように、年度平均で有効求人倍率が大体〇・七七程度には回復するのではないか、そこからもう少しあがくいくと、二〇〇九年の年間の求人倍率は一・〇〇前後になると見込んでおります。

て、実態に即しまして常用的要因を持つておれば、当然雇用保険法の対象として十分なる失業給付が受けられるような措置をする等々の施策を行つておるわけでござりますけれども、今後もこの施策の充実を図りまして、先生御指摘のような方向で不安定雇用が少しずつでも減らるよう行政的な努力をしてまいります。

では労働力の靈給のバランスがスムーズに移行できるであろう、こういう考え方に基づいたものでござります。ただ、五十年度以降これが停滞をしておりますのは、幾つかの原因、もちろん第一には不況期間が長く続きましたために、使用者側において、いわゆる労働力の雇用というものの意欲が停滞をしたということがまず第一に挙げられ

○政府委員(北川後夫君) 私たちの見通しでは、
　國務大臣(石田博英君) 見通し達成が楽な条件の中にあるとは決して思つておりません。先ほどの申しましたような条件が背景にござりますために、なかなか経済の回復とか鉱工業生産の伸びとかがいいわけにいかないところにむずかしい点があると考えておりまます。具体的な数字等の見通しについては北川君から

ないかとこう見ておったのでござりますが、実はその後景気の中だるみ、それに加えて非常に企業側としましては求人の手控えというものを行っておりまして、これは現実的な面としましては、たとえば常用をふやさずバーチャルマー等で補う、あるいは時間外労働をふやすというような形が如実に出てまいりました。そういう点から、やはりいまの景気の見通しが大変現実と合わなかつたということが、雇用が伸びない一番大きな原因でございまして、その点昨年度私たちが立てました見通しがやや過ぎて現実と離れたというのだが

の充実を図りまして先生従提携のような方向で、不 安定雇用が少しずつでも減るよう行政的な努力を積み重ねる考え方でござります。

○目黒今朝次郎君　これは一昨年ですが、雇用保険法の改正の際の附帯決議として、国有林労働者の通年化ということなどについても掲げられておりまして、いま労使などにおいて交渉が行われておるわけですが、私はいま、先ほど大臣が省力化という問題もわからぬわけじゃないのですけれども、国の機関が、いま中高年齢の雇用というとを、いま局長が言うとおりやつている反面、國有事業という場から中高年齢者をどんどんどんど んふるいにかけて落としていく。労働省の政策と

やはり経営用制あるいはまた企業別労働組合、そういうような日本独特の雇用制度、労使関係の中では、これが背景となつてそういう状態にと

るということで、数字としては明示をいたしておりませんで、ただ政府の五十年代前期の計画の中では、五十五年に失業率一・三%ということを二応の目標として掲げております。それを達成するためには、いま大臣御指摘のよう、今まで雇用

○目黒今朝次郎君　さらに、第三次計画の中で不安定雇用労働者の解消という点がテーマに上つておるわけであります。臨時工、日雇い労働者あるいは中高年齢者と、こういう方々が非常に不安定雇用の中で揺れ動いている、こういう現状であります。この不安定雇用の改善といたることにつき

なんあるいはいかけて落としていく。労働省の政策策と逆行するようなことが政府機関内部で行われていて、それが以下同文、地方の自治体にも反映して行われている。この辺は総合的に私は雇用の安定化ということを考えると、一定期間、三年なり五年なり景気の回復して雇用の見通しが出るまでぐらいいは、政府関係機関ぐらいは私はきちつと筋道を立ててやる、その上で民間の皆さんにもあるいは

もうとするか、その見解を聞かしてもらいたいと、こう思うのです。

企業の皆さんにもお願いする、そういうことをしないで片手落ちじゃないかということを、ある経営者から私はこつびとく言われたことがあります。

ようなことも背景をなしているかと思います。た
だ、本年度、予算案がこれは非常に実施をいま急
いでおりますが実施されて、当初の目標の六・
七%の経済成長が達成をされるとわれわれは思つ

○目黒今朝次郎君　この五十二年の四月二十六日の新聞報道によりますと、労働省としては、五十年の有効求人倍率を〇・七から八と、こういふ態にぜひ実現をするよう最大限の努力をいたす考えでございます。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちのこれから雇用対策の中で、先生御指摘の臨時、パートあるいは日雇い、そういう不安定雇用者の解消、これが大変重大な課題と、こう考えております。私たちは事業主に対しましてこういう不安定雇用の解消、すなわち通常雇用への切りかえ、そのためにはここに着手しなければ、ある、よってこちら

○国務大臣石田博英君 いや実は、きのう私はやはりある使用者から、中高年齢層の雇用促進や結構、定年延長も結構、一休労働省はどうなつておられるんだと聞かれまして、即答ができるないで弱い立場になつたのです。それで、この問題は、ある経営者から私はこつびどく言わされたことがありますから、こういう関係の総合的な指導理念をお聞きしたいのです。それで、それをひとつ大臣に聞かしてもらいたいと、こう思うのですが。

○日黒今朝次郎君　いま大臣から若干あつたんですが、この統計を見てみると、求人倍率の方は三月で〇・六三ということで二月に比べて若干上

干差があり過ぎるのですが、この辺の背景、原因などについてはどんなふうに掌握しているか教えてもらいたい、こう思うのです。

ら不安定雇用者が解雇をされるというような事態が、好ましいことではありませんが起きた場合にも、パートあるいは臨時というような名称でなく

て行う企業に対し、こういう問題についての協力を求める以上は、政府及び政府関係機関がます率生して行わにやならぬ。これはもうお説のとおりで

そういう基本的な考え方で臨んでおるつもりでございます。

○日黒今朝次郎君　まあ、きょうは各省呼ばながったんですけれども、そういう点で、たとえば専売においても、皆さんのがんでいるたばこが一分間二万本の機械を、今度は新しい機械を入れて四万二千本と、そういう機械を導入して、いわゆる中高齢者の皆さんなり、あるいは婦人労働者の皆さんに退職を募集する提案をするとか、いま林野の常勤化、常用化の皆さんを、三万二千名おる現在の方々を公務員に準ずるにするかわり、一万六千か七千でがまんしてくれと。逆に一万四、五千の方々が一応ふるいから落とされる。ほとんどが中高齢者だと、こういう実態があるんですよ。だから、私はいま大臣の言つたことを、ひとつ閣議なりあるいは関係各省で、もう少しその辺は、不景気の完全失業をこういう時代ですね、そういうものに対する具体的なやつぱり調整指導という点を三年なら三年、五年なら五年、景気の見通しがつくまで一応やろうじゃないかと、その点については少し、まあたばこの製作が二万が四万のやつ一年おくれたからって……私はたばこのみませんけれども、たばこのむ方が困るわけじゃないんですから、その点はやっぱり雇用の安定という角度から十分政策を見直してもらいたいと、こう思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石田博英君) 問題はやつぱり二つあります。一つは、いま申しましたような、お話をありましたような能率化、合理化、生産性字で申し上げますと、五十一年の九月は二十六件、十一月が二十四件、十一月が二十八件、十二月が三十四件ということで、五十一年通算で約四百件程度の届け出が出ております。この二月一日の日本経済といふ新聞に大分具体的に提起をしているんです。たとえばトヨタ自動車、あるいは中部電力、こういう大どころが政府関係機関がみずから守るという問題と、これは別個に存在する問題だと思います。それから両方兼ね合わせて全体の問題としては、雇用の回復というのがおくれている状態の中において、新たに政府関係機関の中でそのままの形で失業あるいは休業というようなものが出ることはこれは好ましくないと——これはわれわれの立場としては好ましくないと、そういう問題点があると思います。われわれは合理化を妨げるという立場にはありません。しかしながら、政府関係機関がみずから決めた6%という中高年の雇用率は守つてもらにせん。それから、願わくば雇用情勢がこういう状態の中で、新規に失業の発生というようなことはやはり手控えてもらいたいというのは、これはわれわれの立場でございます。

○日黒今朝次郎君　じゃ、それはひとつ期待いたします。

それから、最近の雇用調整を見ておりまして、景気循環型から雇用そのものを調整する、そういう型に変わってきてるんじゃないかな。いわゆる先ほど常用指数が上がらないというのは、逆にそういうことも裏づけしてくるんではなかろうかと、こんなふうに私は見ておるんですが、雇用対策法の義務がありますね。こういうものについて最近の数字で結構ですから、届け出があった個所と人員がわかれれば参考までに教えてもらいたいと、このように考えます。

○政府委員(北川俊夫君) いま、五十人以上につきましては、大量解雇の届け出を雇用対策法で義務づけておるわけでござりますけれども、最近の数字で申し上げますと、五十一年の九月は二十六件、十一月が二十四件、十一月が二十八件、十二月が三十四件ということで、五十一年通算で約四百件程度の届け出が出ております。この二月一日の日本経済といふ新聞に大分具体的に提起をしております。

○日黒今朝次郎君　そうしますと、この大量解雇などは、こう考へておられます。たとえばトヨタ自動車、あるいは雇用調整がそういう常用化の問題の人減らしという形までずつとこう——この五十二年

省で具体的な取り組みなりあるいは指導の中身があつたならば明らかにしてもらいたい、こう思うんです。○政府委員(北川俊夫君) 雇用調整の動向につきましては、一番景気のどん底であります五十年には雇用調整を何らかの形で行つておるが約七〇%，それがこの五十二年の一一三月では三割程度下がつております。ただ、雇用指数そのものが伸び悩みということは日黒先生御指摘のとおりでございますが、これは結局自然減耗といいますか、定年その他でやめた方の補充を企業がせずに、それはパートあるいは時間外労働の増加というような形で行つておる、こういうのが実態だと考へております。したがいまして、先ほどの大変解雇の届け出も、五十一年を五十年と比べますと件数的にはやや減つておるということで、私は日経新聞が指摘しておるようになつて、雇用の調整が時間外規制あるいは臨時の採用というようなことから大量解雇の方向へこれから進むというふうには即断はいたしておらないわけでございまして、ただ、われわれとしましては、いまの求人手控えという慎重な企業側の態度が厳然として存在いたしておりますので、やはり基本的には景気の回復という政府のいまの経済政策の発展を待ちまして、企業が雇用について積極的にやはり人を探つて大丈夫だと、こういう気持ちを起こさせることができることなどだと、こう考へておりますし、今後の雇用調整に当たりまして、先ほど大臣が御指摘のように、国の施策として中高年層あるいは身体障害者というような方の雇用の確保については、こういう届け出がありました際にも適切な指導を行つておるところでございます。

○日黒今朝次郎君　それで、まあ企業の先行き不安ということでなかなか退職者の穴埋めを控えてると、そういう傾向はそれなりに私ども認めておるわけあります。もう一つ、この雇用の機会の拡大という問題等については、時間短縮といふ、労働基準法ね、もう労働基準法の問題に手をつけたて、やはり時間短縮ということを積極的に行政の面なりあるいは立法の面でもう積極的な指導をするべき時期じゃないかと、こんなふうにまあ考えらるんですけど、この件はいかがでしようか。

○國務大臣(石田博英君) 労働時間の短縮というものが直ちに雇用の増大に結びつくと、こういう状態が進行していることが必要じやなかろうかと、たゞ、公衆の利便とか、あるいはその事業の相対的な関係とかいろいろなことがありまして、一律に立法的な措置をするためには、もつと現実的な状態が進行していることが必要じやなかろうかと、思ひます。たとえば、四十八時間労働を基準法で決めます場合においても、にわかに決めたのではなくて、そういう方向に国全体がかなりの程度で動き始めて、動いて実績をとつたときに行い得たと。四十時間につきましても、これはかなりの程度で進行がしております。かなりな程度で進行いたしますと、これはお互いに皆関連し合つておるわけですから、この進行の速度を加えてくることが期待される、そういう状態を待つて実施すべきものだと、私どもはこう考へております。

○日黒今朝次郎君　私も大臣の言うとおり短絡的におりますが、おたくの方の行政指導で週休二日制といふ重要な側面であることは私は間違いないと思うんです。ですから、いろいろな情勢とは言わられ、あるいは企業の方でも、まあ逆に見れば仕事がないから休みと、こういう極論もありますが、やはり大臣と認識が違うかもしませんが、ある程度積極的に時間短縮の法改正ということを問題を提起するとか、あるいは労働省が中心になつて検討するとか、そういう具体的な手がかり——一年

なり三年を展望をして手がかりをつける。そういう時期にあるんじゃないかと、こう思うんですが、まだ早いでしょうか。

○國務大臣(石田博英君) いまから十二、三年前に、私は自由民主党の労働憲章を書いて、四十時

きょうは通産省来ておりませんが、予算の面だけ見ますと、総予算の〇・六%ですね。労働省はやつと一%ですか程度いっていますけれども。ですから、農民の方は九・一%程度している、食管法等いろいろな形で農民は苦しいながらもそれなりに手が向けられておる。ところが、中小企業

かつておれは聞かしてもらいたい、こう思うのです。
○國務大臣(石田博英君) 詳細は基準局長からお答えをいたします。

からお前さんのあれは千円引くとか、千円上げるとか下げるとかと、自治労関係も私はやつてないと思うのですよ。いわゆる国機関関係ははとんど行われていないと私見ても間違いないと思うんですが、どうでしようか。

が、くそみそにたたかれた記憶がござります。しかし、今日それを議論して、その当時のような対応の仕方をする人はなくなつてきました。それだけ世の中が進んできたわけであります。それから、現実的にもうすでに四十時間労働がかなりの程度普及をしていることは事実でありますし、私どもの方もそういう方向に向けて行政指導をいたしております。これがある程度のところまでいきます

の方は本当に二百万、三三百万の貸し付け運転資金ぐらいが閑の山であつて、ほとんどめんどうを見てくれられない、だから雇用の問題についてもなかなかうまくいかないと、こういうことを言つているんですよ。だから、やっぱりそういう中小企業対策に国の助成ということについて、もっと積極的に私は手を入れれば、いま大臣が言った中小企業の雇用の分野という点は相当変わってくるのじやなかろうかと、こんな気がするのですが、この点はいかがでしよう、中小企業対策。

○国務大臣(石田博英君) 私の所管でございませんので、中小企業対策について論評する立場にはございませんけれども、いまこの四十時間労働と

まだ、いま不況な状態でありますので、いまの状態の場合に雇用自体を、雇用の増大という点だけを目標にしてやりますと、今度は中小企業の方間に及ぼす影響ということもありますので、まだ少し早いんではないだろうか。目指す方向としたら私は異存はございません。もう十数年前からそれ

○目黒今朝次郎君　ぜひそういふ面も國務大臣とは私どもの所管ではございませんけれども、それは積極的に行うことと含めて、そういうはね返つてこないような条件整備が必要だと、こう申し上げたんであります。

に大きいんじないかと、こう考えております。
○日黒今朝次郎君 私、この前北海道回つてずっと
と商店街のおやじさんたちと話し合つて——いま
中小企業の問題があつたんですが、私、中小企業
の皆さんに会つてみると、やっぱり雇用の拡大あ
るいは時間短縮なども含めて、もつと中小企業に
対して国自体が予算の裏づけを十分にしてくれ
る、そのぐらいの親切味があつていいいんじない
かと、こういうことをよく言っています。

してひとつ御努力をお願いしたいと、こう思つております。

次は雇用の関係、年次有給休暇の取り扱いについて、私も不勉強で余りわからなかつたのですけれど、昭和三十年十一月三十日 基収四七一八号と、こういう通達が出ておりまして、休暇をとつた際に期末手当、ボーナスなどについて判定の対象にしてよろしいと、こういう通達が出てゐるのですがね。この通達の出た背景などについてわ

○目黒今朝次郎君 大臣、そうは言つても、行政指導で、はいそうですかと聞くよな社長さんもいらっしゃるけれども、やっぱり逆にこれを利用して、休暇を抑制して働かせるという社長さんも一ぱいいらっしゃるんですよ。ですから、私はほのかの方は、労働省はどういうことをやっているか知りませんが、国鉄あたりは休暇とつたから云々なんということはやつていませんね、期末手当、ボーナスその他については、一切国鉄適用されおりません。私も委員長を十何年やつてきたんだから、公労協のほかの組合は私はほとんど適用されていないと思うのですよ。國家公務員だつて私は適用されていないと思うのですよ。休暇とつた

その有給休暇を買い上げるとか予約するとか、そういうことになりますと、まさに三十九条年休の違反になつてしまりますけれども、御指摘のような国がそういう取り扱いをしているから民間もやらなきやならぬというようなことになるわけでございませんので、先ほど大臣が申し上げましたように、解釈そのものといたしましては、全國統一的にやらなきやならぬ。しかも解釈は厳しくしなきやならない、刑事法の解釈といたしまして。そういうことを申し上げて、いわけございまして、その運用自体についていろいろ年休の取り扱いに問題があるとするならば、私どもは行政指導の面でやつてまいりたい。こういうふうに考える

わかやくあります。

○目黒今朝次郎君 これは私は年次有給休暇といふものを労働省がどういう角度で受けとめておるかという認識の問題だと思うんですよ。この年次会見ていると、あなたが心配するいわゆるこれがそのためあるんでしよう、保護のために。あるいは文化その他のいわゆる人間らしい生活をするための法律で保障している年次有給休暇と、最低二十二日という、あるいは積み上げ方式あります、それは。そこを重点に考えると、その労働者の権利としてある問題で、それを使つたためにはね返り給与に差がつくということについては、だから結局労働組合の強いところは労働者の権利が大変だぞ、大事だと、そんな企業の関係もあるけれども、こんなもの適用すべきじゃないといって、勤労なり國勞なり公労協の組合なりあるいは官公労の組合は適用してないんじゃないですか。私は認識の違いでこの解釈がよくもあり悪くなるということはどうちらの視点に、企業の支払い能力に立つから、労働者の保護に立つから、そこの私は認識の違いで、こう思ひますからね、もうこれ昭和三十九年ですか、一年一昔を二回り回つてゐるから、こんな行政解釈は撤回したらどうですか、これ。○政府委員(桑原敬一君) こういう刑事法規の解釈は、月日が変わつたからといって、特に事情がなければ変わるものでないまゝですが、私ども基準法の三十九条はその一年間に八割出勤をして六労働日をえなきやならぬと、最低。これをまず取り上げて私どもは行政監督をやつていて、これがでございますから、その関連において私どもはこの解釈をいたしておるわけです。一般的的な望ましい年休のとり方については、十分前向きで極的に指導をいたしてまいりたいと、こういうふうに思います。

てこになつて、休暇の付与の抑制の手段として使われている、あるいは、労務管理として使われてゐるという点があるんでしよう、このことは、座談会見ますと。だから、この法律があつて労働者があんた言んでいると、いうのなら私はいいと思うんですよ。この行政通達のために労働者が苦しめられているという点があれば、やっぱり労働者保護のサービス機関である労働省は、そういう事態があれば撤回すべきじゃないですか。私はその点が大事だと思うんですが、もう一度どうでしようか。現にあるんですから、労務管理に使われて、るといやうつか。

い年休のとり方がどうるべきかということは、私どもも十分研究をし、また行政指導の面で企業を十分指導してまいりたいと思いますが、この三十九条のぎりぎりの解釈として、一年間八割出勤をして六労働日与えると。その場合における解釈論をいたしまして、私どもは通達を出してゐるわけでございます。その解釈自体は私ども間違つたしまして、年次休暇をどういうふうな取り扱い方をするかというような面について、いろいろな意見もありはございません。ただ、労務管理の問題といつて、抑制的な機能を持つておるとすれば、私どもは十分そういった面について関係の方々の指導をしてまいりたいと、こういうふうに思いました。

○黒川朝次郎君 それじゃ少し要請でおきますよ。この問題をめぐって具体的に休暇の抑制、私はまあ労働省が書面出して企業に調査したつて、抑制やつてますなんていう答えてくるりっぱな企業は私ないと思うんですよ。ほんとやつておるのにやつておりませんと。やっぱり実際労働者が集まつて実態を通じてこういうことがあるんですけど、こういうふうに言われて、以上は、これを解消するための努力は当然すべきじゃないですか。おたくのこれが法解釈だと。しかし、このために労働者が苦しんでいると、苦しめられてお

るという現状に対してもどうするんですか、あんたら。行政からやつても返つてこない。現に労働者が苦しめられていると、こう、うりっぱな「労働法」という雑誌の中に堂々と名前まで言つて立入りをいたしまして諸帳簿を調べてその年休の取り扱い、消化の状況等を十分調べます。そういう場合において法違反があれば、厳しく私どもは厳正に処置をしてまいりたいと思ひます。その中において、先生おっしゃるような法違反ではないけれども、好ましくないようなもし事情があるとするならば、そういった問題についても十分にその当該事業主に対して指導はしてまいりたいというふうに考えます。

○目黒今朝次郎君 確認しますが、こういう問題が職場で現に労働者がこの通達のために休暇の抑制その他について不利益な取り扱いを受けているという問題があつた際に、労働基準局の窓口にその申請をすれば、おたくの方で責任をもつてそういうことのないように、労働者の不利にならないよう指導すると、そういうことですか。

○政府委員(桑原敬一君) もちろん、労働者の方々が問題をお持ちいただいて、監督署の方に御申告いただければ、その問題について十分調査をいたします。ただ、私どもはやはり権限行使いたしますましては、法違反という立場でやることが大原則でございます。それをさらに進んでより望ましい状態ということになりますれば、また別途の観點から指導をしてまいりたいと思いますが、申告案につきましては、まず法違反であるかどうかかといふことが大前提で進んでまいりますので、その延長線として何かございますれば、十分その辺の調査をいたして、必要があれば指導をしてまいりたいと、こういうふうに考えます。

○日暮今朝次郎君 だから大臣 もう一回お伺いしますが、年次有給休暇というのは働いている労働者に法律的に保障しているといいますがね、そ

ういうものなんでしょう。普通の病気で休むとかあるいは事故で休むとかそういう欠勤と違うんですね。年次有給休暇。それを賃金の支払いの対象から——期末手当、ボーナスであっても、そのボーナスの支払いに出勤日数で差をつける手段として、年次有給休暇を加算するということは、他の問題とは違うんじやないかと私はこう思うんです。が、そののところどうしても撤回できませんか。

○國務大臣(石田博英君) 労働基準法の実施に当たっては、これはもうよくおわかりのとおり司法警察権をわれわれは持っているわけであります。司法警察権行使いたします場合に、これは解釈を明確にしておかないといけないといけない問題であります。そういう見地から、基準法の解釈としてぎりぎりの線を出しているというこの通達は、私は誤りでないと思います。

しかし、もう一つ年次有給休暇をとるという権利は労働者に与えられているものであります。そのままの当然の権利行使することを妨げる目的をもって、これを使うということは、それ自体もやはり基準法の精神に対する違反であります。これはまた別な話であります。司法警察権の行使といふのぎりぎりの線はやっぱり明確にしておく必要がある。ただ、片一方の権利を擁護するという方法は、それをいいことにして、あるいは何かの具体的にそれを背景として年次有給休暇といふもののぎりぎりの線はやっぱり明確にしておくものを抑制する行為があるとするならば、これは是正させるべきであることは言うまでもありませんが、法解釈としての通達を改正することは、そういう意思はございません。

○目黒今朝次郎君 これはあれにしても、先ほども言ったとおり、どうも認識の違いがあるようですから、私はあくまでもその法解釈はわかるけれども、労働者の保護、有給休暇をとったために給与の面で差別を受ける、たとえ手当であっても、そういうことでは差別を受けるべきじゃないという基本的な考え方を持つているわけですから、これが今後とも論争を続けていきます。

ういうものなんでしょう。普通の病氣で休むとか、お仕事で休むとか、うなぎと違うんで

それから、時間がないようですから、この雇用安定事業と雇用安定資金の創設については、今後雇用調整が格段と拡大されていくんですが、雇用調整給付金で指摘されたような額、これは衆議院で、会計検査で——衆議院の議事録見ますと、局長が四点ばかり会計検査院から指摘されて、一千四百四十万円ですか、これが乱用であったと、こういうことを聞いておるんですが、この会計区分ですね、この問題についてはどんな考え方をお持ちなのか、ちょっと局長から聞かしてもらいたい、こう思っています。

○政府委員(北川俊夫君) この四事業は、今度の新しい雇用安定事業を含めまして失業給付の本体の保険と表裏一体的に運営する必要がある、こう考えております。そういう観点から、雇用勘定の中で一本の経理を行つておるわけでございますけれども、雇用保険法の六十八条の二項で、失業給付の財源と四事業の財源につきましては明確に区分をして経理をすると、こういうことになつておりますので、御懸念のようだ、たとえば四事業が財源的に不足をしたので、失業給付、すなわち千分の十の部分からその充当を図るというようなことは法律上不可能になつております。したがいまして、その点は経理が明確に区分をされておりませんので、そういうような御懸念の点はないと思ひますが、ただ先生いま御指摘のように、衆議院の段階で会計検査院の局長から御指摘のように、四事業の支給につきましては、民間の一部におきまして不正受給があつたことも事実でございます。今後新しい雇用安定事業の推進に当たりましては、そういう不正の起こらないようによく実態を把握をいたしまして決定をいたすように最大限努力をいたす考えでございます。

○日黒今朝次郎君 この三事業の昭和五十年度——私も余り新しい資料を持ってませんから、五十年度の資料見ますとですね、三事業の業務取扱費で二百二十七億円を使つておつて、そのうち四億円が国庫補助と、こうなつておる。それから、いろんな宿舎その他などの施設整備費、これは五

十一年度は十一億、それから宿舎賃料は四千万、このくらいの金が出てるんだが、これは全部三事業から出ないで、失業給付の方から使われているんじゃないですか、これ。

○政府委員(北川俊夫君) いま御指摘の業務取扱費あるいは施設整備費につきましては、これは国庫負担、国庫からの負担金、それから積み立て、いままでの関係で言いますと積立金の運用収入、それと雑収入等で賄つておるわけでござります

が、今後は雇用安定資金で別に積立金——保険の失業給付金の積立金のはかに、雇用安定資金といふ特別の枠が出来ますけれども、今後は雇用安定資金の運用収入をも、この業務取扱費あるいは施設整備の方に回すことにしておりますので、失業給付金の負担のみでこれらの業務取扱あるいは施設整備費が実施をされるというような御懸念の事態は生じない、こう御理解をいただきたいと思います。

○日黒今朝次郎君 そうすると、これは金については失業給付の資金からは出てなくて、別な運用資金並びに雑収入の方でやつておつたと、こう御理解なんですか。今後は安定資金の運用資金で回すと、こういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘の五十年におきますその業務取扱費、施設整備費というのは、私が申し上げましたように国庫の負担金、それから資金の運用収入、雑収入等で賄つております。失業給付のための保険料そのものからは一切支出をいたしておりません。今後におきましては、いまま言いました国庫負担金、それから積立金の運用

收入のほかに、今度は資金の運用収入というものが新たにできますので、それをも投入をして業務取扱費、施設整備費、そういうものを賄つていくとして不正受給があつたこともあります。

○日黒今朝次郎君 この三事業の昭和五十年度——私も余り新しい資料を持ってませんから、五十年度の資料見ますとですね、三事業の業務取扱費で二百二十七億円を使つておつて、そのうち四億円が国庫補助と、こうなつておる。それから、いろんな宿舎その他などの施設整備費、これは五

はわれわれも疑念を持つてきましたのは、いま局長から説明を聞くまではやはり失業給付のやつを少し込み食いしてやつておつたのではなかろうかと、いうような疑いも持つてくるのですよ。ですから、私はやはりこの失業給付と四事業の会計区分といふのは、もっとわかりやすく明確にするような工夫を、この法改正では間に合いませんから、今後の課題としてわれわれちょっと関係者が見てもわかるような形に收支、財源捻出の根拠というものをわかるようにしてもらいたいと、こう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 法律的には、繰り返しますが六十八条の二項で明確に書いておりますが、先生御指摘の趣旨がいろいろの方面からも御指摘がございますので、運用上そういうことが明確にするような工夫というものを今後一度検討させていただきたいと思います。

○日黒今朝次郎君 それから、雇用保険法の成立に当たって本委員会で、「完全全面適用を可及的速やかに実現するよう」努力すると、そういう附帯決議がなされておるわけであります。が、当然適用された事業がその後どの程度になつたか、それで対象はどのくらいであるのか、それを具体的に教えてもらいたいと、こう思うのです。

○政府委員(北川俊夫君) 前回の雇用保険法を御審議いたしましたときに、附帯決議をいたしました。そのわけでございますが、五十年の四月から五年未満の零細企業に対しても雇用保険法の全面適用というふうにいたしております。現在適用事業所は約百四万でございまして、ただ新たに拡大をいたしました中小零細五人未満の事業所につきましては、五百程度ございますけれども、その大半がなかなか把握をいたしかねておるというの現状でございます。したがいまして、当面は保険の加入問題につきまして自主的にいろいろ相談に来る事業所に対して積極的に加入の手続の指導をするほか、事業主団体を通じましてそういう零細企業の把握をして適用の拡大を図ると、こういうこと

して約七万四千、それから五十年の上半期、これは半年分でございますけれども、四万二千の新しい新規把握をいたしております。たゞ、未把握の実態から考えますと、大変不十分でございますので、今後は事務組合の育成強化、さらには事務的簡略化のための電子計算機処理業務の改善、さらにはやはり関係職員の増員等の事務体制の整備を図りまして、完全適用の達成のためにいろいろ努力を重ねたいと思います。

なお、適用手続が済んでおりません強制適用の事業主に勤めております労働者で、雇用保険の適用を受けるような事態になる、すなわち解雇をされたというような場合には、必要に応じましてさかのぼって適用手続をとらせまして給付を行なうことをいたしております。

○日黒今朝次郎君 まあ非常に少ないので、いま局長の言つたことも含めてさらに一層の適用方促進について努力を要請しております。それから、この暫定任意適用の加入、この点はどうなつていて、暫定任意加入だね、これはどの程度になつていますか。

○説明員(望月三郎君) 先生の暫定任意適用といふのは、農林漁業の五人未満の未適用だと思います。この点につきましては、雇用保険法の成立のときに五年程度をめどに完全適用を実施するというふうに努力するという労働大臣の答弁がござります。その方向で検討を進めてまいりたいと、こう思つております。

○日黒今朝次郎君 把握はしてないですね。

○説明員(望月三郎君) はい。なかなかこれ、いままの商業、サービス業でも先ほど局長からお答えいたしましたように、なかなか大変でございます。

そういうことで、私ども銳意把握に努めています。したがいまして、当面は保険の加入問題につきまして自主的にいろいろ相談に来る事業所に対して積極的に加入の手續の指導をするほか、事業主団体を通じましてそういう零細企業の把握をして適用の拡大を図ると、こういうことその中身がどうなつておるかといふこともなかなか私は今後の立法の面でも行政指導の面でも私は

問題があると、だから、どこか地域を指定して、特段の協力を願つて実態を把握してわれわれに提供してもらう、そういう努力をぜひお願ひしたい

○説明員(望月三郎君) 先生のおっしゃる御趣旨
の方向で、できるだけ努力をしたいと思います。

○日黒今朝次郎君 それから、このパートタイマーの問題について、この雇用保険の全面実施に伴う施行通達で見ますと、パートタイマーの方々は当然適用することになっていますが、その適用や離職票の交付に際して、短時間就労の再就職に固執するような者には云々という、回りくどい通達が出ているんですが、私はこれはやっぱりパートタイマーをやる人はパートタイマーをやらないければならないような環境と事情にあるから、パートタイマーをやっておったと思うんですよ。その方をまた短期間のパートでは云々と、こういうことで締めつけるのはちょっと酷ではないか、このようにも思ふんですが、この改善方について御意見を聞かしてもらいたい、こう思ふんです。

○政府委員(北川俊夫君) パートタイマーの就労形態は、先生御指摘のように区々でございますが、概して臨時内職的にしか就労しない。しかも、きわめて短期にしか就労をしない、こういう事態が多いわけでござります。その場合は、これは受給資格が六ヶ月資格が必要でございますので、たとえば二ヵ月で必ずやめるというようなことに保険料を取つておりますても、掛け捨てになります。そういうことを考慮をいたしまして、こういうことを書いておるわけでござります。ただ、御指摘のよう、臨時パートというような名前でありましても、実際に働いておる常用の方とそう変わらずに長期にわたって雇用をされておる。したがつて、そここの職場を離れる場合に、やはり失業の恐怖というものが大変深刻だと、そういう者に對しても、実は非常に雇用保険法の失業給付の対象にいたすことは必ず雇用保険法の失業給付の対象にいたすと、こういう考え方でござります。ただ、この基準そのものにつきましては、いまのところ私は適切なものと考えておりますけれども、もし先生の御

○目黒今朝次郎君 やはりね、こういう問題がわれわれの手元にくると、ということは、非常に困つて安定所の窓口に行くと、まあこの前、全国職業安定主務課長会議で北川局長が、窓口では親切にやりなさいと、これで訓示をしていらっしゃるんですがね、やはりいまパートの人はパートなりに環境と事情にあるということですから、そういうところへ行つた際は、やっぱりいま局長の言つているようなことを含めて、もう少し窓口で親切丁寧に教えてやるとか、あるいはあっせんしてやるとか、そういう、まあきめ細かい安定行政が私は必要じゃないかと、こう思つんですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(北川俊夫君) いまの事態で、先生おっしゃるように、日の当たらない人たちに温かい手の届く行政というのが安定行政の真髄だと思ひますので、そういうことに心がけまして、真剣にそういう方の御相談には応じ、できる限り弾力的な運営が図られるように努力をいたしたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 それから、この雇用安定事業に中小、下請に対する手厚い配慮をしているという点がよく言われるんですけれどもね、具体的にどんな対策をしているか聞かしてもらいたいと、こう思つうです。

○政府委員(北川俊夫君) 従来も雇用調整給付金の支給に当たりまして、中小企業につきましては、支給要件の緩和とか、あるいは支給助成金の率についてましても、大企業の場合には助成率二分の一に対して中小企業三分の二と、そういうこともいたしておりますし、さらには業種指定に当たりましたとしても、下請が元請企業の方のために倒産をした場合に、元請企業そのものが業種指定になつた場合には、一定の要件のもとに下請をも業種指定に準じて扱うと、こういうようなことを行っておるところでございます。ただ、今回雇用安定資金の点をよく踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

運用に当たりましても、中小企業に十分恩恵が及ぶようなどい強い御要望もござりますし、国会での御指摘もございますので、今後の運用につきましては職業安定審議会に十分諮りまして、そういう方向で基準をつくるように努力をいたす考え方でござります。

○目黒今朝次郎君 この中小の場合、前三カ月間の生産と雇用というこの期限があるために、私の前沖繩へ行って聞いたところによると、この三カ月という、この期限制限があるために、それに耐え得る企業は雇用調整金の申請ができるけれども、その三カ月間にも耐え得ることのできない本当に零細企業というのがばたばた倒れていって、それがどうにもこうにももう手のつけようがなくて、私がさつき冒頭申した、沖繩ではそういう適用がわりに少ないとまだないと言ったんだですがね、そういうことだと思うんですよ。ですから、ある程度耐えられる企業、耐えることのできない企業、そういうことについてもと私はきめ細かい配慮をしないと、確かに基準は必要ですけれども、そういう例外と言つちや語弊ありますから、そういう本当に耐えることのできない企業に対しても手を差し伸べる方法はないものだろうか、それが一番零細の零細だと、こう思うんですが、どんなものでしようか。

○政府委員(北川俊夫君) 雇用調整給付金の指定基準につきましては、先生御指摘のように、一定期間の生産量の前年との比較というものを基準としたとしております。これは助成金をこれだけ手厚くやる以上、やはり景気変動に伴うところのやむを得ない休業であるという認定のための基準といたしましては、私はこの程度の基準が最低限必要だらうと、こう思つておりますが、御指摘のようないろいろ問題も零細企業では生じておりますし、現に、たとえば先ほど大臣からお答えしましたように、北洋漁業の関係で水産加工につきましては緊急の問題で、いまおっしゃつてあるような基準そのままの適用、たとえば三カ月の実績といふことではそれこそつぶれてしまふというような

観点もありませんして、実は実績が一ヶ月も出ておらず、ない時点で業種指定をいたしたわけでございません。こういう運用につきましては原則をこれでやるということははなはだむずかしいですが、そういうときわめてまれな事例に対しても彈力的に対応することを考えておる次第でございます。

○日暮今朝次郎君 それは、先ほど沖縄の実態を調べて報告すると言われましたから、その調査をする際に、そういうことも私現に二、三見てまいりましたし、聞かされてまいりましたので、ぜひ慎重な配慮をお願いしたいと、こう思います。

それから最後に、戦後最大と言われた五十年不況ですね、この失業給付の全国延長という点が発動されなかつたのですけれども、これだけの不況で発動されないとなると、逆に言えばどういう事態の際に発動するのか発動の基準といいますか、その点はどんなふうに考へておるのか聞かしてもらいたいと、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) 全国延長のその基準といたしましては、基本受給率四%ということを一応中央職業安定審議会の御答申をいただきまして決めておる次第でございます。現在の大変深刻な、あるいは五十年の深刻な事態においてなぜ発動をしなかつたという御指摘でございますが、なるほど求人倍率たとえば〇・六程度、あるいはときには〇・五八というふうに下がつた時点もございますが、これを年齢別に見ますと、あるいは地域別に見ますと、若手層で二十代ですと求人倍率がそこまで、そういう場合においてやはり一律に延長するのはどうかという考え方で、たとえば高年齢者あるいは雇用調整給付金を受けるような非常な不況な産業からの離職者というものにつきまして個別延長を行うということで、これに対処してきたわけですが、そこでございます。ただ、四%と申します基準そのものがどうかという御指摘もございまして、現在

中央職業安定審議会で御検討をいただいておりまして、その検討の結果を待ちまして私たちと一緒に検討をいたしたいと、こう考えております。

されちゃったのだけれども、四%というその基準が果たしていいのかどうかということも含めて、これだけ失業で大騒ぎをしておつて、それで云々などということについては、やはり再検討なり善処方などをひとつ要請をしておきたいと、こう思ふんです。それで、不況の長期化に伴つて失業給付の支給期間が切れた、再就職もできない、こういう方がどのくらいいらっしゃるか、実態をつかんでいらっしゃつたら教えてもらいたいと、こう思ふんです。です。

○政府委員(北川俊夫君) 一番最近の時点の数字
というわけにまじりませんけれども、現在失業保
険を受給をしております者の年齢的な区分といふもの
のがございますので、それを申し上げましてお答
えにかえさせていただきたいと思いますが、一年
以上の給付を受けておるといふものにつきまして
は、これは一年以上といふのは受給期間でござい
ますけれども、三十歳未満の方が五十一年の十一
月で三万八千でござります。三十歳から四十五歳
が一万九千、それから四十五歳から五十五歳、こ
れが一万一千三百、三十五歳以上三百日の給付を
受けておる方が一万九千人、就職困難で二百四十四
日の給付を受けておる方が六百十七人と、こうい
うふうに一年以上の場合になつておるわけでござ
います。

○目黒今朝次郎君 こういう方々に、やはり冒頭
大臣が言った中高年の問題なども含めて、やはり
生活ができるような、あるいは職業転換給付など
を含めて、生活のできるような道筋を十分に考え
てもらうことを要請いたしまして、時間が来たよ
うですから私の質問を終わります。

○浜本万三君 最初に日本の経済動向と雇用の関
係などにつきまして、目黒委員に重複しない程度
の範囲でお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど日黒委員の質問に対しまして大臣並びに局長は、第三次雇用対策基本計画の達成目標または基本計画の達成年次である五十五年度までの雇用見通しについて一應御説明があつたわけなんですが、ただ、そういう見通しについて若干私不安な点がありますがござりますので、さらにお尋ねをしてみたいと思います。と申しますのは、最近の常用雇用指數の動向を見ますと、非常に憂慮すべき事態ではないかということがわかるんですが、たとえば五十一年の水準が、昭和五十一年の平均を一〇〇といったまして九八・三、それから六年前の四十五年の水準が九八・二とほぼ同じなんですが、このことは、わが国の常用雇用労働者の数が、小さい規模の細企業を除きまして、この六年間に全くふえてないということを示しておるわけなんでござります。一方、五十一年度の政府の経済見通しによりますと、五十年度の労働力人口の実績見込みが五千二百八十万人にのっておりまして、五十五年度までには約三百三十四万人増加すると言われております。つまり、労働人口はふえておるけれども、その中で常用雇用労働者の需要が停滞をしておられる、ないしは減少をしておるということが見受けられます。つまり、労働人口はふえておるけれども、完全雇用の達成を高く掲げておられるわけなんですが、完全雇用の達成といふものは一体どういう性格のものかということが明らかにならぬといつ困ると思ひますから、そういう点お尋ねいたしたいと思ひます。

必要である、こういうふうに考えているわけでござりますが、先ほどもお答え申しましたように、昨年の初めに考えましたような経済情勢がその後停滞をいたしましたことが一つの大きな見通しの狂いでございますが、もう一つは、なかなか鉱工業生産と雇用の回復とが並行しないことは、先ほど申しましたように一つは省力化が進んでいたり、一つはやっぱり企業の労働力雇用意欲とでも申しまして、先行き不安というものがまだ解消しない。それから、終身雇用制やあるいは企業別組合その他のわが国独特の制度のために、かなりの過剰人員を抱えておるために、経済の回復が直ちに雇用の増大に結びつかない、というところに難点があると思います。しかし、本年度はかなり大規模な公共事業を見込み、あるいはまた減税等もございまして、景気回復を強力に進める予算が実施されます。しかも、それはできるだけ早い時期に実施するつもりでございますので、これから後、本年の六・七%の実現はもとより、六・七%程度の経済成長の持続も可能である、こうわれわれは思つておる次第であります。

マー等が非常に多くなつておると思うのであります。私は、そのところの構造的な改善をしない限り、日本の俗に言うい意味での完全雇用というものが達成されないんじやないかと思うのです。つまり、これは労働者の権利意識も高めなきやなりませんし、また企業側の雇用を通じての社会的責任を果たしていくといふ認識も強くなつてこなきやなりませんが、同時に、労働者はその政策を進めるような積極的な施策を講じないと、構造的に抜本的な解決は私はできないと思うのです。そういう点、大臣は今後國務大臣としてどのように政策を推進なさるのか、大きい問題ですから伺いたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) 確かに生産が伸びたりあるいは経済が回復しても、これは雇用の増大にすぐ結びつかない。これは先ほどお答えしましたような条件が背景にあると思うのです。したがつて、それが一巡することがまず必要だと思うのですね。そういう諸条件が一巡すること、そういう種類の経済の回復がまず望ましいと思います。

それから、先ほどから局長等お答え申し上げておりますとおり、現在でもなお若年労働力の有効求人倍率は、年齢によつて違いますが、二ないし三に上つておるわけでありまして、問題は中高年齢層、そこに集約されているわけであります。したがつて、雇用の安定あるいは雇用の拡大の基本施策といふものは、中高年齢層の雇用の拡大に集中さるべきであると私は考えておるわけであります。そのために、雇用保険法の運用その他に当たつても、そこに集中した施策を講じておる次第であります。雇用という点だけから見れば、経済を刺激しある程度のインフレーションを覚悟して大戦後のケインズの主唱しニードイール等によって具現されました、ある程度のインフレーションを覚悟しながら公共投資を行つて、それであ

失業を吸収した。要するに完全雇用の実現というところに重点を置いた施策を非常に強く批判いたしまして、インフレと完全雇用というのを、インフレの克服と完全雇用の実現なんでものと一緒にやることは不可能だというようなことを言っておるのを読んだことがございますが、学者の見解としてそういうことを言うのは自由でありますから、私どもはそういうわけにいかない。やはり両方の実現を図らなければならぬ。そのためには、速度においてある程度の調整を図らなければならぬわけであります。そういう意味で、インフレなき完全雇用というのを図っていきますのには、その速度の調整が必要である。そういうことを考えながら、私どもは五十五年には失業率一・三%――一・三%というのは完全雇用という言葉には私は値しないと思います。値しないと思いますけれども、それを急ぎますとインフレなきという方が実現できなくなる。そういう調整を図りたい。そこで雇用の拡大、それから失業率の減少というこの最大目標は何か、これはもう一にかかるて中高年齢層の雇用の拡大であると、こう考えておる次第であります。

○浜本万三君 私も雇用確保の一つの大好きな要素は、大臣の御見解と同様でございます。最近の数字を見ましても、五十五年までに約二百八十万の雇用労働者がふえるということを申し上げたんですが、その年齢別を見ますと、やはり若い者が少なくて年の多いものが非常に多いという実情が明らかになつておりますので、まさにそのとおりだと思うんであります。

からお答えをいたしますが、私は制度自体の問題のほかに——制度自体の問題のほかにというか、制度自体はいろいろ配慮しておるつもりでござりますが、これが普及していないんです。案外知らない。使用者側でそういう制度があるということを知らない人が意外に多い。まず必要なことは、こういう制度があるということを使用者側に全部知つてもらうことが必要であろうと、こう考えております。

ということは、私も一つの方法として大変結構な
というふうに思いますので、なお一層高齢者の皆
さんの雇用確保に努力をしていただぐように要請
をいたしたいと思います。

うございまして、先生御指摘のように口頭禪に終わつておるようなきらいもござりますけれども、今後そういうものにつきまして内容の充実のためのいろいろの資料の整備、あるいはPRのためのパンフレット等の発行をぜひ心がけていきたいと、こう考えておる次第でござります。

ういう制度があるということを使用者側に全部知つてもらうことが必要であろうと、こう考えております。

それから、その制度を利用するための手続その他の簡素化も必要だらうと考えておる次第であります。制度を知れば意外に進むと思つております。

最近、新聞広告を注意して私は見ておりますが、求人広告の中に中高年齢者に限つて雇い入れるという広告が散見されるようになつてしまいまし
た。

制度の持つ期待その他については局長からお答えをいたします。

○政府委員(北川俊夫君) 今後約五年間に高年齢労働者が約百万ふえると私は予想をしておりまして、その百万を吸収するために、今後六%の雇用率を達成することが必要であるということです。昨年の十月に中高年齢者の雇用促進に関する特別立法の改正を行つたところござります。もう一つま
た。

○政府委員(北川俊夫君) 今後約五年間に高年齢労働者が約百万ふえると私は予想をしておりまして、その百万を吸収するために、今後六%の雇用率を達成することが必要であるということで、昨年の十月に中高年齢者の雇用促進に関する特別立法の改正を行ったところでございます。私たちは、いま大臣のおっしゃるようだ、一応制度としましては奨励金制度いろいろござりますけれども、その体系の整備、簡素化、それと趣旨の徹底といふことに欠ける点がござりますので、こういう点につきましてはさらにつきましては一段の努力をいたすことについたしたいと思いますが、やはり問題は雇用・賃金慣行と非常に深い関連を持っておる事態でござりますので、こういう点につきまして労使の御理解、御認識ということも大変大事だと思ひますので、産業別にこういう問題についていろいろ労使と直接お話をすると、いふような雇用行政の展開をめざす一つの方向として検討いたしたいと、こえをいたします。

○浜本万三君 高年齢者の政策を産業別レベルで労使の交渉を強めていく、そしてその達成を図るう考えております。

事情ではなかなか困難ではないかと私も思うのでございますが、重ねてその点についての大臣の御

○國務大臣(石田博英君) 河本君が言われたのは、現在の予算の実施を中心とした経済政策で、六・七というものはなかなか問題が多い。したがつて、補正等のことを考えなければならぬ。こういうような趣旨を述べられたと、こう私は考えております。私の側から言えば、労働省の側から言えば、どんごどんなりによろこびよろこび

でありまして、六%の成長を実現してもらうこと
が、いま申しましたような一・三の完全失業率を
達成する前掲要件だと、こう考えておる次第で
りまして、六・七%の成長それ自体を否定をした
河本君の発言だと私は受け取つておらないのであ
ります。そういう意味で、いろいろな施策を追加
実施することは必要だと思いますが、本年六・
七%，これから平均六%というものは可能である
と考えております。特に、先般の先進国首脳会議
等で論議されました論議の内容等を踏まえます
と、やはり我が国が黒字国として、経済の成長の
速度、それを特に国内における経済の回復という
ことに施策の重点を向けていかなきやならぬとい
うことの義務も、まあ次第に生じてくるようにも考
えますので、六%の成長は可能であるところ考え
ておる次第であります。

○浜本万三君　その点はおいておきまして、次は完全雇用の達成という問題に絡む問題につきまし

てお尋ねをしたいんですが、先ほど大臣も申されましたように、日本の経済政策というものは諸外国との関係も密接である。しかも、諸外国の要請に応じた経済政策もとらなければ、日本の経済も立ち行かないという意味のことをおっしゃったと思うのでございます。そうすると、諸外国は日本の場合にも積極的に経済の成長と雇用の拡大というものを要求しておると私は見て差し支えないと思うんです。また、日本も経済大国だというのを相当自負をされておるようでございます。そこで、雇用政策に関するILO百二十二号条約の批准と

いうことが、国際的にもまた国内の労働者の立場から申しましても重要な問題であろうと私は考え方でございます。去る四月二十二日予算委員会におきまして、片山委員からその点について大臣に質問をいたしましたところ、批准する方向で検討中であるとお答えになつていらっしゃるわけですが、いま批准をいたしますと、こう断言をするのには国内法との関連で問題があるわけでござります。したがつて、その国内法との関係を調整をしていかなきゃならぬわけであります。その調整する方向はどういう方向かと言えば批准する方向だと、そういう点でございます。国内法との関連の問題点については担当者からお答えをいたしました。

○政府委員(石井甲一君) 百二十二号条約の雇用政策に関する条約でございますが、この条約の内容につきましては、特に全体の趣旨とするところは、日本における雇用政策の方向に沿つていて非常に多いわけでございますが、ただ前文その他におきまして未批准の百十一号条約との関係の問題もございまして、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○浜本万三君 大体、国内法との調整と言われるんですが、いつごろまでかかるんでしようか、その見通しがございましたら。

○政府委員(石井甲一君) いつごろという日にちの設定はなかなかむずかしいうございますが、なほILSとの凝義解釈その他の折衝を通じまして、さらに慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○浜本万三君 その程度ですか。とにかく早くひとつ作業を急いでいただきまして、批准の実現を

いうことが、国際的にもまた国内の労働者の立場から申しましても重要な問題であろうと私は考えるのでございます。去る四月二十二日予算委員会におきまして、片山委員からその点について大臣に質問をいたしましたところ、批准する方向で検討中であるとお答えになつていらっしゃるわけでございます。批准する方向で検討中というのはいかにも消極的でござりますから、先ほどのお話をの中から言えは、積極的な姿勢を示されてもよろしいではないか、かように考えます。重ねて大臣の御所見を承りたい。

○國務大臣(石田博英君) 批准する方向で検討するということは消極的だというお話をございますのが、いま批准をいたしますと、こう断言をするのには国内法との関連で問題があるわけでござります。したがつて、その国内法との関係を調整をしていかなきやならぬわけであります、その調整する方向はどういう方向かと言えば批准する方向だと、そういう点でございます。国内法との関連の問題点については担当者からお答えをいたしま

政策に関する条約でございますが、この条約の内容につきましては、特に全体の趣旨とするところは、日本における雇用政策の方向に沿つている面が非常に多いわけでございますが、ただ前文その他におきまして未批准の百十一号条約との関係の問題もございまして、さらに検討してまいりたい

○浜本万三君 大体、国内法との調整と言われる
のですが、いつごろまでかかるんでしょうか、そ
の見通しがございましたら。
○政府委員(石井甲一君) いつごろという日にち
の設定はなかなかむずかしうございますが、な
お I-L-Oとの協議解釈その他の折衝を通じまし
て、さらに慎重に検討してまいりたいというふう
に考えております。
○浜本万三君 その程度ですか。とにかく早くひ
とつ作業を急いでいただきまして、批准の実現を

要請いたしたいと思ひます。

それから次は、失業防止対策の問題でございま
すが、現行の雇用調整給付金さらには雇用安定事
業の給付金の目的は、失業の予防にあるということ
とでございまして、その趣旨は私どもよく承知を
しております。そうだといしますと、その給付
の対象になつた企業におきまして、従業員の解雇
が容易に行われるということはこれは許せないこ
とだと私は思ふんです。これまで労働省の方にも
六百五十億円の給付金が支給された中で、そういう
う事情にある企業はどの程度ござりますかという
ことを申し上げたんですが、これはわからないと
いう話なんでもまことに残念なんですが、私はやつ
ぱりそういう実績を調べまして、そのような行為
が行われないような歯止め措置を講じる必要があ
ると思うんですが、この点どのようにお考えで
しょうか。

○浜本万三君　雇用調整給付金制度の適用が、やむを得ない事情もあるのかわかりませんけれども、どうも本質に外れた方法で運用されておるんではないかという心配がござります。労働省がお出しになりました「雇用調整給付金制度の解説」という中で明らかになつておりますように「雇用調整給付金の支給の対象となる事業主は、「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた者」というふうになつておるわけです。そうすると、この調整給付金の支給対象は、経済上の事由で企業が非常にぐあいが悪くなつたという者については、個々の企業に対しましてその適用が行われるのが私は本筋だと思うんです。ところが、この解説書によりますと、そういうことができないから業種指定でくくつておるんだという話になつておるわけでござります。業種指定にいたしますと、確かに技術的にも物理的にも困難な事情はわかるんですよ、わかつた上で私は申し上げるんですが、そういうことになりますと、結局多くの人が心配されたりますようだ、産業政策に追従され利用される心配はないかということはどうしても起きるわけでございます。また逆な面から言えば、救済されなければならぬ不況企業が個々に存在しておる場合には、その個々の企業の救済が行われない、そういうおそれはないだらうかと、いう心配があるわけなんでございます。そうだとなれば、本法の精神にも反することであると思します。その点はいかよろしくお考えでしょうか。私はやっぱりこの法の精神のように、経済上の事由で困つておる企業については、大小を問わず救済をしていく積極的な措置を講すべきだという理解を持っておるんですが、いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君)　法律の趣旨からいたしますと、先生御指摘のように景気変動その他経済的事情でやむを得ず休業をする、そういう事業に推進の方法といったしまして、そういう認定を個々の出先の安定所に一々やります場合に、その統一

性あるいは困難性というような問題もございまして、一応便宜的な方法として業種指定をいたし、その業種指定に当たりましては中小零細企業に対しても十分恩典が及ぶよう、業種指定の彈力性というようなことで從来カバーをしてきておるわけございますが、業種指定のみでこの今後の安定事業の運営についても終始するという考え方はとっておりませんで、從来も雇調金の際に、たとえば親会社が業種指定を受けておって、その下請の企業が別に業種指定と関係なくとも下請關係が一定要件ではつきり認められる場合には、それが一定要件ではつきり認められる場合には、それを対象にすると、あるいは本四架橋のような、これはまだ今後の問題でございますけれども、あいうような大型プロジェクトというようなものが大きな影響を及ぼすような産業についても、これは個々に拾つていくとか、さらには大型倒産に伴うところの対処の仕方等々、業種を原則としながらも個別事例に対応いたしまして、やはり経済事情でやむを得ず休業を余儀なくされるような企業に対して、この制度が十分適用されるように配慮を今後運用上十分いたす考えでございます。

○浜本万三君 局長の御答弁で十分配慮するといふことなんどございますが、その配慮をするためには物差しをつくらなければならぬ。そこで、先ほどのお答えではその基準は職安審でつくる、こ

ういうお話をなんどです。私職安審でその物差しをおつくりになるということは結構だと思うんですが、先ほど心配を申し上げましたように、この産業政策に追従する形はやっぱりいけないと、ふうに思ひますので、そういう点きちっと基準の中で配慮をしていただくよう必要をいたしたいと思います。

それから、次の質問なんですが、雇用対策法二十二条の大額雇用変動の場合の届け出義務が規定されておるわけなんですが、これは先ほど五十一

年度に四百件だというふうにおっしゃったわけでございましたが、この場合、希望退職の場合は除外されてしまうんですか入つておるんですか。

○政府委員(北川俊夫君) 二十一条の届け出で、

純然たる自己都合あるいは労働者の責めに帰すべき事由で解雇された場合、そのものは、対象から除外をされております。ただ、人員整理を行いま

す場合に、形は希望退職を募集するという形で、実際はこれは会社都合という形のものがかなりござりますので、そういう場合の自己都合退職につきましては、いわゆる希望退職につきましては、

この届け出の当然対象の中に含めて報告をいたしてもらつておるわけでございます。

○浜本万三君 私、いま思いますのに、結局、労働省は企業に対しまして希望退職について届け出義務を課しただけではどうもぐあいが悪いんじやないかという気がしてなりません。そこでさらに一步これを進めまして、大量解雇を積極的に規制するような、できれば法制面を含めた措置を検討する段階に来ておるんじゃないかと思うんです。

○大臣は、衆議院の社会労働委員会では、外国の例にならつて研究したいと御答弁されていらっしゃるんですが、これは非常に重要な問題でござります。

○國務大臣(石田博英君) 確かにいま御指摘のよ

うなお答えをいたしましたし、そういう考え方現

在も変わりありません。そのことは、いま御指摘

のよう検討をするという意味でございます。た

だし、これはいろいろ歴史的な慣習、その及ぼす

影響のほかを配慮しなきやなりませんし、すで

にそれに類似のことを実施しておる外国の例が、

どういう実態的影響を及ぼしているかということ

も調査をいたさなければならない。大量の解雇が

行われないような方途を見出すのが私どもの責任であると考えております。

○浜本万三君 前よりは、衆議院よりは多少前向

きの御答弁のようになります。

それから次は、例の雇用安定事業、二つの柱であると考えております。

○大臣は、広島でござりますが、これ十月一日から施行されるといつしまして、現在の景気変動や

産業構造の変動に対しましてどの程度対応できるんだらかという疑問がいまだに解消できないん

ですが、見通しはいかがでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) これは私たちもいまの段階でどの程度ということは申し上げられません

が、五十年にいわゆる一番不況のときに雇用調整金制度というものを発足をいたしまして、私たちかなり失業の防止に役立つたと、こう考えております。当時、大臣等が国会で答弁をされたことを引用いたしますと、大体二十万から三十万の失業の防止ができたんではないかと、こういうことを答弁をしておられますけれども、そのことが考えますと、私たちは、今回の安定事業につきましては雇用調整金制度よりもさらに内容の充実をいたしておりますので、それにまさるとも劣らない効果を發揮することを期待をいたしております。

○浜本万三君 次は、訓練事業の問題なんですが、これは先ほど目黒委員にもお答えになりましたん

ですが、私の方から特にこれ要望を申し上げておきたいと思ひますのは、この訓練の適用条件とい

うものをさらに拡大する必要もあるし、それから施設を含めまして内容の充実を図る必要もあると

思ひますので、これらに対しましてはさらに積極的な施策を講じていただきたいということを要望いたしておきたいと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 今後、未適事業所に対する適用については格段の努力をいたすこととい

うことをいたしております。そのため、先生御指摘のよ

うに検討をするという意味でございます。た

ましてはさかのばつて支給をするというような措

置を從来も講じておりますけれども、この趣旨の徹底を図りたいと考えております。

○浜本万三君 結局、百万件もまだ未適の事業所

があるということは、大変大きな問題だと思うん

です。本来、全部が適用されなきやならぬのに半

分しか適用されてないといふのは、法施行後二年

をたつておるので、これは經營者が悪いのか労働省が怠慢なのか、いずれにしても保険者でありま

す責任は労働省にやっぱりあると私は思うわけで

ござります。

そこで、なぜこうなつたかという原因はどうし

てもやっぱり究明しなきやならぬ。私が思うのに、労働省がもともと失業給付を締められた時期がご

なんていうのも、われわれこれは悪い通達だということで当時の労働省の関係者の皆さんに強く反省を求めたわけなんですか。そういう問題もあるとおもふるという問題もあると思います。それから労働者の権利意識が薄いという問題もあると思います。しかし、最も大きな責任は、労働省がしっかりとP.R.をいたしまして全適になるようなそういう施策を怠ったところに最大の責任があるんではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。どこに一番大きな問題点があつたのか、労働者はどういう反省をなさつておられるのか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 新適用になりました零細企業の把握が不十分であるということは御指摘のとおりでございます。ただ、先生御承知のように、これら零細企業はその数がきわめて膨大でございます。かつ、一方で昨日できたかと思えばまたその後ですぐにかわりのものがつぶれておるといふような変動も激しくうございまして、なかなか五十年の四月から全面適用になつておりますが、その把握が不十分だというのも、そういうところにも若干原因があるうかと思いますが、やはり先生御指摘のように、行政機関としまして格段の努力をさらに一層すべきであるという点につきましては、私たちも十分把握をしておるところでございまして、このためにまずなかなか個々の零細企業を把握することが困難でございますので、集団で、たとえば事務組合の形で把握をするといふようなことも一つの方法としてこれからさらに検討いたしたいと思っておりますし、さらに私たちの事務体制としまして、もつとそのための職員の体制、増員等を図りまして、体制を整備する、あるいはそのいろいろの事務の煩瑣を簡便にして、零細企業の方からも手軽に加入をしていただけの手続の簡素化、そのための合理化というようなものもあわせて図りまして、法律で決めておりますところの全面適用の実効が上がるよう

○浜本万三君 政府の統計を見ましても、窓口に来る失業者の数が三百二十万人、そのうち離職票を持つておる者は百六十万人と私は伺つておるわけです。つまり、これは半分ほどは離職票を持つてないということですね。これは適用事業所でないということ、つまり労働者が救済されない法律は厳然である。そういう中でやはり政府がもう少し責任を感じてもらわなきゃほんはいかぬと思つておるわけなんですよ。その点、大臣いかがでしょうか。もうちょっと物事が進むようになれば、叱咤激励を願いたいと思いますが、いかがでしようか。

りそれを救済をする措置が法的には講じられることになつてゐるわけですよ。ところが、それもおやりにならない。使用者の方も消極的だと。結局期間がたつて従つてその労働者は生きていけないわけなんでありますから、次の就職の機会をみずから見つけて、あるいは安定所のあつせんに従つて次の職場に移つていくと、こうなるわけです。結局、その労働者は強制権のある法的な制度の中を救済されるべきものがされないで泣き寝入りになるということは、私はこれは事情を察してくれと大臣がおつしやつても察するわけには私はいかないと思うんですよ。

もう一つ、私が大臣のおつしやることに承服しかねるというのは、法律的に全適になつていて、ですから、労働者の失業者から確認請求を起こさせて、そしてその事業所の罰則の適用なども考えた政策を進めれば私は可能だと思ってるわけですよ。ところが、話を聞いてみますと、そういうことを全然おやりになつてない。何か一、二件どこかおやりになつたということを聞いてるんですが、ほとんどやつておられない。百万も事業所があつて、ほとんどやつていいなどいふことは、私はどうも大臣のせつかくのお話でござりますけれども、了承できない点がそこにもあるわけなんですが、ほんとやつておられない。四十七年四月からは労災、職安などの保険料を徴収するための法律もつくられたわけでござりますから、その法律に基づきまして強制権が発動される条件も整つておるわけなんです。それすらも一件もおやりにならないといふことは、一生懸命やつているとか申しましても、私は了承することができないといふうに思ひます。その点、重ねてひとつ大臣並びに担当者からお聞きいたしたいと思います。

○政府委員北川俊夫君 先生先ほど御指摘の、安定所の窓口の求職者とそれから離職票所持者との割合が半分にも達していないじゃないかといふ御指摘がございまして、数字ではそのとおりでございますが、実態は実は安定所の窓口に参ります者は、在職でありますから転職希望というのもございません。

ますし、あるいはまだ、当然適用事業所でありますけれども、いわゆる受給資格の六ヶ月間の在職しておらないというような事態がよくございませんで、そのために強制適用の事業所で働いておる労働者が不利益をこうむることのないよう、したがいまして、離職をしていろいろ安定所で相談をいたしました際に、当然適用事業所の労働者で保険に入つておらないという場合には、その事業所に対して保険の適用をいたしますとともに、労働者に対しましては失業給付の当然給付を早急に行う、こういう手続を指示をいたしております。安定所でもその方向で最大限の努力をいたしておるところでございます。

○浜本万三君 いずれにしても、ぼくはやっぱり窓口の人手が足りぬのじゃないかという気がするのです。熱意の問題もあるでしょうが、人手も足りないんじゃないか、こう思います。

そこで、労働省の方の人員問題はどうなつておるだらうかというので、多少関心を持つていろいろな資料を調べてみました。一番正確に出ておりますのが、「これが労働行政だ」という全労働の単行本ですね、これを見ると、これはいけぬなどいふうに、ぐあいが悪いなどいうように私痛感したわけです。一々内容は、もうすでに大臣御承知ですかから申し上げませんが、そういう気がいたしました。また全適の問題だけをとつて考えてみましても、先ほど言ったように、窓口で相当やつぱり失業者を救済するための行動の余地があるわけなんですが、ざいますから、それもやっぱりやつていただくためには、強化をしていただきなければならぬと思うわけです。また、いまのよう求人倍率が二人に対して一人だ、○・五だという程度の状態、ないしは大臣が非常に重視されておりますところの不安定雇用者ないしは中高年齢者の雇用状況というものを見ますと、特に中高年の場合に十人に一人とか十人に二人とかいうような求人

倍率が報告をされておるわけなんでござりますの
で、そうなりますと、窓口に座つておるだけじゃ
やつぱり問題の解決にはならぬと思うんですよ。
むしろ戸外活動を積極的にやつていただきまして
ふうな活動を展開いたしまして、この雇用安定事業
に大いに貢献をしてもらいたいというのが、こ
れは私だけじゃなしに、すべての人の希望だと思
つておる次第でござります。そういう意味で、
先ほど人手もふやさにやならぬ、要員もふやさ
にやならぬということを局長がおっしゃいました
ので、私はその意味では全く積極的にお答えいた
だいておるので満足なわけなんでございますが、
ところが、そういうお答えをいただく中で、過去に
の状態を調べてみますと、衆参両院では何回も増
員決議が行われておる。ところが、実際は定員法
の問題でこの四十三年から五十二年の十年間で一
千三百九人も減員になつておる。こういうことにな
なりますと、局長の意思と結果といふのはまるき
り違つておるし、また、われわれの期待する職安
行政といふものにも停滞を来す心配があるんじや
ないかといふおそれを持つておるわけなんです。
そこで、もう一回大臣の方からきちっとそういう
点はわれわれの要請にこたえてやりますというう
とをお答え願いたいと思います。

わる人々の充実、増員といふものは私どもは必要だと考えております。したがつて、予算折衝等において私は異例の直接——最終段階に至らない前に、異例ではございましたが、関係筋に対してもういう一線の監督官、あるいは職業安定所の職員等の増員を求めております。一般的の方向には異存はございませんので、今までのいわゆる不急不用の定員を減らして、それを必要なところにできるだけ回すよう努力をすべきだと思いますし、これからも努力をしてまいりたいと思いま

でも、いずれも六十歳定期年といふことと年金という問題を重要な関係があるものとして位置づけられてくれるよう思います。したがつて、政府の方針とされましてもより積極的に定期延長の問題について努力をいただきたいと思いますが、大臣からお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) これは五十五歳定期年といふものが現在の実情に合わないものであるということは、わざわざ議論するまでもないことだと思います。で、雇用問題が、中高年齢層の雇用が最大の問題であるということは、しばしば私から

がたいところもござりますので、そういう風潮の助長に極力努力することによりまして、できるだけ早い実現を期したいと思います。

○浜本万三君 時間が来ましたので、最後に要望を申し上げておきますが、雇用安定事業は、やはり大きく述べると雇用安定給付、失業給付、給付の面では二つあると私は思うのですが、ところが最近の傾向を見ますと、雇用安定政策といふことで、失業給付の面が後退をしておるのではないかという疑いを持たれておると思うのですが、そういうことのないよう、ぎょうう時間がないので、

し、現在の定年延長奨励金制度、さらに行行政指導の強化によって六%の高齢者雇用率の達成を目指すということもあわせておっしゃっていただいでおるわけでございますが、その程度では問題の解決にはならぬのじゃないかと思います。したがつて、六十歳以上の定年延長をするために、より積極的な施策を私は望みたいと思っているわけであります。少なくとも六十歳以上の定年を実現させるように、大臣がいつも言われるよう労使の自主的な努力もまたなきやなりませんが、定年延長のできれば法制面での検討も早急にしていただきたい、という、私は希望があるわけなんでございます。また、これまでの政府の経済社会基本計画とか、あるいは社会保障制度に関する勧告などを見まし

基本的には厚生年金の受給開始時期とつながるべきものだと思うのでありますから、六十歳の定年までの実施を目指したい。ただ、五十五歳定年を依然としてとつておりますところは大企業に多い。この場合は、大企業が下請関連その他のところに赵していくというような運用の方法をとっているところもありますし、最近はいろいろの工夫がこれまでおるようであります。そういう風潮の何し申しますか広がりをわれわれは期待をいたすのでありますて、先般、衆議院で行いました決議のときには、そういう風潮の助長に非常に大きな影響を与えるだろうと思うのです。ただ、にわかにそれを法制化いたしますと、人事管理体系に大きな動搖を来します。また、すぐに同じ条件で適用

中高年の人たちが定年だけ同じ企業の中で延長をいたしましても、そのために地位の低下とかあるいは待遇の低下とかいうものを持ってそのままになりますと、これは果たしてそれがその人にいいことや悪いことやら悪いことやら悪いことなどざいます。現在の状態では、依然として五十五歳定年を実施しているのは大体二%前後、六十歳になつているのが三三%前後、

午後零時三十九分休憩

として福井勇君が選任されました。

○委員長(上田哲君) 午前に引き続き、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○柏原ヤス君 最初に短期雇用の労働者についてお聞きいたします。

その前に、雇用保険法が提案されましたときの短期雇用の労働者のことについて私が質問をしました。それに対する御答弁に間違いがない、ということを確認させていただきたいわけなんですね。この議事録にもございますが、私の質問はしませんでした。それに対する御答弁に間違いがない、

この雇用保険法において特例が設けられました

午後零時三十九分休憩

○浜本万三君 時間が来ましたので、最後に要望を申し上げておきますが、雇用安定事業は、やはり大きく分けると雇用安定給付、失業給付、給付の面では二つあると私は思うのですが、ところが最近の傾向を見ますと、雇用安定政策といふことで、失業給付の面が後退をしておるのではないかという疑いを持たれておると思うのですが、そういうことのないよう、きょう時間がないので、その点申されませんけれども、両面あわせて積極的な施策を推進していただきますように要望申上げまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長(上田哲君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩いたします。

それは、六ヶ月以上の季節労働者については一時金五十日分を支給するということですが、これに對して私は、I-L-Oの四十四号条約を引いて、特例を認めていたのは六ヶ月未満の者に限るとなつてゐるのに、六ヶ月以上を特例としているのはおかしいではないかという点で質問いたしたわけです。

それに対する御答弁は、要点だけ申し上げますと、四十四号条約では確かにそういうことになつてゐるが、百二号条約では特に六ヶ月というような限定なしに、季節労働者について特例を設けることができるようになつてゐる。また、給付期間についても、百二号条約では、その給付期間などについても特例を設けることができるということであり、先ほどの六ヶ月の方も四十四号とは変えまして、季節労働者全体について特例を設けることができるというふうに変わってきておりますと、こういふ御答弁でございました。これはそのとおりでございますね、御答弁の意味は。

○政府委員(北川俊夫君) 百二号条約につきましては、二、三年前にもたしか政府として批准したものでござりますけれども、社会保障関係の条約としましては百二号条約が最新のものでございます。いまの受給要件につきましても、百二号条約で六ヶ月につきまして特例を認めておりますので、国際基準から見まして、今回の雇用保険法の特例一時金制度というものは国際慣行からして反しておらない、こう考えております。

○柏原ヤス君 そこで、私が納得できないわけなんです。というのは、御答弁のように、百二号条約の点でお答えになつておられるわけですね。ところが、その百二号条約の中に七十四条、ここに、「この条約は、いかなる現行の条約をも改正するものとみなしてはならない。」、こういうふうにござります。これをどう解釈していらっしゃるのかお尋ねしたいわけなんですね。

○政府委員(北川俊夫君) ちょっとと私手元にいま先生御指摘の条文を持っておりませんので、的確なお答えになるかどうかあれでござりますけれど

も、百二号条約というものは現在の社会保障に関する国際的基準を網羅して定めておるわけでござりますけれども、その条約そのものが過去にI-L-Oで採択をした条約と抵触をすることはない、こういう趣旨の条項の、先生の御指摘の条項はそのようござります。四十四号条約で、この短期季節労務の労働者に対する受給の要件が、私たちちょっとと現在勉強不十分でございまして申しわけございませんけれども、反しておるというふうな点につきまして詳細に存じておりますので、そ

の辺のことはよく調査をいたしまして先生にお答えをいたしたいと思います。

○柏原ヤス君 非常にあいまいなお答えのようですから、それはしっかりと調査をしていただきたい。

そこで、私もこうやって御質問を申し上げる以上は、一応は調べたわけござります。それで、四十四号条約というものは六ヶ月未満の者に対して特例を設けるということが示されているわけです。それを百二号条約では勝手に改正してはならないというふうに七十四条から見れば考えるのが正しいと思うんです。ですから、百二号条約の第二十四条を取り上げて六ヶ月以上云々ということを言つておられるわけです。だから、都合のいいところだけは取り上げて、そして特例といふのは六ヶ月未満を特例として扱うんだというのを、いや百二号条約ではそんな……百二号条約はそういうことを限定はしないんだと。けれども、百二号条約の中を全部見れば、特に七十四条にきちんと「改正するものとみなしてはならない。」と、今まで四十四号条約といふのは先に批准してある、決まっているもんですから決められたものはたとえ百二号条約でいろいろなことは取り扱つてもいいけれども、決まつたものは変えてはいけないと

言つているわけですね。ですから、その点百二号条約は、いかなる現行の条約、特に前に採択された四十四号条約も含めた条約の内容を変更するものではないというふうに言つておるんだと、こういふことをお答えになつたことがありますね。

○政府委員(北川俊夫君) ちょっとと私手元にいま先生御指摘の条文を持っておりませんので、的確なお答えになるかどうかあれでござりますけれど

内容から考えれば、そちらの御答弁はおかしいと

いうことになりますね。けれども、いいんだといふように言い張つていらっしゃいませんので、ようやく御研究いただきたい。それで、あくまで特例は六ヶ月未満の者に限るんだということをここではつきり申し上げて、それに対するお答えを次の機会にお願いいたしたいと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 先ほどお答えいたしましたように、よく条文内容を研究いたしまして、また先生にお答えいたしますが、ちょっとと私申し上げておきたいのは、北海道の季節労務者の問題について、季節労務者というのは果たして失業であるかどうか、毎年毎年繰り返し一定時期に必ず職から離れるというのを、保険法上の失業として扱うべきかどうかという点につきましては、これはこの条約とは別に一つの大きな問題であろうと思ひます。現に、季節労務につきましてそういう失業給付の対象としております國も、実は西ドイツのようにあるわけござりますけれども、これを除外しておる國も相当ござりますので、百二号

条を除いて六ヶ月以上云々ということを言っておられるわけです。だから、都合のいいところだけは取り上げて、そして特例といふのは六ヶ月未満を特例として扱うんだというのを、いや百二号条約ではそんな……百二号条約はそういうことを限定はしないんだと。けれども、百二号条約の中を全部見れば、特に七十四条にきちんと「改正するものとみなしてはならない。」と、今まで四十四号条約といふのは先に批准してある、決

しておりませんので、そういう点も含めまして、よく事務的に検討いたしまして、先生の御質問に對して後刻お答えをいたしたいと思います。

○柏原ヤス君 次に、パートタイマーの雇用保険適用についてお聞きいたしたいと思います。これはパートタイマーの問題で、昨年の十月二十一日のこの委員会で質問いたしました。保険の適用についていろいろとお答えいただいたわけなんですね。で、答えてくださったのが婦人少年局長の森山さんなんですね。——おいでになつてない。おいでになつてなくともお答えになつたことを確認させていただいて、この質問に對してお答えは、

強制適用の保険はもちろんのこと、それ以外の保険もできるだけ加入するよう勧められておりますという、非常に前向きな御答弁だったわけなんですね。それで、ここでもう一度お聞きしたいのは、強制適用の保険はもちろんとおしゃった、その強制適用の保険という中に、雇用保険法はもちろん入っておられますね。

○政府委員(北川俊夫君) 森山局長が答えましたその強制保険の中には、当然雇用保険法が入っておる、こう考ります。

○柏原ヤス君 そこで、私も本当にパートタイマーの人たちの立場に立つて、よかつたところ思つておきました。それで、雇用保険法に関するいろんな通達などを見たわけなんです。で、私が採見したこの通達は、森山さんがお答えになつたよりも一年前の昭和五十年三月二十五日に雇用保険法の全面実施に伴う施行通達として相当分厚いものが出てるわけなんです。それで、この中を見ますと、ちょっと意外に思うところがあるわけなんです。というのはこの「雇用保険法の施行事務について」というところですが、そのところの「被保険者の範囲」というところに、口と

いうふうに通達が出ているわけです。その中に「なぜか、なおや蛇足的な考え方でござりますけれども、百二号につきましては日本政府としては批准をしておりませんけれども、四十四号につけては実は形式的なことでござりますが批准はいたしておりますけれども、百二号につきましては日本政府としては批准をしておりませんので、そういう点も含めまして、よく事務的に検討いたしまして、先生の御質問に對して後刻お答えをいたしたいと思います。

○柏原ヤス君 次に、パートタイマーの就労実態は、先生御承認のように種々さまざまござります。そこでこの「なお、云々のところを御説明していただきたい」と思うんですけれども。

○政府委員(北川俊夫君) パートタイマーの就労実態は、先生御承認のように種々さまざまござります。そこでこの「なお、云々のところを御説明していただきたい」と思つておられます。お、「云々のところがあるんですね。」云々といふところがあるんですね。そこにお手元にありますか。

○政府委員(北川俊夫君) 云々といいます。

○柏原ヤス君 その「なお、云々といふところが、私は非常に疑問を感じたわけなんです。それでこの「なお、云々のところを御説明していただきたい」と思うんですけれども。

保険者の期間を決めておるわけでござります。で、このなお書きにつきましても、そういう趣旨の意味のことを言っておりまして、結局、離職後に得る資格のないようなところしか働かないんですよというようなことをおっしゃる方につきましては、そういう指導を十分すべきであると、こういうことをここで明記をしておると私は存じております。

○柏原ヤス君 私はそれは非常に親切らしいお言葉なんですね。まあわかりやすく言えば、保険の掛け捨てをすることはかわいそらだと、だからそういう人は入らない方が得ですよ、いいんですよ、また事業主もそういうことをよくわからしあげなさいと、こういうことですね。ところが、私の考えはその反対なんですね。はつきり言えば、パートの者はなるべく加入させないようにしなさいということにどうしてもこれ受け取れるんです。その者が離職後において短時間就労を固執することによっては当該労働市場の状況等から判断して再就職が困難と認められる場合には、短時間の就労を固執することのないようあらかじめ事業主等を通じて十分に指導しておく。」こういうことで、だら、あなたはいまパートでやっていけるけれども、今度は次にまた再就職をする場合には、またパートで働きたい、こういうふうにパートと言つたら、はいとこういうふうに言つわけじゃない。パート、パートなんて言つてないで、この次勤めるときはフルタイムを希望しない、こういう指導をしなさいということですよ、これ。はいと言つたら、はいとこういうふうに言つたら、雇用保険には入れてあげると、はいと言わなかつたら雇用保険には入れないということです、これ。はいと言つた人は入れてやると。いえ私はパートタイマーがいいからずっとこれらもパートタイマーでやっていきます、そういう

あなたは入れませんと、言外にそういう威圧的なものがどうしても私は感じられるわけです。パートは雇用保険法によって加入させないようにならざるで、パート、パートですうどやつていいきたいという人を、その事業主が何もフルタイマーにこの次はしなさいなんてどうして言わなきゃならないんですか。この次どういう職場を自分が希望しようとそれは本人の自由であって、フルタイマーを希望するんだつたら雇用保険に入れてあげます、だれだって雇用保険に入りたいわけですね。だから入りたいと思つたら次の再就職の場合はこちいふうにしなさい。何か、私は事業主がそこで本人の再就職の問題を云々する必要があるかどうか。それは事業主にお説教されなくたってパートがいいと思っている人も多いですよ。だけども、パートでなければ職場がないから、やむを得ずパートで働いている人も非常に多いわけでしょう。それを雇用保険に入れる入れないという所場所で、そういうことを条件みたいに出して、そして本人にはいと言わせるよな、そういう行き方にこれはなりますよね。また、パートタイマーというのは私はいい制度だと思いますよ、職場によつては、また、婦人の場合は特に家庭というものがありますので、パートといふものが適切に行われば私は非常にいいと思うんですね。ですから、この「なお」というのはどうしてこんなことを言わなきゃならないのか。しかも、いやそうじゃありませんよと、さつきおっしゃつたように、保険の掛け捨てがないように、掛け捨てするとかわいそらだから、そういうことを注意してあげなさいという意味なんだ。こういうふうに

○政府委員(北川俊夫君) 臨時とかあるいはパート、日雇い、そういう方々の不安定雇用をなくすため、雇用保険法によって加入させないようにならざるで、パート、パートですうどやつていいきたいといふうことを講じろという御主張がむしろ強うございました。私たちはあらゆる機会にそういう不安定雇用の方が通年雇用によるような行政指導をいろいろやつております。それの一つのあらわれがここにおきます通達のなお書き以下でございまして、私たちはパートタイマーの方が今度就職する場合には、事業主等を通じてできるだけ通年雇用、常用雇用、そういうことを希望しておるわけでございまして、先生が勘ぐつてこの裏として、じやパート、パートでいふ者は雇用保険としては入れないのかという点について、そんなことはこの文言でおわかりのように、私たち考えておりません。むしろ、パートタイマーの方が今度就職する場合には、事業主等を通じておるならば、当然これは雇用保険の適用にいたす、強制適用の対象だと、こう考えて今後も指導してまいる所存でございます。

○柏原ヤス君 パートよりもフルタイマーの方がいいと、だから職場はフルタイマーを希望するよう指導すると、そんなことはあたりませなことがあります。〔委員長退席、理事浜本万三君着席〕

本人だつてパートをいいと思ってない。フルタイマーの職場があればそちらを希望しているんですよ。それをまたおっしゃらなくていいと思つたのですね。しかも、これは雇用保険の適用するかしないかというところを決めるときに、「なお」というなお書きで、パートタイマーをずっとつけて、相当厳しい条件をパートタイマーの人々にさせよ。それで私のところに資料を寄こしておるわけですね。でも、私も肝心なところが抜けてるので、一

のが、こう私は思うのでお聞きしているわけなんですか。

○政府委員(北川俊夫君) 先生の御主張もある

いはそういうお考えがあるうかと思ひますけれども、この通達全体の流れとしましては、たとえば先生御指摘の項目の中の一項の「すなわち」以降で、「適用事業に雇用される労働者は、下記(3)の「被保険者とならない者」に、すなわちこの限定期された条件に該当しない限り、その労働者の意思いかんにかかわらず、被保険者ですと、こういう言い方をしておるわけでございません。

ただ、パートタイマーの方がそういう離職票をもらわれるときとか、あるいは雇用保険の適用に際しましては、われわれ雇用政策の一環としまして、常用化を進めることとはこれからも必要だと思いまして、そういう趣旨でこのなお書きがあるわけでございまして、これによりまして、パートタイマーで実態は常用労働者と何ら変わりのない方が適用の外に追いやるようなことは一切いたしませんし、今後もそういう考えはございません。

○柏原ヤス君 そこで、また重ねてお尋ねねするんで、パートならば雇用保険法が適用されるんだと、相当厳しい条件をパートタイマーの人々にさせておるわけですね。それだけで十分ぢやないで、パートタイマーよりフルタイマーにしなさいなんて、

いる方が結構だと思いますよ、こんなものがあることは非常に問題なんですか。それを抜いて、そこがない資料を労働者として国会議員に下すつたわけですね。けれども、私はある雑誌を見て、そしてその「なお」というところを見たわけなんです。しかも、これは一番新しい資料ですね、「なお」の抜けているところ。私が勉強で見たのは雑誌でもありますし、昭和五十年三月二十五日に出しているのですから、ずいぶん月日がたってますね。だからその途中に、「なお」というところは事業主に対し十分に指導しようという、非常に誤解の起きやすい内容だから、私が感じたように労働省も感じて、これを取つて、そうしてよりよいものをさらに通達して、そしてここに出てきたんだなと、善意に解釈すればですね。ところが、私は非常に不愉快に思つたわけですね。労働省で出す資料が、問題のところをまるで削つて、そして突つ込まれないように出したんじやないかと。勉強不足の私に対して年じゅうそういうことをやつていらつしゃったのか、やっていらつしゃらないのかは知りませんけれども、私はこの点をはつきりお答えいただきたいわけです。

それで、この資料が非常に作成的なんですね。

抜きましたといふことが全然わからないようにな

い、いかにも元本をリコピーしたようにちゃんと

寸法まで合わせて、それで出している。で、私は

労働省というのはそんな秘密を平気でやつてるの

かしらと、こういうふうに思うと、私が「なお」

というところに固執せざるを得ないわけです。

やつぱり何か労働省はこの「なお」という強圧的

なパートタイマーの人を雇用保険法から適用させ

ないように解釈できるところをちゃんと知つて

て、それでこういう資料として出してきたんじや

ないのか、こういうふうに受けとめて、どうして

もはつきりしたいと、こういうふうに思つてお尋ねするわけなんです。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちは、先生の御指

摘のようになお書きがこの資格要件の問題点だと

いう意識が全くございません。資格要件というの

いる方が結構だと思いますよ、こんなものがあることは非常に問題なんですか。それを抜いて、そこがない資料を労働者として国会議員に下すつたわけですね。けれども、私はある雑誌を見て、そしてその「なお」というところを見たわけなんです。しかも、これは一番新しい資料ですね、「なお」の抜けているところ。私が勉強で見たのは雑誌でもありますし、昭和五十年三月二十五日に出しているのですから、ずいぶん月日がたってますね。だからその途中に、「なお」というところは事業主に対し十分に指導しようという、非常に誤解の起きやすい内容だから、私が感じたように労働省も感じて、これを取つて、そうしてよりよいものをさらに通達して、そしてここに出てきたんだなと、善意に解釈すればですね。ところが、私は非常に不愉快に思つたわけですね。労働省で出す資料が、問題のところをまるで削つて、そして突つ込まれないように出したんじやないかと。勉強不足の私に対して年じゅうそういうことをやつていらつしゃったのか、やっていらつしゃらないのかは知りませんけれども、私はこの点をはつきりお答えいただきたいわけです。

それで、この資料が非常に作成的なんですね。ただ、私はこの資料でございまして、これさえ備わっておれば資格要件が合つたと、こういうものでござります。したがいまして、なお書きについては資格要件、非常に誤解の起きやすい内容だから、私が感じたように労働省も感じて、これを取つて、そうしてよりよいものをさらに通達して、そしてここに出てきたんだなと、善意に解釈すればですね。ところが、私は非常に不愉快に思つたわけですね。労働省で出す資料が、問題のところをまるで削つて、そして突つ込まれないように出したんじやないかと。勉強不足の私に対して年じゅうそういうことをやつていらつしゃったのか、やっていらつしゃらないのかは知りませんけれども、私はこの点をはつきりお答えいただきたいわけです。

○柏原ヤス君 それでは、この「なお」というところは、パートは加入させないようによろしくお答えください。ただし、先ほどからお答えしておりますように、パートタイマーが、名前はパートであっても実態が常用労働者と変わらずに、ここで掲げております(四)、(五)の要件を備えておれば、なお書きとは関係なしに受給資格を有する者であるということは、これは森山さんもお答えになつておるとおりでございます。私もここで明らかに申し上げる次第でございます。そう

ではないんだということをはつきりおっしゃれましたね。けれども、ここで言つただけじゃ私はまだだと思いますよ、私は森山さんにもまかれちゃつたんですね。だから、その証拠として局長さん使つてらつしやるんでしょう。だから、この「なお」というところはなくしてもらいたいと思いま

すね。「なお」というところは局長さんの手元の資料にもないんだから、通達にも「なお」を消し

た方がいいですよ、これ、そうじゃないですか。それを私は通達から削除するようにしていただけます。そこで私は元本をリコピーしたようにちやんと

手元にもこの「なお」を消しました。だから、この「なお」ところは通達としては問題などございませんよ。そこで、事業主に十分に

活字だから大きい字で書いてありませんけれど

も、十分に指導して、ですから、相当なもので

よ、これ。それで局長さんは、その問題のと

ころだと思いますよ。そこで、事業主に十分に

活字だから大きい字で書いてありますけれど

も、十分に指導して、ですから、相当なもので

よ、これ。それで局長さんは、その問題のと

ころだと思いますよ。そこで、事業主に十分に

活字だから大きい字で書いてありますけれど

も、十分に指導して、ですから、相当のもので

促進を図ると、こういうふうに明確にお答えいただいたわけです。しかし、現実にはこの目標が達成されておりません。その理由はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(北川俊夫君) 定年制延長につきま
しては、まず昨年の十月から中高年齢者雇用促進法
を改正をいたしまして、各企業で高年齢者の雇用
率六%というものを法律上明示したわけでござい
ただきたい。
○柏原やす君 厚生年金の場合は、老齢年金が六
十歳からになつております。そこで、当面定年を六
十歳までに伸ばすといふことが緊急課題になつて
いると思います。そこで、これを達成するため
にある一つの方法もとられてはいるようですがれども、それが余り効果的じやないわけです。そこで
もつと具体的な効果的な対策、そういうものを別
に考えていらっしゃるのかどうか、これをお示し
いただきたい。
が私たちが予期しておりますよりもおくれてお
ります一一番大きな理由は、やはり石油ショック以
降の経済の長期的な停滞、こういうことが一番大
きな理由だと思います。それが原因となりまして、
定年延長の障害になつておりますところの賃金、
退職金の原資の問題、あるいは大臣が先ほどもお
答えになりましたように人事上の停滞の問題、そ
ういう問題点の解消のための労使の積極的話し合
いが進んでおらない、こういうような事情もあろ
うかと思います。さらに、私たち反省いたします
に、これも大臣が御指摘されましたけれども、い
ろいろ制度につきましては奨励金制度を積み上げ
ておりますけれども、必ずしもその体系が整備さ
れておらないし、かつその趣旨が民間のトッププレ
ベルに周知徹底しておらない、こういうような点
につきましても、私たちも今後そのため制度の
簡素化、あるいは合理化を図りますとともに、趣
旨の徹底を何よりも図りまして、私たちが思つて
おりますように、六十歳定年が一般化するようにな
行政上の努力をさらに続けたいと考えております。

それをひとつ掲げて行政指導を展開していく、
こういうものでござりますけれども、私はこのこと
が一つのてこになりますて、今後この景気の停
滞の中でも定年延長あるいは高年齢者雇用とい
うものが進むことを強く期待をいたしております。
現に、最近の定年制の調査を見ましても、徐々に
ではありますけれども、この不況の中で六十歳定
年というものの比率が高くなつておりますし、昨
日も新聞で出ておりますように、関東経営者協会の
調査によりましても、六十歳定年というものの
伸びがかなり目立つておる、こういうことが指摘
されておるとおりでございます。

さらに、いまございます定年延長奨励金あるい
は高年齢者雇用奨励金等につきましても、いま申
し上げましたように、その制度につきまして余り
に複雑であるとか、要件がむずかし過ぎるとい
ような点につきましては、これを何らか改善をいた
しまして、使いやすい制度にいたしますとともに
に、その趣旨そのものが特に民間のトップレベル
の経営者に御理解をいただいて、これが活用され
るよう万全の対策を打つていただきたいと考えてお
ります。

○柏原ヤス君 私が前に、この問題について提案
をいたしました。その提案について、検討してみ
ますと、さう御答弁だったのですけれども、これだけ
どういうふうに検討していただいたのか。これだけ
労働省だけではむずかしい点もあると思いますの
で、政府全体で取り組むべきだと、労働省だけの
問題ではないと思いますが。

○国務大臣(石田博英君) 御提案の内容を言つて
ください。

○理事(浜本万三君) 柏原委員、もう一回お話を
ください。質問してください。

○柏原ヤス君 ここにございますようだ、たとえ
ば政府が物資を購入するときの入札、また物を販
くらせる、船とか飛行機などをつくるときの入札
工事を発注するときの発注先、輸入割り当て、
ういうようなことを政府が行う場合に、大企業

○国務大臣(石田博英君) この定年制、五十五歳定年というものが現状に合わないことは、私はたびたび申し上げているとおりでございます。ただ、それがいろいろな事情でなかなかわかれわれの期待する速度に進まないのには、先ほど局長からお答えいたしましたように、長年にわたる人事管理、それから退職金とか賃金とかのいわゆる原資の分配の問題についての労使の協議、そういういろいろの問題がござります。それから、事業の種類によつても違うわけであります。それから、同じ企業の中では定年を延長する方が円満に管理上いかか、あるいは御本人にとってその方が居心地がいいか、あるいは仕事を中高年に向くのと向かないのとに分けて、向く方だけを別企業にして――これは交通公社あたりで検討しているようであつますが、そういうふうにしてやつた方が、五十五歳を超えて格下げをされたりなんかされるよりは、今まで使っておつた人に逆に使われるよりは、別の方に行つた方がいい場合もあるわけであつるので、中高年の雇用促進を同一企業内の定年延長ということだけで処理することが適當な場合と不適當でない場合とが出てまいります。そういうことをあわせて実態に合つていかなければなりませんが、たとえば妙なお話をいたしますけれども、年月日をかけると次第に延長になつてきた。私は労働省に初めてまいりましたのはいまから二十年前であります。二十年前は次官が四十年代の後半でございました、いま次官は五十五歳でござります。そういうふうに二十年たちますと、それがよどみなく人事管理がずっとそれで沿つて延びてありますので、そういう強制的なものを背景とするのではなくて、要するに中高年の雇用促進ということが現下最大の雇用問題であるという共通まで待てということになりますことは不自然な面もありますので、そういう強制的なものを背景とするのではなくて、要するに中高年の雇用促進といふわけであります。それを一遍にここでストップして六十歳まで働くから、あののやつはそれまで待てということになりますことは不自然な面

○説明員（小粥義朗君） 次に、北洋漁業の漁業規制に伴う
渔船業組員並びに関連業の失業雇用等の実態について
お聞きをいただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 次に、北洋漁業関係漁業従事者の
全体の数につきましては、ソ連二百海里水域内
それと北方四島周辺水域、両方合わせましては、ぼ
十一万四千ぐらゐの数といふふうに承知いたして
おります。ただし、その中には、たとえばサケ・
マスの漁期が終わつた後イカ釣りの漁業に従事す
るという形で重複する部分もございますので、実
数としてはその十一万四千程度の約六、七割當
といふふうに水産庁等からも聞いているわけでござ
ります。今後、二百海里問題、いま日々交渉最
中でございますが、結果を見なければわかりませ
んけれども、どの程度の影響が特に雇用面に出て
まいるのか、その交渉結果等を踏まえながら至急
に検討をしておることでござります。

○柏原ヤス君 北海道の市長会の調査によります
と、水産加工業の従業員は約二万人と聞いており
ます。そして、全面休業が事業所の四〇%だと、
こういうことを承りましたが、簡単にこれを計算
しますと、八千人がその影響を受けていると単純
な考え方で考えられます。そのため緊急
対策をとる必要があると思います。その点につ
いていかがでしよう。

○政府委員（北川俊夫君） 北海道の実態につきま
しては、水産加工を中心には四月の中旬に労働
省から担当官を派遣をいたしましたが、いま先生が
おっしゃったような実態を把握をいたしておりま
す。そして、全面休業が事業所の四〇%だと、
こういうことを承りましたが、簡単にこれを計算
しますと、八千人がその影響を受けていると単純
な考え方で考えられます。そのため緊急
対策をとる必要があると思います。その点につ
いていかがでしよう。

私たちの把握によりますと、水産加工でサケ、マス等の関係が北海道で約四万人程度ではないかと把握をいたしております。全面休業はおつしやるようない事業所の四割程度と、こう把握をいたしております。したがいまして、こういう実態に伴いまして、この五月一日から水産加工、それから木箱あるいはサケ、マス等を専門に運送をする運送業等八業種につきまして、雇用調整給付金の業種指定をいたしたところでございます。

○柏原ヤス君 また、雇用保険の適用されてない臨時の従業員、また労働者、非常に多いと思いますが、こうした人にも政府の手が差し伸べられなければならぬと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 雇用保険の当然適用事業であつて、事業主の怠慢によりまして保険の適用を受けておらないというような労働者につきましては、先ほどからも答弁申し上げておりますよう、そういう事態がわかり次第雇用保険の適用を図りますとともに、当該労働者にはさかのぼつて離職のときから保険給付ができるよう措置をいたしておりますところでございます。なお、臨時、パート、保険そのものの適用を受けない労働者につきましては、現在実態を把握をいたしておりませんので、その実態の把握の上に立ちまして、適切な措置を今後講じてまいりたいと考えております。

○柏原ヤス君 次の問題に取りかかりたいのですが、ちょっと時間半端になりますので次の機会に譲つて終わりにいたします。ありがとうございます。

○内藤功君 最近、私どもがいろいろ見聞きする中で、職業安定法の四十四条違反、それからそれに関連をして労働基準法の六条違反、二十四条違反、こういう事案が大分ふえているようになります。一ころは造船関係でありましたが、いまはたとえば民間放送、テレビの部門、あるいは国際的な航空会社ですね、こういうところでふえてくる。これはどういうのかというと、大体お調べだと思

しますか。親会社と下請会社とそれから下請の労働者というのがあるって、親会社と下請会社の中間は請負契約、下請会社と労働者の間は雇用契約になつておる。そして、その下請の労働者が親会社に何というか派遣をされているという形なんですね。ただ、実際親会社の中ではもうその正社員と渾然一体というべき実情の中で、その親会社の指揮命令、監督を受けている。まあ従属関係にある。もう一つ従属関係を言うと、採用されるときも履歴書は結局親会社に行つてある。それから、直接試験のときに親会社の人が立ち会つて、ああこの人ならいいでしょうなんて言って親会社が決める場合もある。従属関係というのは採用時と採用後の関係だと昔から言われているが、従属関係が十分にある。裁判所の事件になつているものもありますが、いまここで問題にするのは、そういう実際上はもう親会社の労働機構に組み込まれている人が、実際はその下請会社から派遣なんという形になつておる。これは多分に職安法の四十四条の違法な労働者供給事業あるいは労基法六条の「中間搾取の排除」ですか、さらに二十四条の賃金の直接一時払い、こういった条項に違反する疑いも多々あるのじゃないかと思う。労働省としては職安なり労働基準監督署なりの現場を通していろんな報告を受けておると思うのですが、この実態の概要と法律運用の上で的一般方針というものはどういうふうにこれに臨んでおるかということをまず伺つておきたいです。

たしまして、安定法四十四条に抵触する疑いがあるからということでの企業に対しても是正勧告をいたしまして、現在それに基づいていろいろはざいまして、これにつきましても是正の指示をいたしておりますところでございまして、われわれは、こういういろいろの事態についての労働者側の申立てもござりますので、これからは重点的にこうした民放あるいはテレビ局さらには航空機会社等におきまして、安定法に抵触するような事態のないように指導を徹底することを行政の方針として立てて、現在、下部に対してもいろいろ指示をいたしておりますところでございます。

○内藤功君 その是正勧告のあり方をきょうは聞きたいと思っておるのですが、本論に入る前に、大体労働者として現場の各機関に、認定でこぼさないようにするために、こういうようなポイントをよく押さえていくよと、それは労基法六条なりあるいは安定法四十四条違反を押さえるつぱはここことことことだと、まあ常識的にはわかるようなんだけれども、役所としてこととこを押さえろという指示は出しておりますか、全く現場の判断ですか。

○政府委員(北川俊夫君) 安定法四十四条に基づきまして、いわゆる下請という名前を持つておるけれども、いわゆる安定法四十四条に違反しないためにはと、いうことで四つの条件がござります。それは、施行規則の四条で示しておるところです。いまして、それは直接に下請業者が労働者を指揮監督をしておる、あるいは財政上あるいは労働法上の雇用者としての義務を負っておる、あるいは専門的な技術あるいは設備を持つておって、それによって労働者の労働と結合して下請をやつておるというような条件が決められてあるわけですが、ます、この具体的な条件の基準につきましては、安定局長通達によりまして詳細に基準を定めて、各下部機関で統一的な行政運営が図られる

○内藤功君 それじやせひそれはお願ひしたい。
○政府委員(北川俊夫君) そこで、いまの詳細な基準というの
は、国会で要求があればあるいは国会議員が要求
すれば見せていただけるのですね。
○内藤功君 ように指示しておるところでござります。
○政府委員(北川俊夫君) いまの局長通達につき
ましては、先生のお手元に機会を改めましてお届
けさしていただきたいと思います。
そこで、そういう前提に立つて認定をした場合
の是正勧告ですが、是正の措置でありますと、基
本的にはやはりもう時間の関係で言いますが、親
会社とその労働者、下請会社に雇用されておると
称するこの労働者の間に、直接のダイレクトの雇
用関係を結ぶように指導する方がベストというか
ベターといふか、一番いい方法だらうとぼくは思
うんですね。幾つか方法あるだらうけれども、な
るべくもうそういう中に組み込まれている、労働
過程に組み込まれている。中には、もう自分は親
会社に勤めているという意識になつてゐる人もい
るわけですね。ですから、なるべく直接雇用にもつ
ていくようになることが私は望ましいだらうと思
う。そういうふうな行政の手引きといふか、一般
方針といふか、そういうものもぼくは出されてい
るようになりますが、その点はどうですか。
○政府委員(北川俊夫君) これはケース・バイ・
ケースで一概に申せませんけれども、われわれが
いま実態の指導といたしましては、やはり下請と
しての実態が職安法四十四条あるいは施行規則の
四条に定められておる要件に該当するように指導
するというのが、行政のたてまえとしては第一歩
だと思います。そういう意味では、いま先生が元
請と下請の労働者の雇用関係を促進することが本
論ではないか、こういう御指摘でございますが、
私たち行政指導の、行政のキャラクチの仕方として
は、まず本来、下請としての条件を整備するとい
うことが行政指導の第一要件でございまして、た
だ労働者がいままでの雇用の実態から下請に使わ
れておるんではなくて、元請会社、親会社に勤め
ておるんだという意識が強いような場合、これの

解決はやはり労使間で十分話し合って解決をして
いただく以外にはないのでないかと思っており
ます。

○内藤功君 私がこれを特に強調しますのは、最近、いまお話をに出た、名前も幾つかお挙げになりましたが、そういう会社も含めまして、この中間取扱いの疑いだとか、あるいは労働者供給事業をやっている疑いだとか、そういうものの疑いをなくすために、まず解雇をしてしまう。下請会社が下請会社の労働者を解雇してしまう。その解雇の方はいろいろあるんですがね、たとえば親会社、あなたたは元請と言つたが、親会社ですね、親会社から下請会社の職場に配転命令を出すんですね。配転命令といつたって、下請会社というのには小さな二坪か三坪ぐらいの事務所で電話が一本置いてあって、人が一人いるかないかといふところに配転命令ですから、实际上に行けやしないんです。仕事なんかないんだから。そういう配転命令を出しておいて、それで配転命令違反と、就業規則違反ですか、それで解雇なり、一時解雇なりやるというふうなケースがわりと私の聞くところ多いようなんですね。そういうふうになりますと、解雇されるでしょう。解雇されても間を置かないで、親会社との間に雇用契約を結ぶとかいうふうになればいいんだが、苗ふらりんなんだね。つまり、切られたまんまで置いておく。そして、親会社の方は話に乗つてこない。あなたたはなるべく円満で、いくように願つてはいる、それはそうでしょう。また指導というのもするかもしれないが、親会社が切られたまんまで置いておく。そういう指導に従わないで、切られたまんまで置いておく。そのため、親会社との間に雇用契約を結ぶとかいうふうになつてはいる。だから、極端に言いますと、下請労働者はそういうよくなき、異常な、ある意味で違法な雇用状態を脱せんとして、関係監督署に申告なり違反の申し立てをしたのに對して、首切りされたままである。これも後で言うが労働基準法違反論も立つと思うのですよ、議論は。いろいろこれわ

は結論は違うだろうが、議論は立つ。そういうふうに、切られたままで新たな関係の設定がないと、いうケースが多いために、私は特にいまの直接雇用化ということを、強力にやはりふだんのときと違つて、この不景気のこの雇用状況のときにおいてやる必要があるのじゃないかと、私はいろいろ考えて思うのですよ。裁判所の救済、労働委員会の救済、監督署の救済あるけれども、これはやっぱり監督署の救済が一番早いだろう、労働省当局の強い指導が、直接的な指導が必要な時期にきているのじやないか、ちょっとと長くなりましたが、ども、その点どうですか。

○政府委員(北川俊夫君) 先ほどの御答弁を繰り返すような形になりますが、私たもとしましては、下請として認められる条件を整えさせるというのが、安定法の四十四条に基づく行政指導の限界でございまして、それ以上に、では下請に従来使われておった労働者が親会社と結ぶことが望ましいとか望ましくないというようなところまで立ち入るべきではないと考えおりまして、むしろその点は労使の中での話し合いを増すことが一番適切だと、こう考えております。

○内藤功君 労働省でおつくりになつた、これはどういう性格のものかお聞きしたいのですが、「労働者供給事業の禁止措置の一般方針」というのがございますね。これはどういう性格のものですか、この文書は。もし持つておられなければ私のこのコピーを。

○政府委員(北川俊夫君) ちょっと手元に現物ございませんので、後で拝見いたしますけれども、恐らく行政の手引きとしまして、各一線の担当者に対して行政上の指針あるいはその基準を示したものではないかと思います。

○内藤功君 そのようですね。このいま、ぼくが引用したものを見ても、2として「労働者供給事業を行ふ者から労働者の供給を受けていた工場、事業場に対しては、つまり親企業に対しても、

イ、口とあってイの方が「供給を受けて使用して、いた労働者ができる限り常用として、直接雇用するよう勧奨すること。」できるだけ常用として直接雇用しようと。口は「常用化が困難な場合には、公共職業安定所を極力利用するよう勧奨し、公共職業安定所は、その所要労務の確保について、事業主の要望に応え得るよう万全の態勢を整える」と。明らかにイ、口で並列的に並べてあるようですが、明瞭な方方が重点なんですね。つまり、イの方で直接雇用するように勧奨しようと。口で、できない場合は安定所が乗り出してあげなさいということになつています。私はこれが現在でもあるものだとすれば、やはりこの点に重点を置いて、この手引きといふものの考え方が本来の労働行政のあり方ではないかという気がするのですが、それでもう一回伺いたいのです。

○政府委員(北川俊夫君) 後で、その資料に基づきまして詳細に検討してまたお答えをいたしますが、いまお聞きしました限りでは、その手引きは労務供給に関する手引きでございます。労務供給は現在法のたてまえでは労働組合に限定をして、労働大臣が認可で認めておるものでございまして、その場合と安定法四十四条に基づいて下請として認められるものとでは若干取り扱いが違うのではないかと思います。そういう趣旨で、下請の条件を整えたいという下請業者の意向に反して、お前は下請をやる資格がないのだと、したがつて労働者は親会社に直用されることが望ましいということは、行政としてはやや差し出がましい措置ではないかと思いまして、先ほどのお答えをしましたが、現実にいまこの世の中に下請会社から首切らぬままで、宙ぶらりんになつてゐるというケースがたくさん出てきて、これからもぼくは出でてくると思うんですね。そこで、転ばぬ先のつえなんですね。

辛にして起きるであろう事態というものに対しても、それからこれからも不思議なままに起きるのですね。そういう場合に、私は、どうして、これは当事者間で話し合ってくればいいといふことを、腕をこまねいでいるというお考えでいらっしゃないと思うんですね。そういう場合に、私は、下請会社と、それから下請労働者、この三者下請労働者は、労働組合をつくっている場合が多いですからね、どうぞ、元請と労働者の直接雇用にしていきなさいといふ指導をしていかないといけないと思う。その場合に、そういう三者で同一テーブルに着いて、それで話し合いということを職安なり労働基準監督署の現場としてやつぱりやるよう、これはどんどん指導していくことが多いんですね。たとえば、さつき名前出されたからぼくの方でも言いますが、民放の大手の会社、この近くにある12チャンネルという会社ですね。ここでは下請の会社が、それならば直接どうぞ結んでくれ、こう言ってるんですよ。下請の会社で、いや、うちの会社を整備しますからと言う人は私の知るところじゃあんまりなくて、大体直接契約になるとそうしてくださいと言ふんです。一番はこの元請の方なんですね。親会社なんです。この親会社は大きな会社が多いですから、やっぱりここはきちんと三者テーブルに着かせて、そして現場の基準監督署をしっかりとやらなくちゃいけない。増員の方はわれわれが要求して一生懸命やるんですから。増員は要求して大臣も努力してるんだから。そのかわり仕事はどんなんやってくれなきや困るわけだ。どうです、この三者テーブルに着かせてやっていくことを原則としていくというのは、

いたたまひのうとくじめに、先生の御指摘のよ
うな方向が適切な場合には、そういう方向をとる
ようにこれは行政指導をいたしたいと思ひます。
ただ、いま御指摘の事例の二、三の中には、下請
の方で下請の条件を整備をして、これから法に基
づいた請負業者として十分な作業環境もつくりた
いところ言つておるのに、労働者の方がもう下請
の労働者じやいやなんで、直接親会社にというこ
とでトラブルが起きている例も二、三聞いており
ますが、そういう点につきまして、私はどちらが
いいといふようなことまで差し出がましく申すべ
きでないと、こういう趣旨のこと最先ほどから申
し上げておる次第でござります。

○内藤功君 この三者の話し合いを、できるだけ
強力にやっぱり進めんべきだということを重ねて
申し上げまして、次の問題ですが、いま労働者の
待遇をどうするかということを考えないで、まず
下請会社が下請の労働者を首切つてしまふといふ
ことは、まず抑えとかなきやならぬと思うんです、
とりあえずの応急措置として。ですから、確かに
あなたが言つようじに、三者で会談して下請の会社
を整備するという方向にいく場合もあるでしょ
う。それから、ぼくはその場合が多いと思うんだ
が、直接雇用にくくといふ場合もあるでしょ
う。しかし、このどつちかになるまでの間、その過程
において労働者だけが首切られちゃつてはいる。下
請が整備されるのか、あるいは直接雇用契約にな
るのか、どつちも決まらない。いつになるかも決
まらない。三者会談のテーブルにも、労働基準監
督署がいろいろ催促しても乗らないという場合、
切られたまんまで労働者がいるという事態は、こ
れは極力抑えなきやならぬ。そのため、たとえ
ば指導するときに、現状凍結と言つたら語弊があ
りますが、いま凍結といふのがはつてゐるんで
ありますが、解雇はしない。いやしくも後始末の方
法が決まらない限り解雇はしないということ、こ
れは最低限指導の中で強力に、これこそ強力に
やつぱりやるべきものじゃないですか。これはど

○政府委員(北川俊夫君) 安定法四十四条をめぐる紛糾の中で、労働者が職を失うという事態はやはり避けたいと、こう思います。したがいまして、今までの過去の事例の中でも、先生の御指摘のように、解決するまで労働者は従来どおり継続雇用をするようにして、指導をしたこともありますし、今後もその精神にのっとりまして、雇用の確保を念頭に置いて、この問題の解決を図るよう十分留意をいたします。

○内藤功君 どうもこの下請会社は解雇しそうだなという場合については、いまのお答えでよくはいいと思うんです。そうすると、もう一步進めて、解雇されちゃった、解雇されて一月、二月たつておる人がいるわけですよ。この人は普通でしたらもうこれはだめだと絶望的な気持ちになれば、それをこそ労働取扱いを申請するとか、あるいは労働委員会に、組合活動がらみであれば提訴をするとかいう決断がつくんでですが、労働基準監督署が何とかやってくれるだらうという期待があるために、何にもしないではうつっている場合もあるわけですね。そこで、この解雇されたという場合には、一旦これを戻すようにやはり勧告をして戻して、そして三者がテーブルに着いて、そうして話し合うということまで——これは限度があるのであります。私は私はわかりますよ。限度があるのはわからりますが、そこまでやるのは決してぼくは越権じゃない。テーブルに着くというのは、一方が、三人のうちの一角が首を切られたままのテーブルになんじや、これはもう話にならぬと思うんですね。そこはどうお考えになります。

○政府委員(北川俊夫君) なかなか微妙な問題でございまして、私から直接ここではつきりしたお答えはできませんけれども、私も、この問題が労働者の生活の不安を起こすような、そんな長期の事態で解決すべき問題ではない、早期に解決すべき問題であるという趣旨で、三者の会合が持たれることが望ましいという場合、そういう指導をいたす際には、労働者の雇用確保については十分下

○内藤功君 ひとつ、そのいま言われた中の消極面はぼくは余り聞かぬことにするが、積極面をひとつ強力に進めてもらいたい。特に私は、この場でからこれ以上細かい具体的な例を言う時間はありませんが、いまあなたの方からお名前を出された各社において、特に顯著なように私は思うので、十分留意を願いたいと思う。

そこで、さつき、あなたの首を横に振りましたが、労働基準法百四条というものがあつて、百四条一項では申告の権利がある、申告の自由がある。百四条二項では、その申告をしたことのゆえをもつて解雇その他の不利益取り扱いをしかやいかぬと、こうなつておるんですね。それで、これがあるから労働者はいわゆる内部告発にせよ外部告発にせよ、安心して労働基準法違反の事實を現場機関は、いま関に持つていくことができる。現場機関は、いま予算が少ないから、こういう申告はありがたいと思わなくちゃいけない。申告をしてくる労働者は、われわれの仕事をつくってくれる人だと思ってあります。がたく思はなきやいかぬと思うんです、押しつけがましいようですが。それで、この申告があった場合、申告に対して不利益をやる者があれば、これはもう厳しくいかなければいけないと思はんですね。百四条二項についてはいろんな判例もあるが、労働者のお考えどうですか。申告をした、間もなくその申告した人が首切られたといふ場合、これは申告したがゆえの首切りじゃないかと、思つて聞いた。ところが、会社は、いや、そうじやありません、これこれの理由ですと言つた場合に、ああ、そうですかと引き下がるんですか。それとも、いや、口ではそう言うが、本当の意思、本当の動機はどこにあるのか。本当の動機、表にあらわれないが本当の意思是申告に対する報復的なものであるというふうに諸般の事情で判断すれば、勧告もし、違反の告訴、処罰請求もし、そういう態度をとるのか、そのところをまずはっきり聞ております。

かしてもらいたい。
○政府委員(桑原敬一君) 百四条の解釈につきましては、先生の御指摘のように、法違反がありまして申告していく。その申告したことを理由として解雇その他処置した場合には当然違反になりますから、私どもとしては厳正に措置をいたしておりますが、その不利益な取り扱いに至つたいろんな事情につきまして、私どもは十分調査をいたしました上で判断をいたしたい、こういうふうに思いました。
○内藤功君 そうすると、あなたですね、労働基準局長に聞きますが、会社側がこの解雇あるいは不利益取り扱いは配転命令違反で切つたんとございまして、百四条の申告があるがゆえに切つたんでございませんと口でそう言つても、その言う言葉をそのまま信用するんじやなくて、いろんな状況を判断するということですね。どういうような状況を判断しますか、一般基準をちょっとと言つてください。
○政府委員(桑原敬一君) 私どもはこういう各条違反の判断をいたします場合には、関係当事者の意見を十分聞くことが一つでございます。それから、その紛争なり事実が起こった経緯につきましては、十分に客観的なデータもそれなりにそろっているはずでござりますから、それに基づいて判断をしてやつてまいるわけで、一方の関係者だけの意見をもとにして判断をすることは全くいたしておりません。
○内藤功君 細かいことを聞くようですが、労組法七条の場合にはものすごい判例が多いから集積されているけれども、基準法二十四条の場合は余りない。だけれども、大体たとえば時期が、申告の時期と解雇の時期がどのぐらい離れているとか、それからその人間に対してどういう感じを持つていたとか、いろんな基準があるでしょう、労働省としての基準はどういうふうに持っています。いまのやり方はわかりました。基準は、
○政府委員(桑原敬一君) 特に、基準を通達その他で示しておりませんけれども、私どもの行政取

り扱いの大筋を申し上げますと、第一は使用者の単なる表面上の理由だけにとらわれてはならない。ということが一つでございます。それから、当該の労働者との関連におきまして、どういった不利益になつておられるかとかいう総合的な判断をして最終的に判断をいたします。もちろん、その場合に不利を取り扱いをいたしましたまでの経緯、ほかに申されども、申し上げておりますのは、使用者の表面的な理由だけでどうこうするということはいたしておりません。

○内藤功君 話がちょっと戻りますがね、これはどちらに聞くのかわからないが、うちの会社は某テレビ会社の下請に入っている。これは安定法

四十四条違反あるいは労基法六条違反の疑いがある、あるいは二十四条違反の疑いがあるといふで申告をしたと。申告をしたら、それに対して首

切られたという場合ですね、そのケースはまさに申告を理由として首を切られたケースになると思

うんですね。そういう疑いが一般的にまず濃いだ

らうと。だから、それを晴らすよほどのものがな

ければ、申告をした労働者が解雇されたり不利益

取り扱いされた場合は、一応百四条二項違反の疑

いがある。こういうふうには見られませんか。

○政府委員(桑原敬一君) 百四条違反の最終的判

断をあんまりやらないようにしようと、遠慮しま

うといふようなことはないですか。

○政府委員(桑原敬一君) この労働者供給事業に絡む事業につきまして、私ども先ほど申し上げま

したように、安定局とあるいは出先の諸機関と

十分相談しながら、問題がそういうことにならな

いようになりますと、まずそちらに重点を置いて

やつておることは先ほど申し上げたとおりでござ

ります。しかしながら、私どもは基準法六条なり二十四条という問題が、明らかにその条文に違反

することになりますれば、当然そのことについては基準局の段階において、これはもう安定局との

関係はございませんから、私どもとしては当然に

処置をしてまいりますと申します。

○内藤功君 まあ従属関係、労働の従属ですね。

採用のときの従属、それから労務指揮における従

属と、両方あります。そういう従属関係が親会社

と労働者の間にすると、こういうケースでいま

ざいませんので何ともあれですが、四十四条違反

の問題につきましては、労基法の六条あるいは二

十四条とうらはらの関係にござりますので、常々

安定機関と基準監督機関とで連携をとるようによ

うことで、両局長連名の通達も出しております

し、現に各現場におきましてはケース、ケースで

いろいろ御相談を申し上げながら、事態がそこを

来さないよう、かつ労働行政そのものが労働者

の保護ということに、あるいは雇用の安定という

ことに重点を置いておるという立場で、この問題

の解決を図つてしまりいと、こう考えます。

○内藤功君 お二人の答弁は、非常に具体的な

関係にあると思ってか、少し憶病な答弁のようにな

りますが、感覚しましたが、決定的な動機というも

うで判断いたしませんといけないんではないか

と思います。したがって、安定法四十四条なり基

準法六条との関連において、私どもは先ほど安定

局長がお話し申し上げましたように、監督署と安

定所とが提携いたしまして、この四十四条違反な

りあるいは六条違反にならないような形で、どう

いった形にしていったらいいかということをお互

いに相談しながら、また関係の労使にいろいろ指導

をしているわけでございますね。その段階において、先ほどもお話しございましたように身分関係

をはつきりさせることができますが一番基本でございますか

ら、それが元請になるのか下請になるのか、それ

いつた面についてその考え方を改めたわけではありません。ただ、そういった使用従属関係を基本にして二十四条違反を考えるということについて先ほど課長が申し上げたわけで、解説を変更したわけではありません。要するに、そいつた面について不十分な面があるから、いま課長が補足したようなわけでございます。

○内藤功君 そうすると、従来の見解は変えてないと言ふんですか、変えたと言ふんですか、どちらでございます。

○政府委員(桑原敬一君) いままでの見解が必要も十分でないで、補足してお答えを申し上げたわけでございます。

○内藤功君 どういう点を補足したんですか。それじゃあ、どういう点を補足したんです。

○政府委員(桑原敬一君) 使用従属関係というのは、一つの事実関係を申し上げているわけですがけれども、そういう点を補足したんです。

○内藤功君 どういう点を補足したんですか。それは十分でないで、補足してお答えを申し上げたわけでございます。

○内藤功君 どういう点を補足したんです。

○政府委員(桑原敬一君) いままでの見解が必要も十分でないで、補足してお答えを申し上げたわけでございます。

○内藤功君 解説を変えたことはないんですね。けれども、そういう點を補足したんです。

○政府委員(桑原敬一君) 使用従属関係といふのは、一つの事実関係を申し上げているわけですが、それでも、そういう点を補足したんです。

○内藤功君 どういいますか。

○政府委員(桑原敬一君) 説明が不十分で申しわけございませんが、私どもは特に通達を出して解説を変えたつもりはないわけですが、これども、二十四条というのはあくまでも……

○内藤功君 解説を変えたことはないんですね。

○政府委員(桑原敬一君) あります。要するに、補足をいたして説明しておりますのは、二十四条の違反というのは、当然に契約の責任がなければならぬ。それはあくまでも事業主が契約関係があつて、そしてそこに使用従属的な関係を持って働いている労働者については、当然二十四条の責任があると、こういうことを申しておるわけでございます。

○政府委員(桑原敬一君) 疑いが認められというわけですから、基本的には早く直せということに、それには問題があるわけで、それを一つの主要事件として捜査するについては、いろいろとまた議論いたしました。

○内藤功君 どうも質問に答えてないんですが、使用従属関係が認められれば二十四条違反の疑いがあると、こういうふうな考え方ですよ、これは、今までの。その考え方と同じなのかどうかと言ふんです、ここそころは。質問の意味がわからぬですか。

○政府委員(桑原敬一君) 法律案の解釈につきまして、使用従属関係という一つの事実関係、それから一つの契約、つまり法律的な関係、そういうものを総合してやはり二十四条の責任というも

のを考えいくべきじゃないかと思います。したがって、使用従属関係がもちろん基本にあることは間違ありませんけれども、その辺の補足をいたしましたつもりでございます。

○内藤功君 何が補足なんだかさっぱりわからぬでございます。わかるように説明してくださいよ。しかし、見解の変更があるというなら、これはもう大問題ですよ。どうなんですか。

○政府委員(桑原敬一君) 説明が不十分で申しわけございませんが、私どもは特に通達を出して解説を変えたつもりはないわけですが、これはもうこれでいいですよ。しかしながら、見解の変更があると、労働基準局の見解が変更あるというなら、これはこういうことなんですね。看護婦さんです、し、もし見解の変更がないということなら、私はもうこれでいいですよ。しかし、見解の変更があると、労働基準局の見解が変更あるというなら、これは看護職の労働条件について、ILOの総会の議題になつております、ことしの六月、第六十三回ILOの総会の議題の一つに、看護職員の雇用及び労働生活条件に関する勧告案というものがござります。私は時間がないのでばり言いますが、これに対するILOの主要加盟国としての日本政府の態度、意見として非常にやはりいまここでお伺いしておかなければならぬ問題がある。それはもう前置きなしにばり言いますが、労働時間に関する部分では、ILOの勧告案では、「一般労働者の労働時間が週四十時間を超えるところは、一九六二年の労働時間短縮勧告の第九項に従つて、俸給を減じることなく看護職員のために可及的速やかに週四十時間の水準まで引き下げるための処置」を求めており、四十時間に引き下げる。ところが、日本政府は「可及的速やか」というところです、これも大臣よく聞いてください、大臣ね。「可及的速やか」というのを「漸進的」という、まあ、ゆづくりいきましょうというわけですよ。「可及的速やか」とILOが言ってきております。恥ずかしくないです、これ。七ヵ国首脳会議——ダウニング街会議では福田総理もいらっしゃって、七ヵ国のお歴々と一緒に日本は世界を引っ張る機関車だといふことで持ち上げられて帰つてしましましたよ。景気回復やそういう経済の面では機関車かもしれないけれども、足引っ張つてゐるわけだ。今度は、ブレーキだ。ブレーキの役目を看護婦さんの労働条件やそれから労働者の労働条件の面じゃ果たしているといふことが、これで私は大きに言えばそういうことになります。

それからもう一つは、年休の問題です。さつきも同僚委員から質問がありましたが、年休は勤続一年について四週間未満である場合は、看護職員のためには「可及的速やか」を「漸進的」と修正の意見を出して得しないです、私は納得しないが、この質問はやめおきます。

次に、今度はこれは国際労働関係に関する問題。これはこういうことなんですね。看護婦さんです、看護職の労働条件について、ILOの総会の議題になつております、ことしの六月、第六十三回ILOの総会の議題の一つに、看護職員の雇用及び労働生活条件に関する勧告案というものがござります。私は時間がないのでばり言いますが、これに対するILOの主要加盟国としての日本政府の態度、意見として非常にやはりいまここでお伺いしておかなければならぬ問題がある。それはもう前置きなしにばり言いますが、労働時間に関する部分では、ILOの勧告案では、「一般労働者の労働時間が週四十時間を超えるところは、一九六二年の労働時間短縮勧告の第九項に従つて、俸給を減じることなく看護職員のために可及的速やかに週四十時間の水準まで引き下げるための処置」を求めており、四十時間に引き下げる。ところが、日本政府は「可及的速やか」というところです、これも大臣よく聞いてください、大臣ね。「可及的速やか」というのを「漸進的」という、まあ、ゆづくりいきましょうというわけですよ。「可及的速やか」とILOが言ってきてます。恥ずかしくないです、これ。七ヵ国首脳会議——ダウニング街会議では福田総理もいらっしゃって、七ヵ国のお歴々と一緒に日本は世界を引っ張る機関車だといふことで持ち上げられて帰つてしましましたよ。景気回復やそういう経済の面では機関車かもしれないけれども、足引っ張つてゐるわけだ。今度は、ブレーキだ。ブレーキの役目を看護婦さんの労働条件やそれから労働者の労働条件の面じゃ果たしているといふことが、これで私は大きに言えばそういうことになります。

それからもう一つは、年休の問題です。さつきも同僚委員から質問がありましたが、年休は勤続

一年について四週間未満である場合は、看護職員のためには「可及的速やか」を「漸進的」と修正の意見を出して得しないです、私は納得しないが、この質問はやめおきます。

次に、今度はこれは国際労働関係に関する問題。これはこういうことなんですね。看護婦さんです、看護職の労働条件について、ILOの総会の議題になつております、ことしの六月、第六十三回ILOの総会の議題の一つに、看護職員の雇用及び労働生活条件に関する勧告案というものがござります。私は時間がないのでばり言いますが、これに対するILOの主要加盟国としての日本政府の態度、意見として非常にやはりいまここでお伺いしておかなければならぬ問題がある。それはもう前置きなしにばり言いますが、労働時間に関する部分では、ILOの勧告案では、「一般労働者の労働時間が週四十時間を超えるところは、一九六二年の労働時間短縮勧告の第九項に従つて、俸給を減じることなく看護職員のために可及的速やかに週四十時間の水準まで引き下げるための処置」を求めており、四十時間に引き下げる。ところが、日本政府は「可及的速やか」というところです、これも大臣よく聞いてください、大臣ね。「可及的速やか」というのを「漸進的」という、まあ、ゆづくりいきましょうというわけですよ。「可及的速やか」とILOが言ってきてます。恥ずかしくないです、これ。七ヵ国首脳会議——ダウニング街会議では福田総理もいらっしゃって、七ヵ国のお歴々と一緒に日本は世界を引っ張る機関車だといふことで持ち上げられて帰つてしましましたよ。景気回復やそういう経済の面では機関車かもしれないけれども、足引っ張つてゐるわけだ。今度は、ブレーキだ。ブレーキの役目を看護婦さんの労働条件やそれから労働者の労働条件の面じゃ果たしているといふことが、これで私は大きに言えばそういうことになります。

ではございますが、世界的な、ある国においては相当時間短縮が行われておりますけれども、現に

の法制上の、労基法上一週四十八時間ということに対して、この勧告案が労働時間を四十時間というふことにするためには、やはり現在の国内慣行その他からしまして、「可及的速やかに」というよりは、実態的に「漸進的」にという形の方が、この

勧告を実際に受けとめるという意味では現実的ではなかろうかということで、そういうことを意見として申し上げたわけでござります。

○内藤功君 これはあなたも言うように勧告ですからね、勧告で、たとえば「可及的速やかに」というのが来ても、それを実行するのは日本の条件で制約されるでしょうね。ただ、その勧告の根元において「可及的」と書いてあるのを「漸進的」にしろというのは、世界の足を引っ張りませんかと言ふのですよ、大臣ね。世界の國みんなにこれやるんですから、J-L-Oといふのは、日本だけじゃないんですから。憲章には何人も自分の國だけ考え方いけませんよと書いてあるんです。まあこれ逆に読めば外国のこと考えなくちゃいけないと言ふのかもしれないが、日本のことだけ考えちゃいけない。世界の進歩のために、医療のために労働者の福祉のために出でなんだ、勧告。その根元の文句を「漸進的」と変えるのは、まあ私はこういう質問をするのも情けなくらいだ。これは勧告として「可及的速やかに」が来たら、大体大体がおるいて、可及的速やかに努力をする、これが堂々たるJ-L-Oの主要国である日本の世界に示す態度ではないでしょかね。私はやっぱり大臣、もう一回日本政府の見解を検討して、大物大臣がおるのにこんな細かいことしちゃいけませんわ。あなたの決断ですがね、どういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(石田博英君) いろいろ事情がありましょくと、言葉として「漸進的」ということと「可及的速やか」というものを変えたからといって、實際上われわれが負う義務の具体的な内容に切迫し

場合には景気がいい方がいいから、この言葉の使

い方については検討いたします。

○内藤功君 そう言わるともう次に投げる球がなくなつちました。まあひとつそちらしてくださいよ。万事こういうふうに言ってくれると時間も早くいくんです。

最後に、これは三番目の問題で、最後の問題に

なりますが、季節労働者の問題について、これぜひ聞いておきたいと思う。私は前々から質問の機会をうかがつておったんですが、遂に時間がここまで来ちゃつたのですから、少し時期の古いお話を中ですることは御容赦願いたい。

まず、北川局長及び石田大臣のさつき冬季の就業訓練を三年間やると。それで職場を拡大するといふという答弁のように思いましたね。それで、私はまず、これが三年間助成を出すと。それから、四十五歳以上の中高年の方に通年を目指して

職業訓練を三年間やると。それで職場を拡大するといふという答弁のように思いましたね。それで、私は金額はどう考へているのか。金額が非常に問題だと思います。

○内藤功君 これはあれですか、さつき私よく聞き取れなかつたんです。ですが、法律改正でやるのか、政省令でやるのか、何でやるんです。

○政府委員(北川俊夫君)

事務的にその点検討をいたしておりますが、一応考え方としましては省令改正をもつて行いたいと思っております。

○内藤功君 私はきょうこれに対する全面的な意見開陳は避けておきますが、ただ、この二つと、あと一般的な公共事業の早期発注、職業訓練、雇用の場を広げるといふものだとすると、ほかにもあるかもしれないが、政省令に手をつけるのはこれだけだということだね。そうですね。――そうすると、これはいざれもけちをつけるわけじゃないですよ、前進するということはいいことなんですかね、前進するといふことですね。で、私は事業主に対する財政助成である、労働者への直接の注射にならないといふことです。で、私はどうしてもこの点では石田さんと意見が違う、違うのはあたりまえなんだが、ほかの点では石田大臣に同感するところはあるが、この点の保険論を振りかざして、もうここでまたやりませんけれどもね、保険論、保険のあり方、これはあなたの考

え納得できないね。北川さんの考え方ほかの点

げましたような屋外関係の事業主が単独でも、もしくは事業主団体が共同で四十五歳以上の季節労務者を対象としたとして職業講習を行います場合に、ただしその職業講習が二十日以上行うという場合で、二十日の場合に三万円、二十五日以上の場合は四万五千円という手当のほか、職業講習実費といたしましてプラス一万二千円、したがいまして二十五日職業講習を行いました事業主に対しましては、最高でございますけれども五万七千円の助成金を出すと、こういう内容でございまして、この冬季就労奨励金あるいは通年雇用のための職業講習奨励金、いずれも三年間の暫定的な措置として行いまして、その間に本来の業務でございまして雇用の場の拡大あるいは公共事業の早期発注、職業訓練の充実等々を行つてまいる考え方でございます。

○内藤功君 これはあれですか、さつき私よく聞き取れなかつたんです。ですが、法律改正でやるのか、政省令でやるのか、何でやるんです。

○政府委員(北川俊夫君) 事務的にその点検討をいたしておりますが、一応考え方としましては省令改正をもつて行いたいと思っております。

○内藤功君 私はきょうこれに対する全面的な意見開陳は避けておきますが、ただ、この二つと、あと一般的な公共事業の早期発注、職業訓練、雇用の場を広げるといふものだとすると、ほかにもあるかもしれないが、政省令に手をつけるのはこれだけだということだね。そうですね。――そうすると、これはいざれもけちをつけるわけじゃないですよ、前進するといふことはいいことなんですかね、前進するといふことです。で、私は事業主に対する財政助成である、労働者への直接の注射にならないといふことです。で、私はどうしてもこの点では石田さんと意見が違う、違うのはあたりまえなんだが、ほかの点では石田大臣に同感するところはあるが、この点の保険論を振りかざして、もうここでまたやりませんけれどもね、保険論、保険のあり方、これはあなたの考

え納得できないね。北川さんの考え方ほかの点

はともかくとして、この点は納得できない。保険といふものは公平にやるんですとこう言うでしょ、まあ俗に。そうじやないです。それもあるが、この保険の公平といふのは、いま困つてない人からお金をもらって一番困つている人にお金を出す、俗の言葉で言いますが、それが保険なんだ。そういう状態になつているのが保険の正常な状態なんです、雇用保険の。ところが、あなたの方はこれ、もうすぐ冬来る。いま北海道のいろんな労働組合やなんかの団体はものすごい陳情してきて不公平になるとかいうふうな考え方方は、私は絶対に納得できない、これは。また冬が来ますよ、これが、この保険の公平といふのは、いま困つてない人からお金をもらって一番困つている人にお金を出す、俗の言葉で言いますが、それが保険なんだ。

それから、第二点の通年雇用のための職業講習奨励金でございますけれども、これはいま申し上

私はまあ実態いろいろ調べてきて言いたいんですが、ちょうど時間になりましたから、最後に大臣ね、この点は誤解ちやいのかねですよ、私たちは雇用保険法だけでやれて言っているんじやないんですから。あなたはすぐわれわれに雇用保険法だけでやれという考えには賛成できませんとうおっしゃる。それはちょっと誤解しているんですね。われわれは皆さん方のやっているいろんな省令にしても、生活保護を緩やかにするとか、公共事業早期発注とか、もちろんのエトセトラの政策について前向きならみんな反対しませんよ、結構なんですね。それと相まって雇用保険法の改正もやるべきだと、こういう考え方なんですね。そういう一環としてもあんたは検討しないとおっしゃるのかね。それはやっぱり柔軟な頭をもって臨んでもらいたいと思うんですけどね。最後にこれだけ聞いておきます。

○国務大臣(石田博英君) 保険というのは、困

ない人の負担の上で困った人を救済するという、そういう精神であることは私も同感だけど、困った人が毎年毎年同じように繰り返される、そうしてその繰り返される条件というものをいじらないでおくということは私は間違ひであると思います。したがって、現在の五十日という状態でも、季節労働については負担金七十八億に対して千四百億円くらい使っている。これでも決して均衡とれたとは思いませんが、これでまた北海道の原状が回復されているとも思わない。したがって、北海道の原状回復については、保険法それから労働行政だけで処理しようという考え方の方は間違ひだということを、私は北海道の道当局にはいつでも言っているんです。ほかの総合的施策——北海道の気象条件といふものはこれは一定しているのですから、そういう条件の中でもっと総合的にあなたの方も検討しなさい、われわれの方でなし得ることはできるだけいたしましょ、先ほど安定局長がお答えいたしました、またあなたの御指摘になつたほかに、通年雇用奨励金というのも新たに行つつもりでおります。そういう方法で、あと

う限りの努力をいたしますが、現在の雇用保険法を改正するという考えはございません。

○内藤功君 最後に、私は本法案そのものについ

て一言申し上げておく。

本法案は、幾つかの改善点が認められるのであ

りますが、第一点として、失業の予防をうたいな

がら、大企業が今まで行い、今後も行うおそれ

のある大量解雇、大量の人減らしについては、何

らこれを規制する手だけは講ぜられていない。

二番目は、雇用安定資金の管理運用について、

労働者の代表の意見を聞くという制度的保証がな

ります。

三つ目は、全国で、私どもの調べで、百万事業

所二百五十万人と言われる零細企業——労働者数

人の零細企業における保険料の納入率はきわめて

低くて、保険制度に基づく救済は期待しがたいん

ですが、この零細企業対策が見られない。

以上の点を考えて、われわれは考慮の結果、日

本共産党としては本法案については賛成しがた

い、しかし、改善点があることも認められるので

あるということを申し上げて、私の質問を終わり

ます。

○柄谷道一君 雇用保険法等の一部を改正する法

律案に関しては、去る四月二十二日、私は本会議

において代表質問をいたしました。そのほか四月

十四日予算委員会分科会において、職業訓練行政

に関する質問をいたしました。また、四月二十一

日には本委員会において総合的雇用政策に関する

質問を行いました。これらの質問を通じて大臣の

所信を伺いましたので、本日はあえてその重複す

ることを避けたいと思います。

また、雇用安定資金制度につきましては、昨年

本委員会で私がその指摘を行い、その必要性を述べてきたところでありまして、基本的には賛成す

ることを避けたいと思います。

その第一は、総合的雇用政策の質的転換、すな

わち、従来の労働力不足時代ないしはそれ以前の

労働力過剰時代というのから、安定経済成長下

の摩擦的・構造的失業をいかに予防するか、ない

しは中高年、身障者等の雇用対策をいかに拡充す

るかへの質的転換が必要であろう。

第二には、職業訓練行政の転換と拡充がありま

す。

第三は、文部省及び労働省一体となつた一元的

職業能力の開発であります。

第四は、本制度を中小零細企業にいかに適用せ

しめるかの問題であります。

そして第五は、雇用の地域間移動に関する誘導

政策を確立するということであります。

そして六番目には、財政の確立と管理運用に関

する改善でございます。

最後に七番目は、本法施行までの現行法の彈力

的運用と雇用調整給付金の支給対象範囲の拡大な

ど、現行法の活用でございます。

これらに対する最初に労働大臣としての総括的

な御所見を再度たたしたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) 御指摘の点、一々ご

もつともだと存じます。特にこれからは、日本の

置かれている経済条件が非常に違つてしまります。

これから、産業構造の変化に対応する措置と、

これが一番重大になります。訓練行政におきまして

も、訓練種目、方法等において、従来の形のもの

をそのまま続けていくことは不適当である、新し

い時代の要請に合うような変更をしていくべきも

のと考えておる次第でございます。

それから、特に法施行前の対処するための弾力

的運営はそのようにいたすべく努力をいたすつも

りでありますし、すでに現実的な措置をとつてお

る次第であります。

財政の確立と管理運用につきましても、これが

財政が充実し管理運用の適切を得なければ、効果

を十分にあらわさないことはよくわかつております

ので、そういう方向、特にこの管理運用につい

ては、労使双方の意見が十分反映できるようによ

りたいたいと思います。

○柄谷道一君 雇用安定事業の職業訓練に関して

であります。事業主に対して行われる補助、こ

れは景気変動等の雇用調整事業とは異なりま

す。

事業転換等の雇用調整事業につきましては、

たたいたいと思います。

私の過去の質問を再確認いたしたいと思います。

まず第一に、雇用安定資金の業種指定でござい

ます。景気変動対策については雇用調整給付金

と同様な方式が考えられるわけでございますけれ

ども、事業転換対策となりますと、産業政策との

関連が生じてまいります。したがって、それら関

係官庁と十分協議をいたしますとともに、今後、

関係審議会の意見を十分にそんたくをして具体的

業種指定の基準が定められるものと、こう理解し

てよろしくおぞいますか。

金などを引き上げております。しかし、大臣御答弁されましたが、これは徹底的に案外されおりません。同時に、その手続も非常に複雑であるということで、それがこの制度の実を結ぶことのですが、これは労使の自主的交渉にかかる問題ではございませんけれども、定年延長をしようとする場合、やはり労使間の障害になつてしまりますのは年功序列型賃金と人事のあり方、これが定年延長の場合の一つの問題点として浮かび上がつておる。これは現実でございます。とすると、これは労使当事者間の問題であるということでこれを任すのではなくて、決定はそこにおいて行われますけれども、やはり労使の自主努力を促進するための労働省としての指導というものが必要になつてくるのではないか。今日の深刻な中高年の雇用実態を考えますと、惰性のまま進むべき時代ではない。ここで大臣としても手段をいろいろ講じられまして、これらの欠陥を補いながら、院の決議でもあります定年延長といふものが実を結ぶようなひとつ抜本的な対策を確立願いたい、こう思うのであります。いかがでございましょうか。

○國務大臣(石田博英君) これは今日の雇用問題

というのは、もう集約すれば一にかかるて中高年の雇用問題だと思います。そういう意味において全力を挙げるべきであります。この抜本的とおっしゃいますが、これは長い間の人事管理のやり方の継続でありますので、いま急に人事管理の体系なりあるいは年功序列型賃金をこのままにしておいて五年ばかりと上げろと言つても、これは実際に不可能であります。やはり、順次上がっていき、改善をしていくというようなことが必要じゃなかろうか。そして、また事実そうなつてきている。一言に言えば出世がおくれるというんでしょうか、そういうことによつてだんだんとそういうふうに変わつてきているように思つたのであります。それから、急速にやることは摩擦が生じ、か

弁されましたが、これは徹底的に案外されおりません。同時に、その手続も非常に複雑であるということで、それがこの制度の実を結ぶことのですが、これは労使の自主的交渉にかかる問題ではございませんけれども、定年延長をしようとする場合、やはり労使間の障害になつてしまりますのは年功序列型賃金と人事のあり方、これが定

年延長の場合の一つの問題点として浮かび上がつておる。これは現実でございます。とすると、これは労使当事者間の問題であるということでこれを任すのではなくて、決定はそこにおいて行われますけれども、やはり労使の自主努力を促進するための労働省としての指導といふものが必要になつてくるのではないか。今日の深刻な中高年の雇用実態を考えますと、惰性のまま進むべき時代ではない。ここで大臣としても手段をいろいろ講じられまして、これらの欠陥を補いながら、院の決議でもあります定年延長といふものが実を結ぶようなひとつ抜本的な対策を確立願いたい、こう思うのであります。いかがでございましょうか。

○國務大臣(石田博英君) これは今日の雇用問題

というものは、もう集約すれば一にかかるて中高年の雇用問題だと思います。そういう意味において全力を挙げるべきであります。この抜本的とおっしゃいますが、これは長い間の人事管理のやり方の継続でありますので、いま急に人事管理の体系なりあるいは年功序列型賃金をこのままにしておいて五年ばかりと上げろと言つても、これは実際上不可能であります。やはり、順次上がっていき、改善をしていくというようなことが必要じゃなかろうか。そして、また事実そうなつてきている。一言に言えば出世がおくれるというんでしょ

うか、そういうことによつてだんだんとそういうふうに変わつてきているように思つたのであります。それから、急速にやることは摩擦が生じ、か

つ御本人に余り必ずしもいい影響を与えない場合もございますが、しかし問題の重点はここにあるんだということで、極力普及措置について行政指導をやっていきたいと思つております。

ただ、われわれとしてやるべきことは、各種の援助金をつくとも、それに手續がめんどくさいが、ほとんど知つていなかつたのです。こういう制度があることを。これは驚くべきことでありますけれども、これから複雑であり過ぎる。それからこの間、私ある中都市の使用者の団体へ行きましたところが、ほとんど知つていなかつたのです。こういう制度があるので、まずこの制度の普及徹底による利用の拡大ということをいたしたい。知らないで制度ばかりつづくって、あるあるぞと言つてみても仕方がありませんから、つくった以上はそれが利用されるよう努めをいたしたいと思っております。

○柄谷道一君 失業した者をいま言つた法律で救い上げていく、それは当然のことでござります。

しかし、問題はそれだけでは解決しないと思います。ソ連、アメリカのみならず、今後二百海里はひとつ国際的な大きな幅をもつて拡大をしていく

う思ひます。私は過般、農水と内閣の連合審査の際に、二百海里水域実施後の監視、取り締まり業務に活用するということも一方法ではないかと問題指摘をいたしました。運輸大臣は、非常にユニークな提案であるので前向きに検討した

いというお答えでございましたが、それ以外にも、たとえばサケ・マス漁業の指導及び取り締まり業務、また新漁場開拓事業、これはたとえば開発途

上国の二百海里内における新漁場開拓もありましょし、他国の二百海里外における新漁場の開拓もあると思います。また、二百海里内の沖合い

漁業につきましても、資源調査と再開発業務といふものを考えられるわけでござります。また、沿

海漁業を再開発するための沿海、いろんなもののが沈んでいる、そういうものの大掃海業務と、いうのも考えられます。さらに、漁港整備のための業務というものもあるわけでござります。また、沿

海に育ってきたこの人々を、やはり海に関連するところで活用する、それは最も必要な転換対策

ではないだろうか。この問題は水産庁、海上保安庁、さらには自治省、いろんなところに関連をしております。いま対象になつておりますのは捕鯨

ですね、それからマグロ、カツオ、遠洋漁業、それから東太平洋のアメリカの二百海里の適用に伴うスケトウダラ、これがなつておりますから、それ

に準じた扱いをするのは当然であります。

それから、すでに何度もお答えしておりますよ

うに、五月一日から業種指定を八業種について行いました。私どもの方の対処は、一番早くかたと思つております。今後そのほかにつけても万全を期してまいります。

○柄谷道一君 失業した者をいま言つた法律で救

い上げていく、それは当然のことでござります。

しかし、問題はそれだけでは解決しないと思いま

す。ソ連、アメリカのみならず、今後二百海里は

ひとつ国際的な大きな幅をもつて拡大をしていく

う思ひます。私は過般、農水と内閣の連合審査の際に、二百海里水域実施後の監視、取り

締まり業務に活用するということも一方法ではないかと問題指摘をいたしました。運輸大臣は、非

常にユニークな提案であるので前向きに検討した

いというお答えでございましたが、それ以外にも、たとえばサケ・マス漁業の指導及び取り締まり業

務、また新漁場開拓事業、これはたとえば開発途

上国の二百海里内における新漁場開拓もありましょし、他国の二百海里外における新漁場の開

拓もあると思います。また、二百海里内の沖合い

漁業につきましても、資源調査と再開発業務とい

ふものを考えられるわけでござります。また、沿

海漁業を再開発するための沿海、いろんなものが沈んでいる、そういうものの大掃海業務と、いうのも考えられます。さらに、漁港整備のための業

務といふものもあるわけでござります。海に生き

海に育ってきたこの人々を、やはり海に関連する

ところで活用する、それは最も必要な転換対策

ではないだろうか。この問題は水産庁、海上保安

庁、さらには自治省、いろんなところに関連をしております。いま対象になつておりますのは捕鯨

ですね、それからマグロ、カツオ、遠洋漁業、それ

から東太平洋のアメリカの二百海里の適用に伴うスケトウダラ、これがなつておりますから、それ

に準じた扱いをするのは当然であります。

それから、すでに何度もお答えしておりますよ

うに、五月一日から海へ行くのが最も適応性を持つ対策だと思います。これについては、いま御指摘のような御意見だと私も思います。各省と連携をとつて、

そういう働く場所を見つけてまいりたい。

それから、海から陸へ移る場合は、これはわれわれの業務でございます。できる限り転換職業訓練を施しまして、安定した再雇用を見出すべく

努力をしたいと思っております。

○柄谷道一君 いま非常に前向きのお答えがあつたわけでござりますけれども、私はたとえば資源

調査にても新漁場開拓にしても、これは採算ベースに乗りがたい問題でござります。いま大臣

も申されたのでありますけれども、これを実行していくということになれば、それ相応の国の補助、助成というものが伴わなければ、ユニークな発想であつても、これを実行することが大きな壁に阻まれる、こういう結果にならざるを得ません。本

日の質問でそれぞれに対してどの程度の補助、助成を行つといふことは答弁していくでしょ

けれども、ひとつ國務大臣として関係省庁と十分お打ち合わせの上、これらの転換対策が充実しますように、ぜひ御努力を願いたい。

○國務大臣(石田博英君) 全部が全部採算ベースに合わないとも私は考へない。合うものもあるだろ

うと思うんです。たとえば、開発途上国の二百海

里の中における漁場の開発、指導というようなこ

とは、これは採算ベースに合わないとは限らない

と思ひます。しかし、長期的に見て国益に合致するもので、いま直ちに採算ベースに合わせられない

ものが大部分であることはよくわかつております。

そういう意味において、関係省庁とも連絡を密にいたしまして対処したいと考えます。

これは乗組員に対しましては出漁しておりま

す期間の固定給、それに生産奨励金、それを合

算いたしましたものを補償するということで、休

漁の場合はこれらの経費及び準備に要した費用、期待利益、さらには減船の場合には漁業権の補償等も加わりまして、船主に対して補償が行なわれる。事は船主と労働者との交渉によって解決がされる、このような方式がとられているわけでござります。いまは融資の段階、これはまだ日ソ漁業協定がどうなるかわからないということで、当面の応急の融資でございますが、当然減船し出漁できない、こういう漁船員に対しましては、過去の方式と同じような措置がとられるべきものだと私は理解をいたしております。いかがでございますか。

○説明員(大坪敏男君) ただいま御指摘の点で

ござりますが、御案内のように現在日ソ漁業交渉

が進められているわけでございますが、事態の進

展のいかんによりましては漁獲量が大幅に削減さ

れる、さらにまた減船と一緒に伴う離職者の発生

も十分予想されるわけでござりますが、当面の緊

急対策といたしましては先生いま御指摘のよう

に、三、四月に休漁に追い込まれた業者に対しま

して、緊急の必要な資金といったしまして百五十億

の融資を行なうということ、もう一つは、本年

休漁になりましたサケ・マスの業者につきまし

て同様に必要な経営資金を融資する、これは百五億

でござりますが、これを緊急に融資することにい

たしたわけでございます。もちろん、交渉の結果

いかんによりまして減船及び離職が現実化した場

合の措置でござりますが、これはただいま先生御

指摘のように、昨年におきましてもニシン・カニ

の減船につきましては救済措置を講じたわけでござりますが、これらを参考しながら事態に即応

した適切な救済措置を講じたいと考えておるわけ

でございます。その際におきましては、過去の例

よりも十分配慮いたす考えでございます。

○柄谷道一君 それと関連をいたしまして、水産

加工業者の問題がございます。それから今日まで

余り話題に上つていないのであります、関連産

業としましては、漁網、ロープ、これらは出漁が

されないといためにいま生産されましたものが

納入されおりませんけれども、補償がまだ入らな

いということでその支払いもされていない。しか

もこれは相当強い操業短縮を今後していかなければ

ならない。水産加工業者ともども、漁網、ローブ

というものは御承知のように中小零細企業でござ

います。これらに對する融資とあわせ、雇用面に

おいても現行法の彈力的運用というものが当然

あつてかかるべきだと、こう思います。よろしう

うございますね。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御承知のように、

本年の五月一日から水産食料品の製造業初め関連

の七業種につきまして、雇用調整給付金の対象業

種として指定したところでござりますけれども、

漁網、ロープにつきましても先生御指摘のよう

事態に追いつかれつつあるわけでございます。し

たがいまして、われわれいたしましてはいま漁

網、ロープにつきましての操業度等につきまして

早急な資料の収集を行なつております。それの

結果がまとまり次第、早急に御要望のような方向

で対処いたしたいと考えております。

○柄谷道一君 その点は準備に要した費用の中

に、漁網、ロープの購入費といふものは当然私は

入ってくると思うわけでございまして、雇用保険

の弾力的運用とあわせて、水産庁のいわゆる補償

金算定の中にも、この問題に対する十分な配慮を

加えていただきたい、こう思います。

それから、時間が余りありませんので、二つ御

質問をしたいわけでありますが、私は陸

上と海上の雇用関係法の不平等ということを指摘

いたしたいと思うのであります。船員保険の被保

険者数漁船関係十一万三千四百四十九人、五十一

年十二月末でございますが、これに対する失業保

険が適用されている被保険者の数は三万八千九百

九十八人、すなわち三四%にしか過ぎません。昭

和五十年十一月が三一%、三%ほど上がつてはお

りますけれども、きわめてこれは低率であると言

わなければならぬと思います。また、社会保険

の五十年十月に八千八百四十人を抽出いたしま

した調査が私の手元にござりますけれども、これ

によりますと、十二ヶ月以上勤めている、すなわ

ち当然被保険者となるべき資格の者であります

未適用である。それが未適用者の六一・四%を占

めている、これは傾向値でござりますけれども、

そういう問題がございます。私はこのような点を

考えますと、まず適用範囲において海上は六ヶ月

以上者を対象者にしておりますが、海上の場合

は年間雇用者に限定しております。同時に、年

間雇用者であつて資格がある者もこのようにまだ

依然として法の不徹底により未適用者がが多い。

二番目には、陸上にあります短期特例の制度が海上

にはございません。さらに、基本手当につきまし

ても、五十五歳以上陸上三百日に対して海上は二

百四十日、六十日の差がございます。さらに、問

題を指摘いたしますと、雇用保険の雇用改善三事

業が船員保険には含まれておりませんし、本日可

決されるであろう雇用安定資金制度もまた海上に

は適用されない。このように、同じ労働者であり

ながら陸上、海上の間にその法内容において著し

い不平等、不公平が存在しているというのが実態

ではないか。こういうことを考えますと、私は海

上労働者に対する雇用のあり方について、この際

根本的な洗直しが必要である。と同時に、わずか

か被保険者二十数万というこの数で、果たして陸

上と同じような制度を適用することについて保険

原則になじむであろうかどうか。保険原則を適用

していくこうとすれば、これは当然相当陸上に比べ

て高額の保険料を取らなければ、陸上と同じベー

スに合わすということができない。ということに

なれば、もっと突き進んでいくとするならば、総

合保険である船員保険の中に雇用問題を包括して

いることかが果たして妥当なかどうかという根本

問題までさかのぼる、私はそれが実態ではないか

と思うのであります。審議会でもいろいろ洗い直

しが行われているようでございますが、労働大臣

この際私は、関係する省庁多いのですね、労働省、

厚生省、水産庁、運輸省、四省にまたがつて

いるのであります。

わけです。この四省が私は少なくともプロジェクト

を組んで、これら陸上、海上の不公正取り扱い

に対する解決について着手すべきではないか。

第二の質問は、陸上につきましては、昭和三十

三年に駐留軍関係、三十四年には炭鉱離職者、四

十一年には纖維、この三業種に対しまして臨時措

置が行われました。私は今日の深刻な情勢を考え

ます場合に、現在の法体制の中で果たして雇用対

策が万全いかないか、少なくとも漁業従事者等の臨

時措置法を制定いたしました、かつて駐留軍、炭

鉱及び纖維に對してとられたと同様の措置が立法

の根拠を持って行われるべきではないか、こう思

うのであります。

以上、二点について私の質問を申し上げまして

終わります。

○国務大臣(石田博英君) 第二の点であります

が、第二の点については、確かに重大な段階は迎

えておりますが、その実情はまだつきりつかん

でない状態であります。前にやりましたよう

な臨時措置法をやるかやらないかということは、こ

れはこれから日本の産業政策あるいは水産政

策、漁業政策といふようなものとの関連、見通し、

そういう上に立って配慮しなければならぬ問題だ

と私は考えておる次第であります。労働行政だけ

の立場から発言をいたす段階ではないと思いま

す。

それから、第二の問題でございますが、私自身

労働行政を初めてお預かりしてから二十年たつて

いるのですが、いまだなぜ船員だけが特別扱い

されているのか私自身がまだ納得がいかない状態

であります。しかし、行政的な扱い方としまして、

いま御指摘のように、水産庁へ行つたら運輸省へ

行け、運輸省へ行つたら厚生省へ行け、厚生省へ

行つたらそれは労働省だといってぐるぐるぐるぐる

回らされているのはこれは困る。そこで、これ

を窓口を一本化して、そして一定の日にちを決め

てこちらの担当者が全部集まって、そして応対を

する、お話を聞くといふような運営をいたしたい

と、こう考えております。

それから、陸上と海上の雇用保険の扱いは、これはやはり同じに扱うべきものだと考えておる次第であります。

○理事(浜本万三君) 労働大臣にちょっとお願いしたいんですが、上田委員長が参りまして大臣にお願いするという予定になつておつたんですが、まだ見えないようですか私がかわりまして。

今朝、新聞、テレビ等で報道されております三井芦別鉱のガス爆発事故、これは無論通産省及び関係省庁で対応されるでしょうが、労働省とされましても労働安全対策あるいは死亡者に対するいろいろな措置等が必要になってくると思われますので、ぜひひとつ万全の対策を労働省として講じていただきたいとお願いをしたいと思いまして。

○國務大臣(石田博英君) いまの御指摘の問題について、もうすでに直ちに課長を現地に派遣いたしました。そして、実態の把握に努めますと同時に、一酸化炭素等の中毒を予防いたしましためには特別の器具が必要でございますので、その特別の器具を現地に近い美唄の労災病院にもう集中させております。万全の措置をとつております。

○理事(浜本万三君) ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○理事(浜本万三君) それじゃ速記を起こしてください。
この際、委員の異動について御報告いたします。本日、森下泰君及び鹿島俊雄君が委員を辞任せられ、その補欠として二木謙吾君及び永野巖雄君がそれぞれ選任されました。

○理事(浜本万三君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(浜本万三君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですか、これより直ちに採決に入ります。雇用保険法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○理事(浜本万三君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○佐々木満君 私は、ただいま可決されました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共产党及び民主党政党の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、現在の長期にわたる不況による深刻な雇用失業情勢にかんがみ、労働者の雇用及び生活の安定を図るため、左記事項について、なお、一層努力すべきである。

一、今後の経済社会情勢の変化に対応して、完全雇用の達成を図るため、労働時間の短縮問題を含め、労働者の雇用機会の確保、拡大の施策を講ずるとともに、失業者の再就職の促進、短期雇用、日雇い、パート、家内労働者等不安定就労の改善のための施策の充実を図ること。

二、雇用安定事業の実施に当たっては、特に、中小企業、下請企業の労働者の失業予防に実効があがるように、その実施基準及び運用について十分配慮すること。

三、雇用安定事業等の四事業の実施に当たっては、関係労使の意見を十分に反映した適正な運営が図られるよう公労使三者構成による専門機関の設置等速やかに所要の措置について検討を行うこと。

四、雇用保険の安全全面適用を可及的速やかに実現するよう努めるとともに、被保険者が不利益を被ることなく適用事務の円滑な処理が行われること。

るよう定員増を含め事務体制を充実するなど適切な措置を講ずること。

五、日雇失業者の就労確保が厳しい実情にかんがみ、日雇失業給付の段階制の是正、特例の受給要件の緩和等その改善について可及的速やかに所要の措置を講ずること。

六、生涯訓練体系の確立、技能尊重気運の醸成を図るとともに、特に、中高年齢層に対する転職訓練の量的質的な内容の強化、訓練期間中の生用保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共产党及び民主党政党の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、現在の長期にわたる不況による深刻な失業の予防にすることにかんがみ、その給付の対象となつた企業においては、従業員の解雇が安易に行われることのないよう行政指導に特段の配慮を行うこと。

八、最近の海運業の低迷、国際的な漁業規制の強化等による船員の深刻な雇用・失業情勢にかんがみ、船員としての雇用の確保、失業の予防を図るため、可及的速やかに雇用対策を確立するとともに、やむを得ず転職する船員については、その雇用機会の確保のため、特段の配慮をすること。

九、最近の海運業の低迷、国際的な漁業規制の強化等による船員の深刻な雇用・失業情勢にかんがみ、船員としての雇用の確保、失業の予防を図るため、可及的速やかに雇用対策を確立するとともに、やむを得ず転職する船員については、その雇用機会の確保のため、特段の配慮をすること。

以上でござります。よろしくお願いいたします。

○理事(浜本万三君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○理事(浜本万三君) 全会一致と認めます。よつて、佐々木君提案の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石田労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許しました。石田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしましてこれが実現に努力する所存でございます。

○理事(浜本万三君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(浜本万三君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

この際、便宜私から各派共同提案にかかる定年延長の促進に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

定年延長の促進に関する決議(案)

政府は、昭和五十二年度を最終年度とする経済社会基本計画において、六十歳定年が一般化することを目標として定年延長促進のための指導助成に努めることを定めさせていたが、未だに大企業はじめ多くの企業において六十歳未満定年制が大勢を占めている。

働く意志と能力を有しながらも、ひとたび定年退職を迎えるとその再就職は困難をきわめ、さらには、定年年齢と年金受給開始年齢との間にギャップがあるなど生活不安につながつてゐるというのが実情である。

政府はこうした深刻な実情を速やかに是正するため、定年制を有する企業において当面少なくとも六十歳定年を実現するよう、労使の自主的努力を基本としつつ、定年延長のための指導援助の措置を積極的に講ずるとともに、各企業に対し定年延長計画の策定を指導するとともに、各企業の検討をも早急に行うべきである。

本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(浜本万三君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決しました。

ただいまの決議に対し、石田労働大臣から発言を求めておりますので、これを許します。石

田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) ただいま御決議のありました定年延長の促進につきましては、政府としても広く関係者へ呼びかけを行つたところであります。が、今後におきましても御決議の趣旨を尊重いたしまして一層努力をしてまいる所存でございます。

○理事(浜本万三君) 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聽取いたしました。石田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) ただいま議題となりました労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働安全衛生法の一部改正について御説明申し上げます。

最近における労働災害の発生状況を見ますと、全般的には毎年減少の一途をたどっておりますが、その中にあって職業病の発生は、なお相当数に及んでおり、特に、がん原性物質等による重篤な職業性疾患が大きな社会問題となつております。

政府は、このような問題に的確に対応するため、ILO第百三十九号条約の批准を進めるとともに、あわせて、職業病対策の充実強化を中心として労働安全衛生法の一部を改正することとし、一般、中央労働基準審議会に諮問し、その答申に基づいて立案した次第であります。

次に、法案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、職業病対策の充実強化であります。

その一是、化学物質の有害性の調査を行うこと

とするものであります。

新規の化学物質を製造し、または輸入しようとする事業者は、その化学物質の有害性についての調査を行い、その結果を労働大臣に届け出なければならぬこととし、労働大臣は届け出をした事業者に対し労働者の健康障害を防止するための措

置を講ずべきことを勧告することができるることといたします。

また、労働大臣は、がんその他の重度の健康障害が生ずるおそれのある化学物質については、事業者等に対し、特別の有害性の調査の実施及びその結果の報告を指示することができることといたしております。

その二是、疫学的調査等を行うこととしたこと

であります。

労働大臣は、化学物質等と疾病との関係を把握するための疫学的調査その他の調査を実施するとともに、その調査の適切な実施に資するため、事業者等がこれに対し、協力すべきものといたしております。

その他、有害物の表示、健康管理手帳の交付対象者の範囲等について充実を図ることといたしております。

第二は、労働者の安全を確保するための規定の改善であります。すなわち、検定、自主検査、免許試験等について改善を図ることとするほか、統括安全衛生責任者の業務執行についての勧告等について所要の規定を整備することといたしております。

じん肺のより以上の進展を防止するための唯一の方策は、じん肺の進展段階に応じて的確に粉じん暴露の低減ないしは中止を行うこととあります。

そこで、先に述べました五区分のじん肺管理区分に応じて、粉じん暴露の低減・中止について段階的かつ具体的な健康管理のための措置を定めることがあります。

また、じん肺管理区分が管理四と決定された労働者はか、肺結核その他の合併症にかかるいと認められる者は、療養を要することとして健康管理の適正化を図っているところであります。

現行じん肺法は、昭和三十五年に制定されて以来十七年間を経過しており、その間の産業活動の進展に伴い、粉じん作業從事労働者が約六十万人にも達する等労働面での変化が見られる一方、じん肺に関する医学的研究にも進歩が見られることであります。

政府としては、このような情勢を踏まえ、粉じん作業從事労働者のより一層の健康管理の充実を行

図るためにじん肺法の一部を改正することとし、じん肺審議会に諮り、その答申に基づいて立案し、た次第であります。

次に、法案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、じん肺の定義の改正であります。

制定後の医学の進歩により、肺結核以外のじん肺と密接な関係があると認められる疾患についてもじん肺の合併症としてとらえ、じん肺そのものとは別個に適切なる健康管理を行うこととしたところであります。

第二は、じん肺に係る健康管理の区分の改正であります。

じん肺のより以上の進展を的確に防止することを目的としてじん肺管理区分を定めることとし、エックス線写真の像を基礎として、じん肺管理区分を五つに区分することといたしました。

第三は、健康管理のための措置の充実であります。

じん肺のより以上の進展を防止するための唯一の方策は、じん肺の進展段階に応じて的確に粉じん暴露の低減ないしは中止を行うこととあります。

そこで、先に述べました五区分のじん肺管理区分に応じて、粉じん暴露の低減・中止について段階的かつ具体的な健康管理のための措置を定めることがあります。

また、じん肺管理区分が管理四と決定された労働者はか、肺結核その他の合併症にかかるいと認められる者は、療養を要することとして健

康管理の適正化を図っているところであります。

その他じん肺健康診断の整備充実を図る等所要の整備を行うことといたしたこととあります。

以上この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(浜本万三君) 以上をもって趣旨説明の聴

取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(衆)

二、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(参)

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のよう改定する。

第九条中「第十三条」を「第十三条の二」に、「第二十条第一項及び」を「第二十条第一項、第二十条の二及び第二十条の三」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(母性に対する健康診査等)

第九条の二 都道府県知事は、満十六歳を超える女子に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。ただし、第十一条の二第一項の規定又は学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)その他政令で定める法令の規定による健康診査又は健康診査を受けることができる者に対しては、政令の定めるところにより、健康診査は行わないものとする。

都道府県知事は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、その健

康診査を受けた者に対し、必要な指導を行わなければならない。

第十二条の前の見出しを「(乳幼児に対する健康診査)」に改める。

第十三条中「妊娠婦又は乳児若しくは」を「児又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(妊娠婦に対する健康診査)

第十三条の二 都道府県知事は、妊娠婦に対し、厚生省令の定める基準に従い、健康診査を行わなければならない。

2 前項の基準は、少なくとも、妊娠中十二回、出産後一回の健康診査が行われるよう定められなければならない。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十九条中「その市」を「その市。第二十条の二第一項において同じ。」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

(出産医療費の支給)

第二十条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に住所(住所を有しないときは、居所)を有する者の出産又は妊娠若しくは出産に起因する疾病について健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他政令で定める法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者がこれらの法令の規定により当該給付につき一部負担を支払うべき場合においては、当該給付から当該一部負担金に相当する額を控除した額とする)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、厚生省令の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を出産医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 第一项に規定する者が、厚生省令の定める手続に従い、健康保険法第四十三条第三項第

一号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関その他の厚生省令で定める病院、診療所、助産所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、都道府県知事は出産医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に對し、出産医療費の支給があつたものとみなす。

5 都道府県知事は、第三項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

6 第一项に規定する者が、第三項の規定により保険医療機関等から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、当該医療に關し都道府県知事が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(不正利得の徴収)

第二十条の三 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により出産医療費の支払を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十一条第一項中「第十二条の規定による健康診査及び前条の規定による措置」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二までの規定による健康診査、第二十条の規定による措置並びに第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び前条の規定による措置」を「第二十条の規定による措置

及び第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に、「第十二条」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十条」に改める。

第二十四条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条中「第二十条」を「第二十条から又は第二十条の一」に、「差し押え」を「譲り渡し、担保に供し、又は差し押え」に改める。

第二十五条中「第二十条」を「第二十条から等」に改め、同条中「第二十条」を「第二十条から又は第二十条の一」に、「差し押え」を「譲り渡し、担保に供し、又は差し押え」に改める。

第二十条の三まで」に改める。

第二十七条第一項中「及び第二十条の規定による養育医療の給付」を「、第二十条の規定による養育医療の給付及び第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び第十二条」を「並びに第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改める。

本則に次の二条を加える。

(実施命令)

第二十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ二第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「(助産ヲ含ム以下之ニ同ジ)」を、「診療録」の下に「、助産録」を加える。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第二十一条第一項中「第十二条の規定による健康診査及び前条の規定による措置」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二までの規定による健康診査、第二十条の規定による措置並びに第二十条の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び前条の規定による措置」を「第二十条の規定による措置

第四十三条の二中「從事スル医師若ハ歯科医師」を「從事スル医師、歯科医師若ハ助産婦又は薬剤師(以下「保険医、保険助産婦」)」に、「又ハ薬剤師(以下「保険医」を「、助産婦又は薬剤師(以下「保険医、保険助産婦」)に改める。

第四十三条ノ三第一項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第四十三条ノ五第一項及び第二項中「保険医」の下に「保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「、助産婦」を加え、同条第三項中「保険医」の下に「、保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ六中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ八第二項中「又ハ負傷」を「、負傷又ハ分娩」に改める。

第四十三条ノ十第一項中「診療録」の下に「、助産録」を、「保険医」の下に「、保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十二第一号中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加え、同条第四号中「診療録」の下に「、助産録」を加える。

第四十三条ノ十三、第四十三条ノ十四第二項及び第四十三条ノ十五中「保険医」の下に「、保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十六第一項中「若ハ診療所」を「、診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項及び第三項中「又ハ診療所」を「、診療所又ハ助産所」に改める。

第四十四条中「診療所」の下に「、助産所」を加える。

第四十五条中「療養」を「疾病又ハ負傷ニ関シ療養」に改める。

第五十条第二項中「前項ノ場合ニ於テ被保險者ガ」を「被保險者分娩シタルトキハ」に改め、同条第三項中「若ハ診療所」を「、診療所」に改め、同条第二項中「若ハ助産所」に改める。

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

紹介議員 小山 一平君

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八四号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市跡市町三、五四一
紹介議員 片山 基市君
大賀善美子外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

紹介議員 善久外九名

第三九八五号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市千田町九〇七 横山

紹介議員 川村 清一君
豊外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八六号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市後地町一、七四六
紹介議員 神沢 浩君
刈屋淳志外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八七号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市和木町五二三ノ二
紹介議員 久保 亘君
長谷多美子外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八八号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県浜田市国分町七六二 新田

紹介議員 マツエ外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八九号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町一〇四 北風

紹介議員 善久外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九〇号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市千田町九〇七 横山

紹介議員 川村 清一君
豊外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九一号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市波積町本郷二七九ノ二
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九二号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市波子町一、二五五
ノ九二 黒川重以外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九三号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市二宮町神村 坂口保
正外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九四号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町二一八ノ三
山藤則子外九名

紹介議員 澤田 英行君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九五号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市二宮町神主一、九六
二 工藤佐津江外九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九六号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津二、二一六ノ三
五 森元靖夫外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九七号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市跡市町二、四八九
山中隆子外九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九八号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九九号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津町一、四〇五
村尾正実外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇〇一号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇三号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇四号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇五号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇六号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇八号 昭和五十二年四月十八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
高松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 小林幹男外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

請願者 島根県江津市黒松町一八 中田重義外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 田中寿美子君
百七十名

第四二八六号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 松田一兵衛外九名

坂田英一君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

坂田一兵衛外九名

第四二八七号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 松本英一君

坂田一兵衛外九名

第四二八八号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 宮之原貞光君

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八九号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 内藤功君

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九〇号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 高島辰義外三千百二十名

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九一号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 七名

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九二号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 請願者 東京都板橋区前野町五ノ二

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九三号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 請願者 島根県江津市都治町四九九ノ五

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九四号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 請願者 島根県江津市敬川町一、二二八

坂田一兵衛外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九五号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 請願者 島根県江津市黒松町一八 中田重義外九名

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九六号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 請願者 島根県江津市敬川町一、二七一

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二九七号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 請願者 島根県江津市敬川町一、二七二

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

紹介議員 田中寿美子君

紹介議員 片山 基市君

第四四七五号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県浜田市野原町一、七三七
山本綾子外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四四八〇号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市和木町三二〇 原キ
クミ外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五二八号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋一ノ三〇ノ六
神保宏外四百六十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三八九四号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 長野県佐久市伴野一、五六七 岡
村正男外十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九〇号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県佐久市志賀三、七〇四 井
出陸雄外十九名

紹介議員 加藤 完君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九一号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県小諸市町県営富士見平二
三水出幸三外九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九二号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山四区六、〇七八
佐藤憲三外十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九三号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 東京都清瀬市竹丘三ノ一ノ七二
加藤美和子外千二百六十六名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九四号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市江戸町二ノ四〇
島睦男外十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九五号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市江戸町二ノ四〇
島睦男外十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九六号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山四区六、〇七八
佐藤憲三外十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九七号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市江戸町二ノ四〇
島睦男外十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九八号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県佐久市瀬戸一、六八五 土

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九九号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
田中千代子外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四四七七号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津町一、二五六
ノ九 倉賀野修外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四四七八号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津町三〇六 林恒
雄外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四四七九号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
田中千代子外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五一七号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町八〇八出雲市

民病院内

常陸吉義外二千五百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三八九三号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県佐久市瀬戸一、六八五 土

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇〇六号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県佐久市瀬戸一、六八五 土

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三八九八号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町南田原井武田

五八 村上建元外七名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 濱谷 英行君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三八九九号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町皮簾石五百成

一二 小川ツヤ子外九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇〇号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡大越町上大越山口一

二二 小川ツヤ子外九名

紹介議員 丹伊田友男外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇一号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡大越町上大越山口一

二二 小川ツヤ子外九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇二号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県伊達郡梁川町北本町一九ノ

一 坂田ひさえ外六名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇三号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町油舟舟橋一二

ノ五 安田エイ子外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇三号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県二本松市郭内二ノ三四五ノ

二 佐藤武外八名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇四号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町小沢諏訪三八

ノ八 遠藤広子外三名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇五号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町谷津作鬼石一

二二 坪井正男外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇六号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡新町中通一〇

九 永瀬国代外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇七号 昭和五十二年四月十五日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町川柄曲渕

五一 八三 石田美代子外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 三三 松本太事外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇八号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡大越町下大越宮山七

四五 加藤雄外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九〇九号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田町黒岩城南

八九ノ二 笠原ミヨシ外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一〇号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡磐梯町諏訪山二、九

五 松本太事外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一一号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町金田芭添

五一 二四三 荒川竜子外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一二号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町門沢日照田二

三二 鈴木和夫外九名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一三号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町門沢日照田二

佐原市郎外六名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一四号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡磐梯町諏訪山二

九 豊君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一五号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡磐梯町牧野後原七二

二 佐原市郎外六名
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一六号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡磐梯町諏訪山二

九 豊君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一七号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡磐梯町諏訪山二

九 豊君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第三九一八号 昭和五十二年四月十六日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡磐梯町諏訪山二

九 豊君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県北会津郡会津村蟹川一、九二三 五十嵐満外六名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇七八号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町明内四、二八九ノ一 吉田作夫外九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇七九号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町寺後四、六一九 渡辺二公外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八〇号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町本町三八渡部一外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八一号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町戸ノ口一、七〇五 渡辺哲夫外九名

紹介議員 宮之原良光君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八二号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県会津若松市町北町藤室南二一八 稲村行雄外八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八三号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県若松市城前四ノ一三津田善助外九名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八四号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県会津若松市山見町三四〇斎藤淳外九名

紹介議員 森 滉治君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八五号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田町貢町古川端一四三 渡部春枝外七名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四〇八六号 昭和五十二年四月十八日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島市飯坂町東湯野屋一四ノ一

紹介議員 棚内良子外九名

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二五二号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 福島市飯坂町東湯野屋一四ノ一

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二五六号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市北丘町七一ノ四 宮崎峯生外九名

紹介議員 茂ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二六〇号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市針原町二四ノ九 与語田紀子外九名

紹介議員 大塚 齊君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二六一号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市泉町二九 佐々木京子外十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二五七号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町五一六 深見常夫外九名

紹介議員 下悦子外五名

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二五八号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町文木六五 前田耕江外九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二五九号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 名古屋市守山区森孝新田乙一四四酒井健外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二五六号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市北丘町七一ノ四 宮崎峯生外九名

紹介議員 大塚 齊君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二六〇号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市針原町二四ノ九 与語田紀子外九名

紹介議員 大塚 齊君

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

第四二六一号 昭和五十二年四月十九日受理

大脛四頭筋短縮症患者教済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市中品野町六一 西本志穂外九名

この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六二号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町境ノ内二八九
ノ二 村田守外三名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六三号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市本町一ノ一六ノ一九
宮川勇一外九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六四号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市内三四六ノ二
二 中田ヨシミ外九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六五号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市小野町中通七 塩田
巧外九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六六号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県伊達郡国見町西大枝堂ノ前

紹介議員 二一 後藤ミツ子外九名
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 佐藤優外九名
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 丹治文雄外九名
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 新次君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 丹治文雄外九名
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 西山良子外九名
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 操君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 木要吉外九名
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 茂ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 大塚 酒君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

請願者 福島県相馬市中野堂の前一三七ノ二
且黒文雄外九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 渡辺千代外一名
三外十名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 稲田弘
三外十名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 結城由光外九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 長田春治外九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 辻雅光外十名
紹介議員 大塚 酒君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 福島県郡山市大槻町小山田前一二
寺
紹介議員 長田春治外九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 長田春治外九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 福島県郡山市坪田台町一一九 寺
島春雄外九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 福島県相馬市坪田台町一一九 寺
島春雄外九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 福島県郡山市坪田台町一一九 寺
島春雄外九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

請願者 福島県石川郡平田村永田切田一七
請願者 薄井仁外十名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 第四四四四号 昭和五十二年四月二十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市市栄町六ノ三 梶田弘
三外十名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 第四四五五号 昭和五十二年四月二十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市大槻町小山田前一二
寺
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 第四四四六号 昭和五十二年四月二十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市菜根三ノ一九ノ一〇
長田春治外九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 第四四四七号 昭和五十二年四月二十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市開成五ノ八ノ一 宗形正次外九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四八号 昭和五十二年四月二十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市黒木上泉二八八 伏見京子外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第四四五三号 昭和五十二年四月二十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町西中子郷五七今野美枝子外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

の抜本改善に関する請願
請願者 広島県深安郡神辺町上御領一、〇七〇ノ七 高橋長吉外三名
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一六号 昭和五十二年四月十五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市丸山町二〇六 安田健治外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一二号 昭和五十二年四月十五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市浅江二、一五九ノ二河村信彦外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一三号 昭和五十二年四月十五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市光井金山前四、四六〇ノ五 小沢三天外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 野々山 一三君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九九九号 昭和五十二年四月十六日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市丸山町二五八 伊藤孝次外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一四号 昭和五十二年四月十五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市浅江二、一〇一 西岡義和外四名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇〇号 昭和五十二年四月十六日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡平生町佐賀一、八三一 福永克博外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一一号 昭和五十二年四月十五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市光井一、一〇七 木本浜治外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 松久 俊夫外三名
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一五号 昭和五十二年四月十五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡平生町佐賀一、八三一 福永克博外九名

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一六号 昭和五十二年四月二十一日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡船引町七ツ垣一九

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

撤廃すること。

五、傷病手当金の支給額を増やし、支給期間を延長すること。
六、分べん費や埋葬料の最低保障額を引き上げること。

七、予防給付を健康保険で現物給付にすること。

八、健康保険における国庫負担を増額し、保険料の労働者負担割合を引き下げること。

国民健康保険に関する事項

一、療養給付を本人、家族とも十割にすること。
二、療養給付をめざし、当面八割に引き上げること。

三、老人、乳幼児の医療費は、全額公費負担にし、国保財政の健全化を図ること。

四、必要な国保財政の支出増は、保険税(料)の引上げでなく、国庫負担の増額によつてまかうこと。

五、保険税(料)の負担は、所得税の高低に応じて公平に負担するようにして、人工透析など高額な医療については全額国庫負担とすること。

七、国民健康保険証の全国通用の完全実施を促進すること。

理由
インフレと不況で国民の生活がかつてない困難に陥っている今日、老人、障害者、患者など経済基盤の弱い人々はもちろのこと、国民すべてが、いま、国民本位の医療制度の確立をつよく求めている。特に、切実な願いとしては、救急医療体制、差額ベット、付添料の患者負担廃止などがある。このような、切実かつ緊急な医療供給体制の改善がまったく後れたままなのに、国民健康保険はない。もとより就労者については、この種事業に

負担限度の引上げ、老人医療の有料化など、すべて国民の負担を大幅に増加させる医療保障、医療保険制度の改悪が、政府の手によって強行されようとしている。

第三九四七号 昭和五十二年四月十五日受理
雇用安定基金制度の実現等に関する請願

請願者 奈良市紀寺新屋敷町三八五ノ六

木原嘉男外三千七百二十三名

紹介議員 炙谷 道一君

雇用不安及び物価高の続く生活危機を克服してゆくため、当面、次の諸施策を重点的に講ぜられたい。

一、雇用安定基金制度の実現を含む完全雇用達成のためのあらゆる施策を推進すること。

二、定年延長に対する行政指導を強化し、速やかに六十歳定年の法制化を図ること。

三、老人、乳幼児の医療費は、全額公費負担にし、国保財政の健全化を図ること。

四、必要な国保財政の支出増は、保険税(料)

の引上げでなく、国庫負担の増額によつてまかうこと。

五、保険税(料)の負担は、所得税の高低に応じて公平に負担するようにして、人工透析など高額な医療については全額国庫負担とすること。

七、国民健康保険証の全国通用の完全実施を促進すること。

理由
インフレと不況で国民の生活がかつてない困難に陥っている今日、老人、障害者、患者など経済基盤の弱い人々はもちろんのこと、国民すべてが、いま、国民本位の医療制度の確立をつよく求めている。特に、切実な願いとしては、救急医療体制、差額ベット、付添料の患者負担廃止などがある。このような、切実かつ緊急な医療供給体制の改善がまったく後れたままなのに、国民健康保険はない。もとより就労者については、この種事業に

依存することなく、できる限り常用就職を促進するのが本旨であり、職業安定機関には、そのための努力を期待するものであるが、その就労実態並びに現下の就職事情から見て、このことは極めて困難である。

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第三九七六号 昭和五十二年四月十五日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園春風町三ノ一

御櫻益司外九十四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第三九六五号 昭和五十二年四月十五日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第四〇三七号 昭和五十二年四月十六日受理
健康保険法の一改正案反対等に関する請願

請願者 島根県松江市瀬町一 橋田勤外十

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四一八四号 昭和五十二年四月十八日受理
健康保険法の一改正案反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市新寺小路一一阿部内

科医院内 阿部一郎外二十六名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第三九六八号 昭和五十二年四月十五日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市里中町二ノ九ノ二九

紹介議員 加藤敷外八十一名

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第三九六九号 昭和五十二年四月十五日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県田川市東区新町一〇ノ一全

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第四〇三八号 昭和五十二年四月十六日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 島根県松江市瀬町一 橋田勤外十

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四一八五号 昭和五十二年四月十八日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 宮城県仙台市広瀬町三ノ六星陵ホ

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四二九六号 昭和五十二年四月十九日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 大阪府河内長野市楠町西五五八三

紹介議員 初田 嘉市外五十三名

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四〇三五号 昭和五十二年四月十六日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町殿町四〇七

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第四一八九号 昭和五十二年四月十八日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県田川市東区新町一〇ノ一全

紹介議員 二十五名

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第三九七〇号 昭和五十二年四月十五日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 国じん肺患者同盟内 川原吉和外

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

法制化に関する請願

請願者 東京都墨田区横川五ノ八ノ一八

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四三〇五号 昭和五十二年四月十九日受理

じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 秋田県大館市輕井沢下貸三〇 割

紹介議員 石義雄外二十六名

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第四〇三九号 昭和五十二年四月十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 島根県江津市波子町イ一、〇〇六

黒川明範

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四一三三号 昭和五十二年四月十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 神戸市生田区山本通五ノ一ノ一二

辻田武司

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四一三三号 昭和五十二年四月十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 北海道夕張郡栗山町接丘一丁目

遠田三男外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四一三三号 昭和五十二年四月十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 横浜市神奈川区立町二三 平瀬ユ

イ子

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四一三五号 昭和五十二年四月十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願(二通)

請願者 静岡県熱海市中央町三ノ一一 高橋幸一外四千百六十七名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第四四二六号 昭和五十二年四月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 栃木県矢板市本町二ノ三三 菅谷正一郎

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 広島市舟入町二ノ五 立川一馬

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第四四五七号 昭和五十二年四月十六日受理

ハンセン氏病療養所の医療の充実・整備の促進に

関する請願(三十四通)

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、七九六

宮崎忠司外三百二十六名

紹介議員 細川 譲熙君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四四五八号 昭和五十二年四月十六日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第四四五九号 昭和五十二年四月十九日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 千葉県船橋市前貝塚町五六七 梅

田義信外九名

この請願の趣旨は、第三五十九号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

原爆被爆者の援護法制定に関する請願(二通)

請願者 静岡県熱海市中央町三ノ一一 高橋幸一外四千百六十七名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

老人医療費の有料化と健康保険の改悪反対並びに

医療の改善に関する請願

請願者 鳥取市湖山町北一四一一 角本順次外五千七百十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一九五〇号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 香川県大川郡白鳥町湊一、九五九

紹介議員 一ノ一 橋本弘司外一万九千九百九十五名

この請願の趣旨は、第三五十九号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 石川県金沢市大和町一ノ一 森野千鶴子外百九十九名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第三五十九号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十九日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町入善六、〇〇 高橋さよ子外二百名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三五十九号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 上田一成外七十六名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 伊藤恒男君

この請願の趣旨は、第三五十九号と同じである。

える。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前項の規定による検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

第四十四条の次に次の見出し及び二条を加え。

（型式検定）
第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者（以下「型式検定代行機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。

2 労働大臣又は型式検定代行機関は、前項の規定による検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合に

は、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

3 労働大臣又は型式検定代行機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

4 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を製造し、又は輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるとこ

れにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならぬ。

5 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第二項の機械等で、第四項の表示が付されていはないものは、使用してはならない。

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間

（次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間）は、前条第一項の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、型式検定を受けなければならない。

第四十五条に次の三項を加える。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行つときは、その使用する労働者で労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項の規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るために必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関する必要な指導等を行うことができる。

第二 第四十六条第一項中「この条」の下に「及び第五十三条」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。
第五十四条（見出しを含む。）中「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「検定」を「個別検定」に改め、第五章第一節中同条の次に次四条を加える。

（型式検定代行機関）
第五十四条の二 第四十四条の二第一項の規定による指定は、労働省令で定める区分ごとに全国を通じて一を限り、型式検定を行おうとする者の申請により行う。

3 第二項の登録は、検査業者にならうとする者の申請により行う。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の登録

第四十六条第二項及び第三項並びに第四十

七条から第五十三条までの規定は、型式検定代行機関にして準用する。この場合において「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項中「第一項」といるのは「第五十四条の二第一項」と、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替えるものとする。

（検査業者）
第五十四条の三 検査業者にならうとする者は、労働省令で定めるところにより、労働省又は都道府県労働基準局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他の労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。
一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の五第二項の規定による命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

2 第四十五条第一項の条件に違反したとき。
3 第百十条第一項の条件に違反したとき。

4 第五十七条の見出しを「（表示等）」に改め、同条中「前条第一項の物を」の下に「容器に入れる、又は包装して」を加え、「容器（容器に入れないで譲渡し、又は提供するとき）にあつては、その包装（以下同じ。）」を「容器又は包装（容器に入れられ、又は提供するとき）にあつては、その容器に入れられ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するとき）にあつては、その容器」に、「容器のうち」を「容器又は包装のうち」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定めることにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

（化学物質の有害性の調査）
第五十七条の二 化学物質による労働者の健康

をしてはならない。

5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の閲覧を求めることができる。
第六十四条の四 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行つときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第五十四条の五 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が第五十四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

第六十五条の五 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が第五十四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第五十四条の三第四項の基準に適合しないこと。
二 前条の規定に違反したとき。

3 第百十条第一項の条件に違反したとき。

4 第五十七条の見出しを「（表示等）」に改め、同条中「前条第一項の物を」の下に「容器に入れる、又は包装して」を加え、「容器（容器に入れないで譲渡し、又は提供するとき）にあつては、その包装（以下同じ。）」を「容器又は包装（容器に入れられ、又は提供するとき）にあつては、その容器」に、「容器のうち」を「容器又は包装のうち」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法により譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定めることにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

（化学物質による労働者の健康）
第五十七条の二 化学物質による労働者の健康

障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、労働省令で定める有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。）を行い、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき労働省令で定める有害性がない旨の労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、労働省令で定めるとき。

5 第三項の規定による第一項の規定による指

4 労働大臣は、第一項の規定による届出があった場合には、労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聞き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十七条の三 労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査（当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができること。

6 第五十七条の三の規定による指

示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十七条の四 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

第五十八条の見出し中「有害性の」を「事業者の行うべき」に改め、同条中「化学薬品」を「化学物質」に改める。

第六十五条に次の二項を加える。

2 前項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めた者なく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

3 第七十五条の二の規定による指

4 第一項の規定による有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第一項の規定による有害性の調査を行つた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

6 第一項の規定による有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

7 第七十五条の見出しを「免許試験」に改め、同条第二項中「免許試験」の下に「（以下「免許試験」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第一項の」及び「同項の」を削り、同条の次に次の十一条を加える。

二 申請者が、民法（明治二十九年法律第十八号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

（指定試験機関の指定）

第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めたところにより、労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第一項の規定により都道府県労働基準局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行わざる事務を行おうとするときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

4 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

5 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

6 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

7 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

8 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

9 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

10 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

11 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

12 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

13 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

14 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

15 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

16 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

17 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

18 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

19 第一項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

なつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうちに、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

（役員の選任及び解任）

第七十五条の四 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任するべきことを命ずることができる。

（免許試験員）

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行いう場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に關する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときは、同様とする。

4 労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する

行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する命令ができる。

（試験事務規程）

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に對し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

（秘密保持義務等）

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

（監督命令）

第七十五条の九 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（試験事務の休廃止）

第七十五条の十 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。（指定の取消し等）

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十条第五項の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第百十条第一項の条件に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第百十条第一項の条件に違反したとき。

（都道府県労働基準局長による免許試験の実施）

第七十五条の十二 都道府県労働基準局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により労働大臣が指定試験機関に對し試験事務

務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により

試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働基準局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により労働大臣が指

定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、労働省令で定める。

第七十七条第一項中「以下この条及び第一百十二条第一号」を「第百十二号」に、「第四十六条第三項」を「第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に、「行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行おう」に改め、同条第二項中「行なう」を「行

う」に、「以下」を「第九十六条第二項及び第一百十二条第一号」を「第百十二号において」に、「第四十六条第三項」を「第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項に改める。

二 第七十七条第一項に規定する指定（以下この条及び第一百十二条第一号において「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定（以下この条及び第五十三条において「指定」という。）」と、同条第三項に改める。

三 第八十七条第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

三 第九十三条第三項中「第五十六条规定による勧告、第五十七条规定による指示」を加え、「に關する事務」を削る。

三 第九十六条第二項中「若しくは検定代行機関又は指定教習機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関（以下「検定代行機関等」といふ。）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 都道府県労働基準局長は、労働衛生指導医

節 健康管理
じん肺健康診断の実施（第七条～第十一条）
節 節 健康管理区分の決定等（第十二条～第二十条）
健康管理のための措置（第二十一条の二～第二十三条）」
三十五条の二～第四十四条の二」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

2 査その他労働省令で定める検査

第四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項の表を次のように改める。

第四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項の表を次のように改める。	
第四型	第三型
管理四	じん肺管理区分
管 理 四	管 理 一
(1) (2)	じん肺の所見がないと認められるもの エックス線写真的像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの エックス線写真的像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの エックス線写真的像が第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る）と認められるもの エックス線写真的像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの 大きなが一側の肺野の三分の一以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの
管 理 三	じん肺 健 康 診 断 の 結 果
管 理 二	じん肺の所見がないと認められるもの エックス線写真的像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの エックス線写真的像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの エックス線写真的像が第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る）と認められるもの エックス線写真的像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの 大きなが一側の肺野の三分の一以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの
管 理 四	大陰影があると認められるもの 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの

肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾
病をいう。

第二条第一項第四号中「使用者」を「事業者」
に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第
五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項
第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次
の一号を加える。

二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他
のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接
な関係があると認められる疾病をいう。

第二条第二項中「前項第二号の」を削り、同
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一
項を加える。

2 合併症の範囲については、労働省令で定め

—
—
—

(第三条を次のように改める。)

第三条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方によつて行うものとする。

一 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査

二 労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査

三 労働省令で定める方法による結核精密検査

(じん肺健康診断)

第四条の見出し中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第一項中「中欄及び」を削り、同項の表を次のように改める。

第一型	エックス線写真の像
両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	

第四六一五号 昭和五十二年四月二十二日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 田中寿美子君 講願者 北海道旭川市近文町二四丁目 藤井元子外百四十五名	個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 市川 房枝君 講願者 滋賀県草津市平井町一一 北田ひさ外十四名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。
第四六二三号 昭和五十二年四月二十二日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（二十通）	紹介議員 東京都品川区豊町二ハ一九ノ一三 中野内吉子外二百八十五名	第四七八六号 昭和五十二年四月二十五日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 新潟市関屋田町三丁目 早見高正 外二十四名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。
第四六二四号 昭和五十二年四月二十三日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 浜本 万三君 請願者 山口市嘉川上高根 山本トシ子外百三十一名	第四八〇九号 昭和五十二年四月二十五日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 紅谷 照美君 請願者 滋賀県大津市錦織一ノ二八ノ三 清水和美外五十六名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。
第四六二五号 昭和五十二年四月二十三日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 目黒今朝次郎君 請願者 山口市嘉川上高根 山本トシ子外百三十一名	第四五六五号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 鳥根県大田市山口町九七 黒谷明司外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四六二六号 昭和五十二年四月二十三日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（二通）	紹介議員 喜屋武眞榮君 請願者 鹿児島市吉野町二、七一六ノ五 沢田成子外二十九名	第四五六六号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 青木 薫次君 請願者 島根県大田市三瓶町小ヤ原五八五 三宅隆子外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四六二七号 昭和五十二年四月二十三日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 赤桐 操君 請願者 目片易恵外十四名	第四五六七号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 上田 哲君 請願者 島根県江津市江津町一、〇三四 中村成男外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四六二八号 昭和五十二年四月二十三日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願	紹介議員 市川 房枝君 請願者 滋賀県大津市北大路三ノ一三ノ五	第四五六八号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 小野 明君 請願者 島根県江津市嘉久志町イ一、七二 七ノ一 森田実外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四六二九号 昭和五十二年四月二十三日受理 個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（二通）	紹介議員 大塚 喬君 請願者 田中寿美子君	第四五六九号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 坂本孝子外九名 請願者 島根県江津市江津町一、〇一二 坂本孝子外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四五三三号 昭和五十二年四月二十二日受理 増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願	紹介議員 大塚 喬君 請願者 大阪市福島区福島四ノ二ノ七八	第四五六七号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 小野 明君 請願者 島根県江津市渡津町二〇八 西谷茂外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四五六八号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 大塚 喬君 請願者 大阪市福島区福島四ノ二ノ七八	第四五六九号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 小野 明君 請願者 島根県江津市渡津町二〇八 西谷茂外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。
第四五七三号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 大塚 喬君 請願者 大阪市福島区福島四ノ二ノ七八	第四五六七号 昭和五十二年四月二十二日受理 医療保険制度の大改悪反対等に関する請願	紹介議員 小野 明君 請願者 島根県江津市渡津町二〇八 西谷茂外九名
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七六九号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県いわき市馬場四一 磯敏明
紹介議員 福間 知之君
外三名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市馬場四一 磯敏明
紹介議員 福間 知之君
外三名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第四七七一号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市馬場四一 磯敏明
紹介議員 福間 知之君
外三名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七二号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市下龜田二一ノ九 六
紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七三号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市虎丸町一ノ二〇 宮
紹介議員 松本 英一君
崎明人外六名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七四号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市富久山町久保田愛宕
紹介議員 宮之原貞光君
五熊木功外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七五号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市大根町小山田前一二
紹介議員 村田 秀三君
斎藤功外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七六号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市日和田町館一八ノ一
紹介議員 目黒今朝次郎君
壁寸昭三外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七七八号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県郡山市三島町二ノ八八 高
紹介議員 矢田部 理君
橋ユキ外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七八〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県原町市三島町二ノ八八 高
紹介議員 矢田部 理君
鈴木順子外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七八一號 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県原町市二見町三ノ九ノ三
紹介議員 安永 英雄君
鈴木順子外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七八二號 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県東白川郡塙町川上見明七〇
紹介議員 山崎 昇君
藤田喜久美外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七八三號 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県東白川郡矢祭町下関天神前
紹介議員 森下 昭司君
二六 本田福夫外九名

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七八四號 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 福島県相馬郡小高町大井荒町三〇
紹介議員 江尻久吾外千百九十七名
柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第四七八五號 昭和五十二年四月二十五日受理
大脛四頭筋短縮症「患者」救済に關する請願

請願者 静岡県富士市松岡一、八一三ノ一
紹介議員 静岡県富士市松岡一、八一三ノ一

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

紹介議員 粕谷 照美君
大村幸子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十二年四月二十二日受理
健康保険の改定反対に関する請願

請願者 北海道小樽市長橋四ノ六ノ三八
青山健一外五百三名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第四六九三号 昭和五十二年四月二十三日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 山形市あずま町九の一〇 峰田広
蔵外八十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第四八一五号 昭和五十二年四月二十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 栃木県矢板市本町二ノ三三 君島
美津子 武君

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第四八二四号 昭和五十二年四月二十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 大分市横田 長武士外一名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三三二一号と同じである。

第四七三六号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大田五六四
一 山本良一外九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四八二四号 昭和五十二年四月二十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川町三、七四八全
景山良夫外八百九十八名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七三七号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市三浦町池田二、二二
三ノ一 尾崎正一外九名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七三八号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県浜田市大田町栄町三 吉田
義雄外九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六九四号 昭和五十二年四月二十三日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 島根県浜田市黒川町三、七四八全
日本国立医療労働組合浜田支部内
景山良夫外八百九十八名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七〇〇号 昭和五十二年四月二十三日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県長岡市関原町三丁目甲 松
本勝司外三千五百四十名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七三五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県平田市平田町一、一八五
岡崎博光外九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七三九号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県平田市平田町一、一八五
高松正義外九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町栄町二 池田
弘外八名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四一号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大田イ七九〇
一 松田隆志外九名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四二号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大田ロ七〇〇
ノ一 那須照男外一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七三八号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大森町イ九六七 水
田幸子外九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七三九号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大正東三 武
田勝憲外五名

紹介議員 野本 万三君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大正東三 武
田勝憲外五名

紹介議員 野本 万三君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四一号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 新潟市船江町一ノ六一 有田一政
外四百九十九名

紹介議員 細谷 照美君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四二号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 新潟市船江町一ノ六一 有田一政
外四百九十九名

紹介議員 細谷 照美君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四三号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府貝塚市畠中五五貝塚市職員
労働組合内 川口義正外八千四百
名

紹介議員 村井 夏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四四号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四三号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大森町イ九六七 水
田幸子外九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四四号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大正東三 武
田勝憲外五名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町大正東三 武
田勝憲外五名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 新潟市船江町一ノ六一 有田一政
外四百九十九名

紹介議員 細谷 照美君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府貝塚市畠中五五貝塚市職員
労働組合内 川口義正外八千四百
名

紹介議員 村井 夏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四七四五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

紹介議員 田中寿美子君 四 中島紀久外九百三十九名

請願者 愛知県西春日井郡師勝町能田二三
一ノ二八 伊藤宜愛外八千八百一十四名

第四六九八号 昭和五十二年四月二十三日受理
社会保険対策の充実に関する請願(二通)

請願者 宮崎市下北方町野田五八七ノ二四

下西勝三外千八十六名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第四六九九号 昭和五十二年四月二十三日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾淨水町六七ノ二

白石英夫外九十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四七〇一号 昭和五十二年四月二十三日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉南区八幡町三ノ一

藤本チヨ外三百五十名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第四八一一号 昭和五十二年四月二十六日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願

請願者 千葉市緑町二ノ二ノ一 松本繁枝

外九十三名

紹介議員 赤堀 操君

この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第四七一〇号 昭和五十二年四月二十三日受理
「母性保障法」の制定に関する請願

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

請願者 新潟市白山浦一ノ三三六ノ二〇
石戸谷君江

紹介議員 塚田十一郎君

第四七九二号 昭和五十二年四月二十五日受理
母性保障基本法に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町東前原一七

〇ノ四 佐々木治枝外百九十九名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第四八二二号 昭和五十二年四月二十六日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的

諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 千葉市鶴の森町一五ノ一 伊藤

輝男外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第四八二二号 昭和五十二年四月二十六日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的

諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 千葉市平山町七三一ノ六 吉田克

三外九百九十九名

紹介議員 脱脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

紹介議員 脱脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第四八二三号 昭和五十二年四月二十六日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 兵庫県西脇市西脇九二八 飛田慎

一外百十六名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第四八四六号 昭和五十二年四月二十六日受理
療術の制度化に関する請願

紹介議員 塚田十一郎君

現在野放し状態になつてゐる療術行為業(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医業類似行為)を規制して、カイロプラクチック師、電気光線師及び器技師の制度を設けられたい。

療術行為は、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進に寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育と地方府試験により、資質の向上を計り、カイロプラクチック師、電気光線師、器技師の三種の免許制によつて規制し、それぞれの業務を適正に行わせることが必要である。

法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

附則

1 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行

2 昭和五十二年七月以前の月分の特別手当、健
康管理手当及び保健手当の額については、なお
する。
従前の例による。

第六号中正誤

一〇 三六 なかろうか 誤 正

一二 二から二終わり 段行 行

三四 六から六終わり 握把 把握

第七号中正誤

一二 三六 なかろうか 誤 正

一二 二から二終わり 医師新報 医事新報

三四 四一、三一日の分 一日分 制定

昭和五十二年六月四日印刷

昭和五十二年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局